

やまなし障害者プラン2015

(山梨県障害者計画・山梨県障害福祉計画)

平成27年度～平成29年度

平成27年3月
平成28年2月(改定)

山梨県

目 次

第1	計画の基本的な事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	障害のある人の定義	2
5	障害保健福祉圏域	2
6	計画の進行管理	3
7	計画の見直し	3
第2	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	障害者施策の基本的方向	5
3	障害者施策を推進するための横断的視点	6
第3	山梨県における障害のある人の現状把握	8
1	障害者手帳の交付等の状況	8
(1)	身体障害	8
(2)	知的障害	10
(3)	精神障害	12
(4)	難病	13
2	障害のある人の雇用の状況	14
3	特別支援学校卒業生の進路の状況	15
4	障害者施策に関する法整備等	16
第4	分野別施策の展開	18
1	施策目標	18
2	施策展開の考え方	19
3	施策の展開	21
(1)	誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策	21
ア	相互理解の促進	21
イ	協働体制の整備	24
ウ	差別の解消及び権利擁護の推進	26
エ	ユニバーサルデザインの推進等	28
オ	安全・安心の確保	31
(2)	生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策	34
ア	自己選択・自己決定の支援	34
イ	障害福祉サービスの充実	38
ウ	保健・医療の充実	42

(3)	自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策	4 7
ア	教育の充実	4 7
イ	雇用・就労の支援	5 3
ウ	社会参加への支援	5 8
第 5	数値目標	6 3
第 6	地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込み量等 (第 4 期山梨県障害福祉計画)	6 5
1	平成 2 9 年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標	6 5
2	各年度におけるサービスの見込量	6 9
3	各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数	7 3
4	サービス提供を担う人材の養成・確保	7 4
5	山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項	7 5
6	障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び 計画的な基盤整備の方策	7 8
参考資料 1	障害者団体との意見交換会の状況	8 7
参考資料 2	障害のある人への差別に関するアンケート結果	9 5
参考資料 3	障害者に関する意識調査	1 1 4

第 1 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

本県では、平成10年2月に「やまなし障害者プラン」を策定しました。その後、平成16年3月に「新たなやまなし障害者プラン」、平成21年3月に「新やまなし障害者プラン」、平成24年3月に「やまなし障害者プラン2012」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援、更に障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障害者施策を総合的に推進してきました。

一方、国では、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法など障害者施策に係る法整備を進め、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准しました。

この計画は、国の動向や障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、障害者基本法の目的である共生社会の実現に向け、市町村や関係機関と連携しながら、総合的に障害者福祉施策に取り組むための指針として策定するものです。

2 計画の位置付け

やまなし障害者プラン2015は、山梨県障害者計画と、第4期山梨県障害福祉計画を統合したものです。

-
- ・ 山梨県障害者計画
障害者基本法第11条第2項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画
 - ・ 第4期山梨県障害福祉計画
障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

3 計画の期間

平成27年度から29年度までの3年間

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）において、障害福祉計画は、3年を1期として作成するとされていることから、この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

4 障害のある人の定義

障害者基本法において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

また、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障害のある人の社会参加の制限や制約の原因が障害のある人個人にあるのではなく、機能障害と社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者の権利に関する条約の考え方を取り入れています。

こうしたことから、この計画における障害のある人には、障害に係る各種手帳を所持しているだけでなく、機能的な障害に伴う社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受けている状態にある人も含むこととします。

5 障害保健福祉圏域

4圏域（中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域）

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域として、障害者総合支援法第89条第2項第1号の規定及び基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定します。

福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域とします。

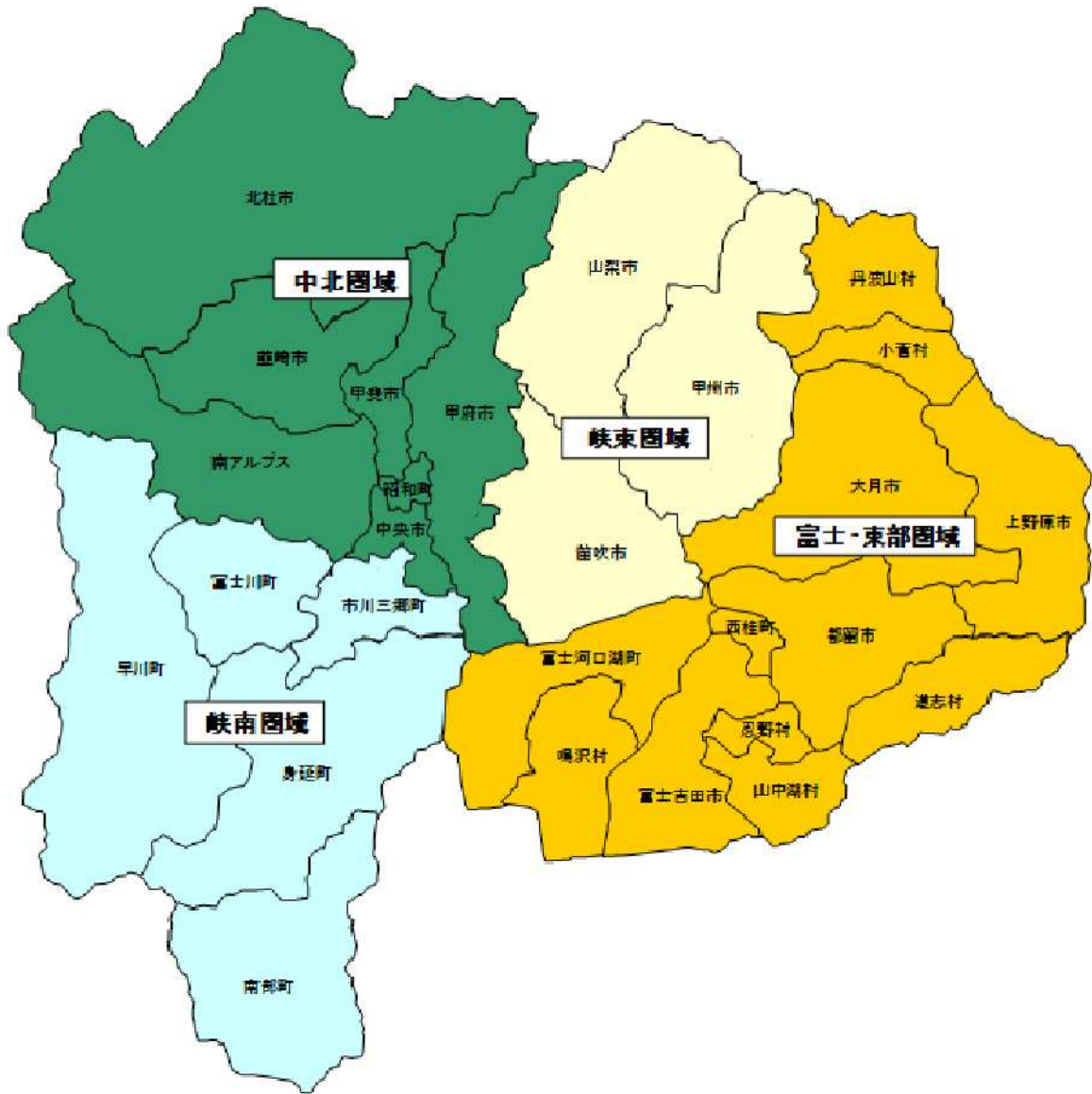
6 計画の進行管理

この計画で定めた事業の目標や数値目標、各年度におけるサービスの見込量に対する達成状況について、障害者基本法に基づく合議制の機関である山梨県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

7 計画の見直し

山梨県施策推進協議会において、目標の達成状況の点検を踏まえ見直しが必要であると判断された場合は、このプランの見直しを行います。

障害保健福祉圏域



圏域	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北障害保健福祉圏域	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町	中北保健福祉事務所
峡東障害保健福祉圏域	山梨市 笛吹市 甲州市	峡東保健福祉事務所
峡南障害保健福祉圏域	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町	峡南保健福祉事務所
富士・東部障害保健福祉圏域	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村	富士・東部保健福祉事務所

第2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 障害者施策の基本的方向

共生社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、次の点を重視して、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約する障害を理由とする差別、その他の権利利益を侵害する行為の解消に向け取り組みを進めること。

(5) 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされるよう取り組みを進めること。

3 障害者施策を推進するための横断的視点

(1) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人やその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援をするとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の分野が連携し施策を総合的に展開することで、切れ目のない支援を行います。

(3) 障害特性等に配慮した支援

性別や年齢、障害の状況、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえた障害者施策を実施します。

また、発達障害や難病、高次脳機能障害などについて、障害に対する理解が不足していることにより障害のある人が生活しにくい状況が生じていることから、県民の更なる理解の促進に向け広報・啓発活動に努めます。

(4) アクセシビリティの向上

障害のある人の社会への参加をより促進し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたるバリアフリー化を推進します。

特に、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立及び社会参加に悪影響を及ぼすものであり、その解消に向けた取組を県民の理解の下、推進します。

アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

(5) 総合的・計画的な取組の推進

障害のある人が、必要なときに必要な場所で適切な支援が受けられるように、市町村等と連携を図る中で、障害者施策を実施します。

また、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策展開を図ります。

第3 山梨県における障害のある人の現状

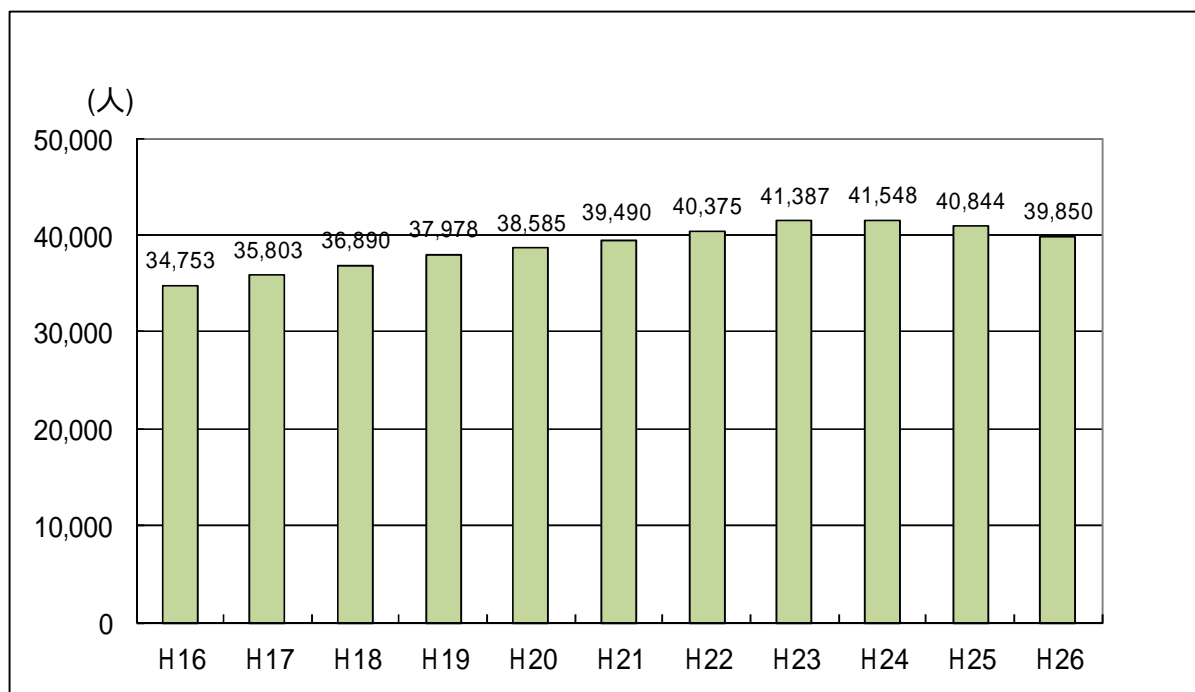
1 障害者手帳の交付等

(1) 身体障害

平成26年4月1日現在の身体障害者手帳の交付者数は、39,850人です。平成16年の34,753人と比べると14.7%増加していますが、平成24年をピークに減少傾向にあります。(表(1)-1)

年齢階層別では、65歳以上が、障害の種類別では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害(いわゆる内部障害)が、最も高い増加率となっています。障害の程度別では、重度(1級)と中度(3級・4級)が増加しています。(表(1)-2、表(1)-3、表(1)-4)

表(1)-1 身体障害者手帳交付者数の推移



(資料：山梨県障害者相談所)

表(1)-2 年齢階層別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H16	529	10,476	23,748
H26	613	10,058	29,179
増加率	15.9%	-4.0%	22.9%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

表(1)-3 障害種類別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	視覚障害	聴覚、平衡機能の障害	音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害	肢体不自由	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害
H16	2,757	3,073	471	18,926	9,526
H26	2,562	3,329	490	20,681	12,788
増加率	-7.1%	8.3%	4.0%	9.3%	34.2%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

表(1)-4 障害程度別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
H16	11,037	5,942	5,655	7,176	2,343	2,600
H26	12,858	5,850	6,479	10,027	2,115	2,521
増加率	16.5%	-1.5%	14.6%	39.7%	-9.7%	-3.0%

(各年4月1日現在)

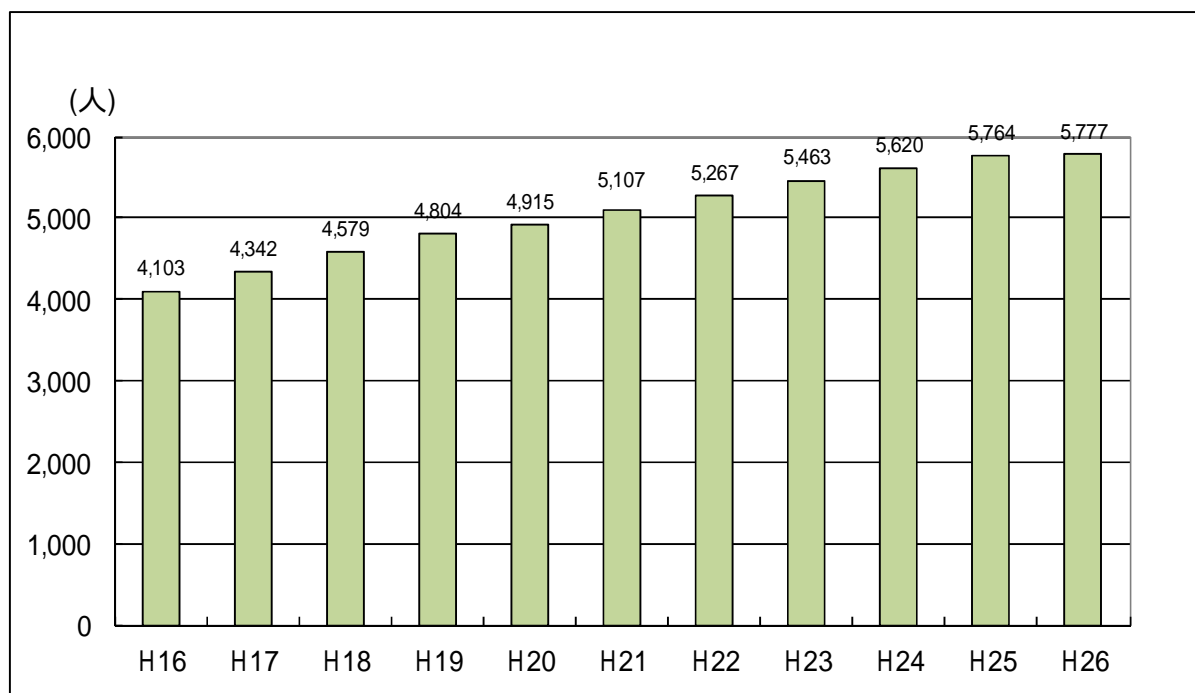
(資料：山梨県障害者相談所)

(2) 知的障害

平成26年4月1日現在の療育手帳の交付者数は、5,777人です。平成16年の4,103人に比べ40.8%増加しています。(表(2)-1)

年齢階層別では、0歳以上18歳未満が、障害の程度別では、軽度(B-2)が、最も高い増加率となっています。(表(2)-2、表(2)-3)

表(2)-1 療育手帳交付者数の推移



(資料：山梨県障害者相談所)

表(2)-2 年齢階層別の療育手帳交付者数

年度	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H16	902	2,930	271
H26	1,754	3,668	355
増加率	94.5%	25.2%	31.0%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

表(2)-3 障害程度別の療育手帳交付者数

(人)

年度	A - 1	A - 2 a	A - 2 b	A - 3	B - 1	B - 2
H16	362	581	1,167	86	1,346	561
H26	516	791	1,264	119	1,696	1,391
増加率	42.5%	36.1%	8.3%	38.4%	26.0%	148.0%

(各年4月1日現在)

(資料：山梨県障害者相談所)

障害程度の基準

障害程度	障害程度の基準
A - 1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当する者
A - 2 a	最重度の知的障害を有する者
A - 2 b	重度の知的障害を有する者
A - 3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する者
B - 1	中度の知的障害を有する者
B - 2	軽度の知的障害を有する者

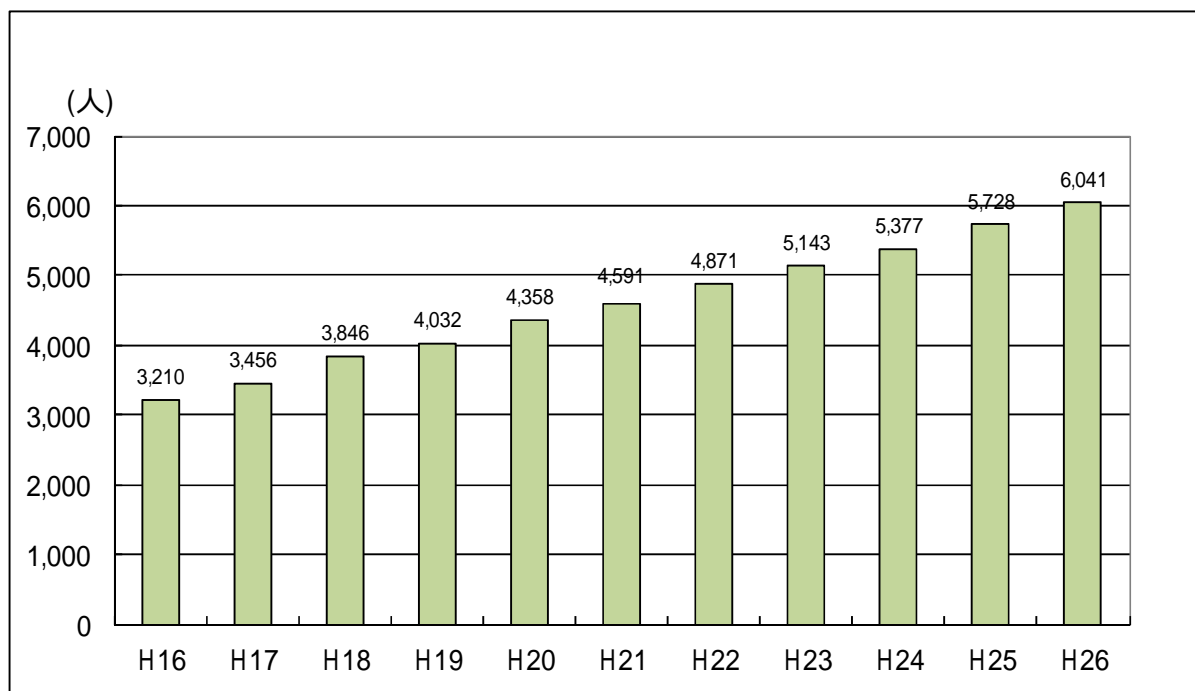
(資料：山梨県障害者相談所)

(3) 精神障害

平成26年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、6,041人です。平成16年の3,210人に比べ88.2%増加しています。(表(3)-1)

平成16年と平成26年を比較すると、障害の程度別では、軽度(3級)の増加率が高くなっています。(表(3)-2)

表(3)-1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(資料：山梨県精神保健福祉センター)

表(3)-2 障害程度別の精神障害者保健福祉手帳交付者数

年度	(人)		
	1級	2級	3級
H16	904	2,005	301
H26	990	4,248	803
増加率	9.5%	111.9%	166.8%

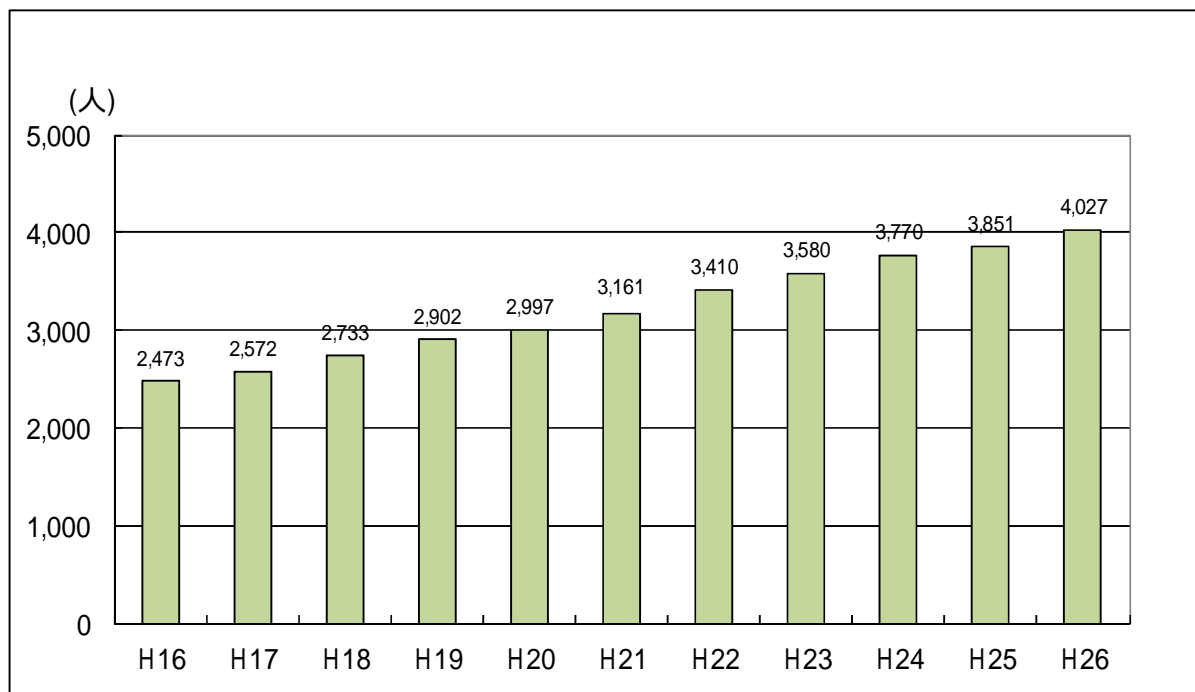
(各年4月1日現在)

(資料：山梨県精神保健福祉センター)

(4) 難病

平成26年3月31日現在の特定疾患医療受給者証の交付者数は、4,027人です。平成16年の2,473人に比べ62.8%増加しています。(表(4)-1)

表(4)-1 特定疾患医療受給者証交付者数の推移



(資料：山梨県健康増進課)

上記の表は、「難病の患者に対する医療などに関する法律」施行前の56の特定疾患を対象とした医療受給者証の交付数です。

【用語解説】難病：「難病の患者に対する医療などに関する法律」において、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

新しい難病医療費助成制度について

平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療などに関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい難病医療費助成制度が始まります。

医療費助成制度の対象となる疾患(指定難病)は、平成27年1月に110疾患になり、平成27年夏頃から約300疾患に拡大される予定です。

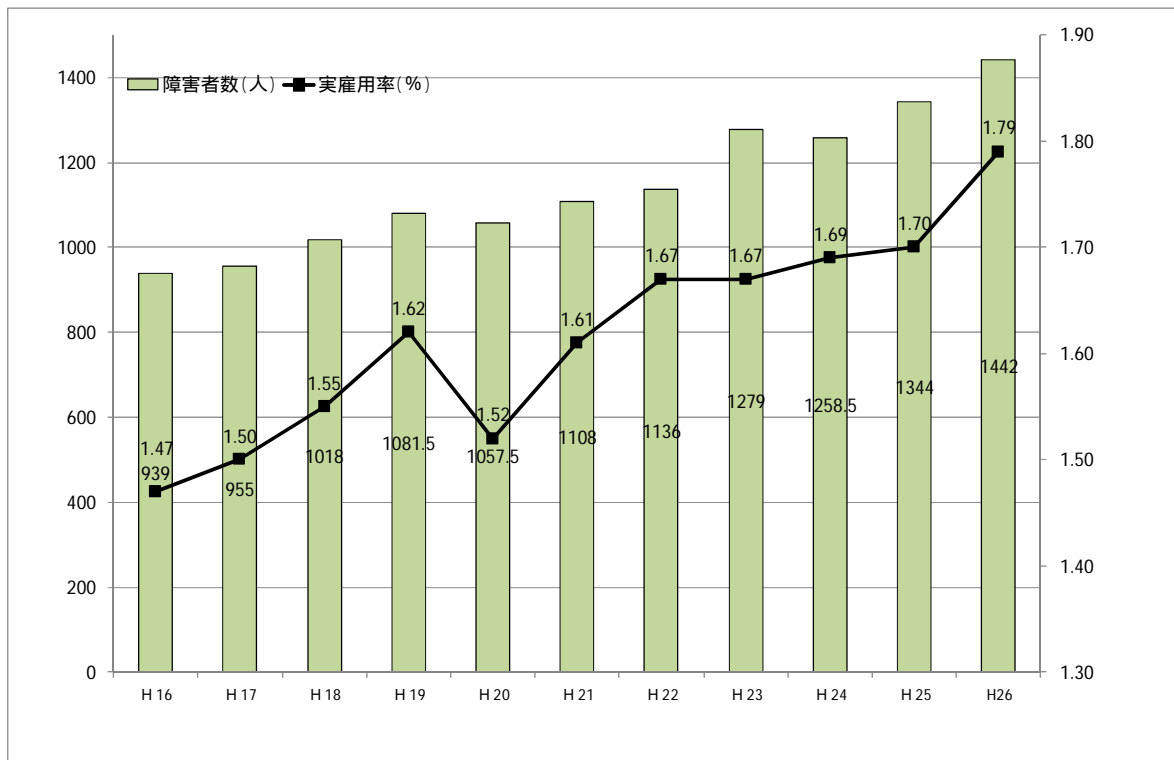
2 障害のある人の雇用の状況

平成26年6月現在、民間企業（常用労働者数50人以上の規模の企業）における障害のある人の雇用状況は、1,442.0人（身体1,021.5人、知的315.0人、精神105.5人）であり、実雇用率は、1.79%（全国平均：1.82%）と法定雇用率（2.0%）に達していません。

また、法定雇用率未達成企業の割合は、48.5%（全国平均：55.3%）となっています。

なお、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあり、平成18年以降は1,000人を超えています。

表2 民間企業に雇用されている障害のある人の数と実雇用率の推移



（資料：山梨労働局 障害者雇用状況）

（注）平成22年7月に短時間労働者の算入など制度改正があったため、22年と23年は単純に比較できない。

【用語解説】**法定雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて義務付けられている常時雇用する従業員に対する障害のある従業員の割合。民間企業（従業員50人以上の規模）では、2.0%以上と定められている。

3 特別支援学校卒業生の進路の状況

平成25年度の状況を見ると、中学部については、全ての卒業生84人が特別支援学校高等部に進学しています。

高等部については、卒業生141人のうち、施設利用が103人(73.1%)、就業が28人(19.9%)、進学5人(3.5%)となっています。

平成25年度特別支援学校中学部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
84		84		

平成25年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
141	28	5	103	5

(資料：山梨県新しい学校づくり推進室)

平成26年度の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒は1,036人、中等部及び高等部の生徒が増加しています。今後も、毎年度100人以上が卒業する見込みです。

特別支援学校在籍者数

(人)

区分	幼稚部	小学部						中学部			高等部			専攻科			合計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
人数	11	49	42	43	41	66	48	93	103	84	158	145	145	3	1	4	1,036

(平成26年5月1日現在)

(資料：山梨県新しい学校づくり推進室)

4 障害者施策に関する法整備等

- **発達障害者支援法の施行**（平成17年4月）

発達障害の定義の明確化。保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制の整備など。

- **障害者自立支援法の施行**（平成18年4月）

身体障害、知的障害、精神障害の一元化。地域生活移行の推進。就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

- **バリアフリー新法の施行**（平成18年12月）
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

- **教育基本法の全部改正**（平成18年12月）

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

- **障害者の権利に関する条約への署名**（平成19年9月）

障害のある人の人権、基本的自由の享有の確保、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定など。

- **障害者基本法の一部を改正する法律の施行**（平成23年8月）

障害者の権利に関する条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害のある人の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害のある人の保護を追加など。

- **障害者虐待防止法の施行**（平成24年10月）
（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害のある人の虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害のある人の保護、養護者に対する支援の措置など。

- **障害者総合支援法の施行**（平成25年4月）
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障害のある人の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。
一部は平成26年4月施行

- **障害者優先調達法の施行**（平成25年4月）
（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど。

- **障害者差別解消法の成立**（平成25年6月）
（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）

障害を理由とした差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。

平成28年4月施行

- **障害者の権利に関する条約の批准**（平成26年1月）

平成25年6月の障害者差別解消法の成立をもって、一通りの国内法整備がなされたことから、平成26年1月20日、批准書を国連に寄託。日本は140番目の締約国となった。

第4 分野別施策の展開

1 施策目標

施策目標 1

誰もが暮らしやすいまちをつくるために
～心のバリアと物理的バリアの除去～

障害に対する理解の不足から生じる心のバリアや、まちのところどころに存在する物理的バリアが、障害のある人が地域で生活する上で大きな支障になっています。このようなバリアのない誰もが暮らしやすいまちを目指し施策を実施していきます。

施策目標 2

生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために
～障害福祉サービス、医療サービス等の充実～

障害のある人が自らの決定により福祉サービスや医療を受け、自ら描いた人生設計に基づき、個性を生かしながら生まれ育ち住み慣れたまちで生きていくことができる。このような暮らしの実現を目指し施策を実施していきます。

施策目標 3

自らの力を高め地域でいきいきと活動するために
～障害のある人の能力・生活の質の向上～

障害のある人とない人が共に学び共に働く中で、障害のある人が自らの力を高め、更には芸術活動やスポーツなどを通して大勢の人と交流しながら地域でいきいきと生活する。このような姿を目指し施策を実施していきます。

2 施策展開の考え方

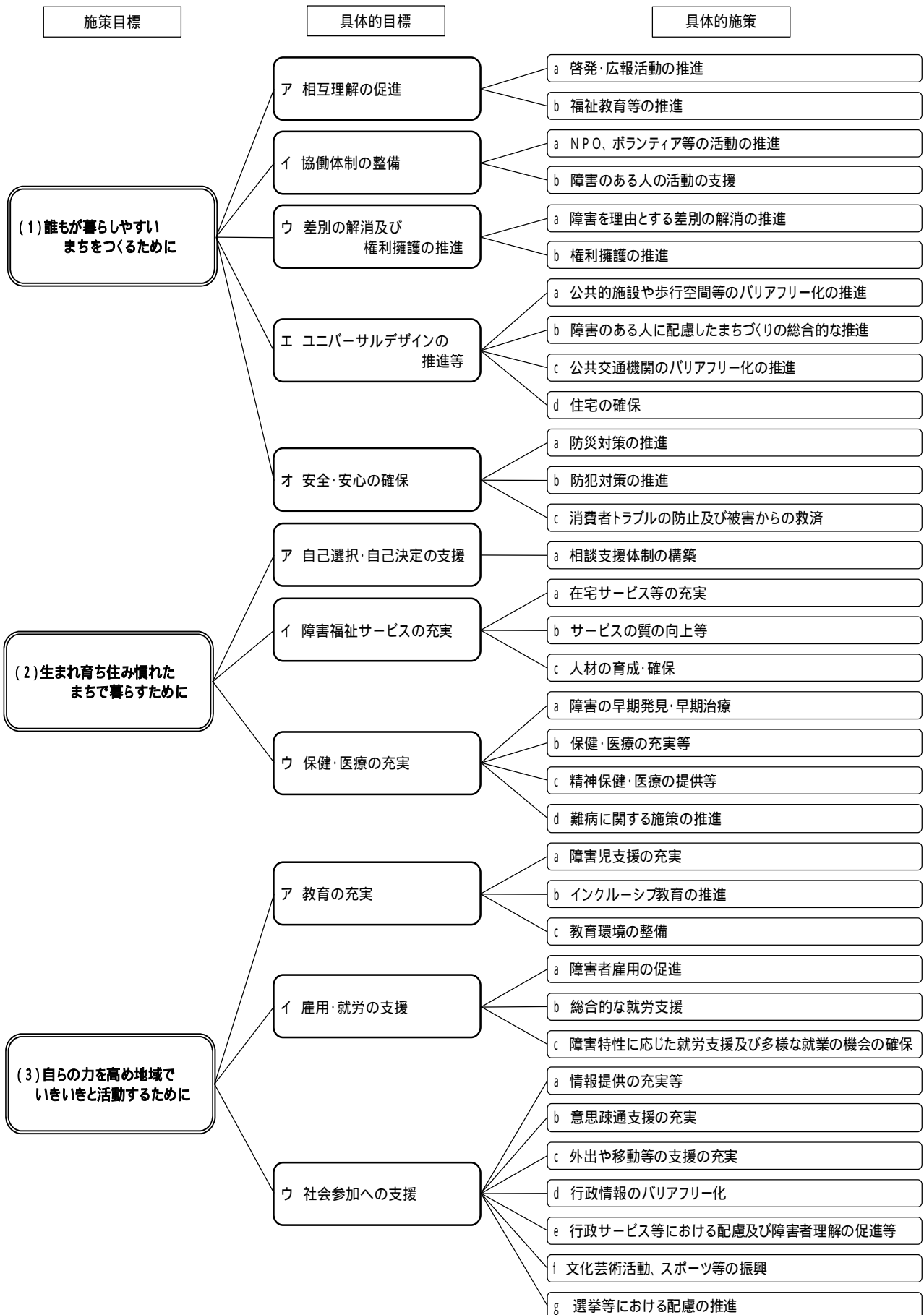
本県には、障害に係る各種手帳の交付を受けている人が、51,668人（平成26年4月1日現在）います。それ以外にも障害や社会的障壁により日常生活等に制限を受けている人がたくさんいます。その人たちの障害の種別や程度、抱えている課題はそれぞれ異なることから、障害者施策に対するニーズは多岐に渡ります。

そのニーズに対応するため、前記の施策目標の下に11項目の具体的な目標と34項目の施策を掲げ、共生社会の実現に向け、総合的な取組を進めていきます。

なお、3ページ「計画の見直し」に記述したとおり、山梨県障害者幸住条例の改正作業を進めているところであり、この改正で、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を規定することを予定しています。

そこで、「障害を理由とする差別の解消の推進」に係る具体的施策は、条例改正後にこのプランに掲げ、集中的な取組を展開します。

施策体系表



3 施策の展開

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策

障害のある人が地域において自立して生活し、積極的に社会参加するためには、それを阻むバリアを除去する必要があります。

本県においては、これまでも啓発広報活動や交流事業、福祉教育などを通して心のバリアの除去に努めるとともに、建築物や公共交通機関など生活空間にある物理的バリアの除去を進めてきたところです。

このような取組を、粘り強く続ける一方で、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、障害を理由とする差別の解消に向け、積極的に施策を展開していきます。

また、障害のある人が地域で安全に、安心して生活できるように、防災対策をはじめ、防犯対策や消費者トラブルの防止など、多方面から施策の推進に努めます。

ア 相互理解の促進

現状と課題

- ・ 障害のある人が自分らしい生活を送ろうとしても、それを阻む目に見えない障壁（心のバリア）がたくさんあります。
- ・ それは、障害や障害のある人に対する理解不足や、誤解、偏見によるところが大きいと考えられます。
- ・ 特に、発達障害や高次脳機能障害、難病については理解が不足しており、周囲の人と良好な関係を築くことが難しいなど、暮らしにくい状態が続いている人も少なくありません。
- ・ 心のバリアを除去するためには、障害に対する正しい知識の普及啓発や障害のある人となない人との交流などを繰り返し行う中で、広く県民に障害や障害のある人について理解を深めてもらう必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ 障害のある人となない人がお互いのことを理解する、これは共生社会を実現するための土台となるものです。
- ・ この相互理解を促進するため、障害の特性等に関する啓発・広報を継続して実施するとともに、障害のある人となない人が交流する機会を設けていきます。
- ・ 特に、発達障害や高次脳機能障害、難病については理解が不十分なため、正しい知識の普及に向けた取組を強化していきます。
- ・ また、福祉の心を育てる教育を推進するとともに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流や共同学習などを通して、理解の促進を図ります。

(イ) 主要な施策

a 啓発・広報活動の推進

1. 共生社会の理念を周知するため、障害者週間等を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発活動を推進します。
2. さまざまな媒体を活用し、障害に関する正しい知識の普及に努め、障害に対する誤解や偏見を解消するとともに、障害に対する理解の促進を図ります。
3. 市町村や障害者団体等と連携を図り、障害のある人となない人が交流できる場を積極的に設け、相互理解を促進します。
4. 精神障害のある人に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、精神保健福祉普及運動期間における精神保健福祉大会や交流事業等を通して、精神障害のある人に対する正しい理解を求めるとともに交流を深めます。
5. 自閉症をはじめとする発達障害について正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間における街頭キャンペーンや一般県民向けの研修会・シンポジウムなどの普及・啓発活動を行います。
6. 外傷性脳損傷や脳血管障害などによる脳の損傷が原因で、記憶、行動、言語、感情などに障害が生じる高次脳機能障害は、障害の特性はもちろん、その名称についても認知度が低いため、正しい理解を促進するため、高次脳機能障害支援センターにおいて、県民等を対象とした講習会や医療関係者や行政職員等を対象と

した研修会を行います。

【用語解説】高次脳機能障害者支援センター：交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し、支援を実施する機関

7. 身体状況等に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、難病患者に対する正しい理解を促進します。
217. 県の各種広報媒体、リーフレット等を活用した改正障害者幸住条例の普及・啓発を通して、障害者差別の解消の重要性や障害者への偏見などを無くす「心のバリアフリー」に関する県民の理解促進を図ります。
218. 障害の特性に理解があり、障害者に配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録し、登録した事業所名や内容を広く県民に周知するなど、県民や事業所が一体となって共生社会を実現する気運を高める取組を行います。

b 福祉教育等の推進

8. 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的、組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。
9. 福祉の心を育てる教育を推進するため、学校における福祉教育の在り方や進め方を研究し、家庭や地域との連携を活かした活動や体験的活動の充実を図ります。
10. 学校における福祉体験活動や障害のある人との交流活動等を通して、障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。
11. 保育所、幼稚園等において、障害児施設等との相互訪問などの交流活動を通じて障害のある子どもとの直接的な交流を図ることにより、就学前から障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。
219. 子どもの頃から障害や障害者に関する理解を深めることが共生社会の実現に有効であるため、障害の特性や障害者への配慮の方法などを学ぶことができるDVDを作成し、県内の小中学校での活用を進めます。

イ 協働体制の整備

現状と課題

- ・ 本県には障害により各種手帳の交付を受けている人だけでも5万人以上おり、その種別や程度、抱えている課題はそれぞれ異なることから、障害者施策に対するニーズは多岐に渡ります。
 - ・ そのニーズにきめ細かく対応するためには、NPO法人やボランティア団体など民間団体による地域に根付いた取組が必要になります。
 - ・ このような民間団体の活動を広げていくためには、県民にボランティア活動などに関心をもってもらうとともに、その活動を支援し活性化させることが大事です。
 - ・ また、障害のある人が自らの体験に基づき障害のある人を支援する手法は非常に有効であり、このような活動を支援する必要があります。
-
- ・ 県では、障害者基本法に基づく合議制の機関を設け、障害のある人に委員として参画してもらうことで、障害のある人などの意見を行政施策に反映させていますが、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、このような取組を更に広げていく必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ 児童や生徒をはじめ地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整えていきます。
- ・ ボランティア活動をバックアップするとともに、NPO法人と協働する中で、地域において障害のある人を支援する体制を整えていきます。
- ・ 障害のある人が自らボランティア活動に参加できるように支援していきます。
- ・ 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、行政施策に障害のある人の意見が反映される仕組みを整え、障害のある人とない人が一体となって、共生社会を構築する機運を醸成します。

(イ) 主要な施策

a NPO、ボランティア等の活動の推進

12. NPOやボランティア活動に対する理解と関心を深め、県民誰もがその活動に気軽に参加するための「県民ボランティア運動」を推進するとともに、地域の活

性化を図るため、NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進し、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援します。

13. 住民主体の地域福祉活動への支援を行うほか、ボランティア活動を行う団体等との連携を深め、地域住民やボランティアが主体となった地域における福祉活動の推進を図ります。
14. 福祉教育の推進により、福祉の心を醸成し、地域におけるボランティア活動等の福祉活動を推進します。
15. 障害児（者）地域療育等支援事業コーディネーターによる地域の住民に対するボランティア養成講習や本事業実施施設を利用したボランティアの体験などにより、地域に根づいたボランティアの養成や掘り起こしを推進します。

【用語解説】障害児（者）地域療育等支援事業：障害児（者）施設が有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもなどの家庭を訪問して相談、指導を行うなど、専門的な相談支援体制の充実を図るための事業。支援活動の中心として、相談業務や各種福祉サービスの提供に係る援助や調整に当たる職員をコーディネーターという。

b 障害のある人の活動の推進

16. 障害のある人が、自らの体験に基づいて、相談や支援に応じ、問題の解決を図るピアカウンセラー、パソコンの使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアなどとして活動できるよう支援します。

【用語解説】ピアカウンセラー：同じ悩みや障害を抱える者として、精神的なサポートだけでなく、自立に向けた情報提供などを行う障害のある人等

17. 行政施策に障害のある人やその家族の意見を十分反映させるため、意見を聴く場を設けるとともに、県や市町村の審議会、委員会、自立支援協議会等への参画を促進します。

ウ 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- ・ 平成26年度に、本県が障害のある人を対象に行った「差別に関するアンケート調査」で、建物・公共交通機関の利用、医療、教育、福祉サービスなど、さまざまな場面において、差別を受けていると感じる事例があることが分かりました。
- ・ また、厚生労働省が取りまとめた障害者虐待事例への対応状況等の調査結果によると、平成25年度に市区町村等が虐待の判定をした件数だけでも2,280件に上ります。この虐待は、養護者、障害者福祉施設従事者などからなされており、さまざまな場面で障害のある人の人権が侵害されている実態が明らかになっています。
- ・ 障害を理由とする差別や障害のある人に対する虐待はあってはならないことであり、この解消、防止に向け、県、市町村、事業者などが一体となり取り組む必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ 共生社会の実現に向け、障害者権利条約や障害者差別解消法、山梨県障害者幸住条例等に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を徹底します。
- ・ また、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁については、その除去に伴う負担が過重でない場合、その除去の実施について合理的な配慮に努めます。
- ・ 雇用分野においては、改正障害者雇用促進法に基づき、障害がある人とない人の均等な雇用の機会や待遇の確保、障害のある人が能力を有効に発揮できるよう、取組を進めます。
- ・ 併せて、障害者虐待防止法等に基づき、障害のある人の権利擁護のための取組を進めます。

(イ) 主要な施策

a 障害を理由とする差別の解消の推進

18. 障害を理由とする差別の解消について、県民の理解を深めるため、啓発・広報活動を行います。
19. 社会的障壁の除去を怠ることによって権利侵害をすることがないように、必要な合理的配慮の提供について、啓発・広報活動を行います。

220. 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者の身近で障害者に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を各地域に設置するとともに、障害者差別地域相談員への支援や相談では解消が困難な事案を的確な紛争解決機関につなげるため、県に「障害者差別解消推進員」を設置するなど、差別に関する相談窓口の明確化、相談支援体制の充実を図ります。
221. 障害を理由とする差別の解消を図るため、公的な紛争解決機関や障害者団体、学識経験者等で構成するネットワーク会議を設置し、障害を理由とする差別に関する情報共有や事例研究、差別解消の取組に関する協議、紛争解決に向けた連携などを進めます。
222. 障害を理由とする差別の禁止に関し、県庁職員が適切に対応するため、障害者差別解消法第 10 条に定める地方公共団体等職員対応要領を策定し、庁内の体制を整備するとともに、県庁職員に対する研修などを実施します。
223. 市町村等においても障害者差別解消法第 10 条の規定による地方公共団体等職員対応要領が策定されるよう助言等を行い、行政機関における障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進します。

b 権利擁護の推進

20. 障害者権利擁護センターを拠点に関係機関と連携し、通報の受理、障害のある人、養護者の支援に対する助言や援助、障害者虐待防止の普及啓発などに努めます。
21. 障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応するため、県社会参加推進センターに設置した専門相談窓口（障害者 1 1 0 番）で行う弁護士等による専門相談の利用促進を図ります。
22. 精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療の提供を推進するため、精神医療審査会の活用などにより、病状に応じた医療の確保を図ります。
23. 障害のある人の権利が守られ、自立して生活ができるよう成年後見制度の普及啓発に努め、市町村が実施する地域生活支援事業の一つである成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

エ ユニバーサルデザインの推進等

現状と課題

- ・ 本県においては、バリアフリー新法や山梨県障害者幸住条例、やまなしユニバーサルデザイン基本指針等に基づき、ユニバーサルデザインの推進に努めているところです。
- ・ しかし、障害のある人との意見交換会では、まだ不便さを指摘する意見が多く、更なる対応が求められています。
- ・ 今後、県民や事業者の理解を得て、建築物をはじめ、公共交通機関などのユニバーサルデザイン化を更に推進していく必要があります。
- ・ 住宅は地域で生活する基盤として、自宅、グループホーム、障害者支援施設など、多様な選択肢が準備されることが重要です。
- ・ 特に、施設や精神科病院から地域への移行を進めるためには、グループホーム等の充実が不可欠です。

(ア) 施策の方向

- ・ 障害の有無にかかわらず、快適で暮らしやすく、全ての人にやさしい町づくりを推進するため、建築物、公共交通機関、歩行空間などのユニバーサルデザインを推進します。
- ・ 障害のある人の地域移行を促進するため、県営住宅の活用やグループホームの充実を促進します。

(イ) 主要な施策

a 公共的施設等のバリアフリー化の推進

24. 県の建築物等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を進める観点から、施設建設の設計段階などにおいて、障害のある人をはじめとした利用者等の意見を取り入れます。

b 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

25. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「山梨県障害者幸住条例」、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設等の整

備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。

26. 中小企業等が、事務所、店舗等の新築または改修を行うに際し、障害のある人に配慮した施設、設備の整備に要する経費を融資することにより、福祉のまちづくりを促進します。

27. 県のホームページの「福祉マップやまなし」について、掲載している施設の情報を更新するとともに、新たに掲載する施設を追加します。

【用語解説】福祉マップやまなし：県のホームページに、障害のある人や高齢者をはじめ全ての人々が安心して気軽に県内各地へ出かけられるよう、毎日の生活に関わりの深い公共施設、病院、文化施設、商業施設、公園等に加え、飲食店、宿泊施設等について、トイレ、駐車場、エレベーターなどのバリアフリー情報を掲載

28. 障害のある人をはじめ全ての人々が、同じように観光を楽しめるようにするため、観光事業者、地域住民に対する観光のバリアフリー化に向けた普及啓発活動を実施するとともに、観光施設のトイレ等のバリアフリー化を推進します。

c 公共交通機関のバリアフリー化の推進

29. 身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバス等の導入に対して助成します。

【用語解説】ノンステップバス：障害のある人、高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス

30. 公共交通機関等に対し、大きく見やすい案内板や音声誘導設備の整備など、障害のある人にとって使いやすい施設整備が図られるよう協力を求めています。

31. 重度の障害のある人などの行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、市町村が行うタクシー料金への補助に対して助成を行うとともに、タクシー会社等のリフト付き車両の導入に対して助成します。

32. 年齢や身体的能力の違いにかかわらず、誰もが安全で安心して社会参加するため、フラット歩道の整備や歩道の段差の改善を推進します。

33. 青信号であることを音で知らせる装置の付いた視覚障害のある人用の音響信号機、青信号の時間を延長して横断時間を長くする高齢者等感応信号機などバリアフリー対応型信号機の整備を行います。

d 住宅の確保

34. 段差のない床、手すり、広い廊下、エレベーターなどを備えた県営住宅の建て替え等を推進します。
35. 施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めます。
36. 職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実に促進します。
37. 日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行をさらに進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。
38. 地域移行を進めるため、長期施設入所者等のグループホームの体験利用を促進します。
39. 新築の県営住宅の入居者を公募するに当たって、障害のある人がいる世帯等に対し、一定の範囲内で優先入居枠を確保します。

オ 安全・安心の確保

現状と課題

- ・ 障害のある人が地域で安心して生活していく上で、防災・防犯対策は極めて重要な課題です。
- ・ 災害に対しては、防災訓練などを行うとともに、災害時要援護者名簿に基づき支援が必要な人とその状況を把握し、災害発生時に適時適切に対応できるように備えることが重要です。
- ・ 特に地域で生活し、人工透析が必要な人や人工呼吸器を使用している人などは特別な対応が必要になります。
- ・ また、避難所のバリアフリー化や医療の確保、食料の確保、被災者の心のケアなど、多角的な対策が必要になります。
- ・ 防犯対策としては、障害のある人が犯罪被害者となる可能性が高いことから、犯罪から身を守るための支援とともに、犯罪被害者になった場合に救済できるシステムを整備する必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ 障害者支援施設や障害福祉サービス事業所における避難訓練を促進します。
- ・ 地域防災リーダーの育成等、地域における防災体制を強化するとともに、災害時要援護者に対する迅速な情報の受伝達の確保や避難誘導體制の確立に努めます。
- ・ 障害のある人が安心して避難生活を送れるように、障害福祉サービス事業所等を活用した防災拠点スペースを整備するとともに福祉避難所の指定を促進します。
- ・ 内部障害のある人や難病患者など、外見から援助や配慮を必要としていることが分からない人が、必要な支援が受けられるようにするため、その目印となるヘルプカードなどのツールの導入について、検討します。
- ・ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるように、障害者支援施設や障害児入所施設、医療機関等における災害対策を推進します。
- ・ 被災した精神障害者の医療の確保や被災者の精神疾患などの急変に対応するためのマニュアルを策定します。
- ・ 障害のある人が安全に外出することができるように、交通危険箇所の点検・改善や、障害の種別・程度に応じた交通安全教育を推進します。
- ・ 犯罪被害の防止や早期発見、消費者トラブルの防止に努めます。

(1) 主要な施策

a 防災対策の推進

40. 障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立、強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等を通して防災意識の高揚を図ります。
41. 土砂災害を防止する砂防堰堤などのハード対策については、要配慮者利用施設等がある箇所から優先的に実施します。
42. 地域で生活する障害のある人など、避難時に特別な支援を必要とする人を対象とした避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進します。
43. 災害発生時の避難所のバリアフリー化や福祉避難所の整備を促進します。
44. 災害時等に地域において活動する地域防災リーダーや、ボランティアをコーディネートできる者を養成し、災害時要援護者等の支援の充実を図ります。
45. 内部障害のある人や難病患者など、外見から援助や配慮を必要としていることがわからない人が、必要な支援が受けられるようにするため、その目印となるヘルプカードなどのツールの導入について、検討します。
46. 地域で生活する障害のある人の災害発生時の安全確保をより確かなものにするため、市町村と連携して、避難誘導や情報の受伝達がスムーズに運ぶようにし、地域の自主防災組織の活動を強化します。
47. 大規模災害等により被災した精神障害のある人の医療の確保や被災者の直接的な精神疾患の急発や急変などに対応するため、「災害時こころのケアマニュアル」を策定するとともに、被災者に対する心のケアの手法に関する研修の実施等を通じ、長期にわたる避難所生活等による精神疾患等の予防、早期対応を行う体制の整備を図ります。
48. 災害発生時に障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設における防災訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。
49. 地域で生活する障害のある人の災害発生時の避難所として、処遇に関する専門的知識を有する障害福祉サービス事業所等への防災拠点スペースの整備促進や福

祉避難所の指定の促進を図ります。

50. 自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立等に努めます。
51. 災害時における手話通訳ボランティア等の派遣について、県認定手話通訳者等の派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、具体的な対応マニュアルの作成や派遣体制の整備を行います。
52. 障害者支援施設等に対する県内各消防本部による立入検査の実施、防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。
53. 福祉避難所の設置訓練等を促進し、災害時要援護者の避難支援体制の整備を図るため、県社会福祉協議会が行う災害時要援護者を対象とした訓練に対して助成します。
54. 大規模な災害時において、施設入所者等の安全を確保し処遇の継続を図るため、各施設団体と覚書を締結し、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるようにします。

b 防犯対策の推進

55. 障害のある人などの犯罪被害を未然に防ぐため、防犯ボランティア団体の組織化や防犯パトロールの方法に関する助言をします。
56. 窓口対応を行う警察官を中心に、障害のある人への理解を深め、その立場に立った活動を行えるよう、手話講習会を開催します。また、緊急通報を受信する24時間対応可能な「ファックス110番」や「メール110番」の普及を図ります。

c 消費者トラブルの防止及び被害の救済

57. 関係機関、団体等と連携した注意喚起・広報啓発活動や、相談窓口及び各種制度の周知・広報を実施するとともに、障害のある人を見守るネットワークづくり等、地域における見守り体制の強化を図ります。

(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策

障害のある人が自己選択により、身近な地域で必要な障害福祉サービスや医療を受けられるようにするためには、多様なニーズに対応する相談支援体制の整備やサービスの量的・質的充実が必要となります。

そこで、市町村や事業者と連携し相談支援体制を充実するとともに、居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練就労移行支援などの日中活動事業や、施設入所支援、グループホームなどの居住支援事業について、このプランに掲げる数値目標やサービス見込量に基づき、計画的に充実・整備を図っていきます。

さらに、障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図るとともに、障害のある人が健康を守り地域で安心して生活できるように、医療費の自己負担分を助成します。

ア 自己選択・自己決定の支援

現状と課題

- ・ 障害のある人が自らの選択・決定により必要な障害福祉サービスや医療を受ける上で、その選択・決定をサポートする相談支援は重要な役割を担います。
- ・ しかし、現状を見ると、支援が必要な状況にありながらも、その支援を受けていない人がたくさんいます。このような人を支援に繋げるため、サービス内容の周知を強化する必要があります。
- ・ 障害のある人からの相談内容は非常に幅広いため、相談支援に従事する者には、幅広い知識と相談技術が求められます。今後、障害者支援施設入所者や精神科病院の長期入院患者の地域移行・地域定着を進めていくためには、よりきめ細かな支援が必要になりますので、相談支援に従事する者の資質向上が課題です。
- ・ また、相談支援に従事する者を、バックアップする体制を強化することも重要です。

(7) 施策の方向

- ・ 支援を必要としている人が、適切な支援を受けることができるように、サービス内容の周知を徹底します。
- ・ 障害のある人が身近な地域で生活全般に関わる相談支援が受けられるように、市町村や相談支援事業者の相談機能の充実を促進します。
- ・ 障害のある人の多様なニーズに対応するため、障害保健福祉圏域ごとにアドバイザーを配置して、相談支援体制の充実強化に向けた広域的な支援を行います。
- ・ 障害のある人自身が、自己選択や自己決定の能力を育み合い、支え合うピアカウンセリングを推進します。
- ・ 市町村では対応が困難な課題に対応するため、障害者相談所、精神保健福祉センターなどの専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。

(1) 主要な施策

a 相談支援体制の構築

(a) 身近な相談支援体制の充実

58. 聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口等における手話通訳の設置を促進します。
59. 障害福祉サービスの実施主体である市町村の職員が、制度を正確に理解するとともに、障害のある人の特性を把握し、障害のある人や家族等に適切な支援を行うことができるよう資質向上のための研修会等を開催します。
60. 市町村が適切に障害支援区分の認定を行うことができるよう、制度の理解や面接手法の向上を目指した研修や困難ケースに対する個別相談などの支援をします。
61. 発達障害のある人やその家族等に対応できるよう、障害福祉サービス事業所の職員の資質向上に努めます。
62. 精神科病院の退院後生活環境相談員や相談支援事業所、市町村等において長期にわたり入院している精神障害のある人の地域移行に携わる者への研修を実施し、地域移行に関する専門的知識を有する人材として育成します。

63. ピアサポーターが精神障害のある人の身近な相談相手として、地域の相談支援体制の一翼を担えるようその育成を図ります。
64. 障害者支援施設や精神科病院と相談支援事業所等との連携を強化し、地域移行・地域定着事業の一層の活用を促進します。
65. 県のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を図ります。
66. 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって相談等の対応が必要な障害のある人を市町村が支援する場合、経費の一部を助成します。
67. 地域における障害福祉サービスの状況や、国等の障害福祉施策に関する情報等を周知します。

(b) 広域・専門的な相談支援体制の充実

68. 障害のある人の多様なニーズに対応するため、圏域ごとに地域のネットワーク構築や調整、課題の解決等を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制等の整備、充実強化の広域的支援を行います。

【用語解説】圏域マネージャー：障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けて指導、調整等を行うアドバイザー

69. 市町村では対応が困難な広域的、専門的な課題に対応するため、児童相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所、精神保健福祉センター、富士ふれあいセンターなどの専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、各専門機関において障害のある人の保護者などへの精神的ケアの充実を図ります。

【用語解説】こころの発達総合支援センター：こころの問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある人や家族、支援者の方々を支援する機関。発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターに位置づけられている。

70. 高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、高次脳機能障害者支援センターにおいて、専門的な相談支援、普及啓発、研修を行う等支援体制の充実を図ります。

71. 障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰を支援します。

(c) 相談支援体制の強化

72. 適切な相談支援を行うため、市町村、障害関係団体、社会福祉施設等の多様な実施主体に所属する相談支援従事者を養成するとともに、相談支援従事者の養成に必要な指導者の研修を推進します。

73. 相談支援従事者現任研修等を通じて、専門的知識や技術を習得してもらい、実務に携わる相談支援従事者の専門性を一層高めていきます。

74. 全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的、広域的にケアマネジメントを行う地域療育等支援事業実施機関等の機能の充実に促進します。

【用語解説】ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活支援のために、保健、医療、福祉、労働、教育など幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを結びつけて調整を図る援助手法

75. 相談支援の一手法であるピアカウンセリングを普及、啓発することにより、地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人の潜在能力を高め、セルフマネジメントにつなげていきます。

イ 障害福祉サービスの充実

現状と課題

- ・ 障害のある人の多様なニーズに対応した質の高いサービスを提供するためには、障害者支援施設やサービス事業所等の機能を強化する必要があります。
- ・ そのためには、障害福祉事業者等の自己評価を進めるとともに、福祉サービス第三者評価事業を普及することが大事です。
- ・ また、そのサービスを担う人材の確保・育成も大きな課題です。
- ・ 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するためには、グループホーム、重度訪問介護等の訪問系サービスや、日中活動系サービス等の量的、質的な充実を促進する必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ このプランに掲げる数値目標やサービス見込量に基づき、市町村や障害福祉サービス事業者と連携を図りつつ、障害福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 施設入所支援については、未だ長期の生活施設として機能している場面が多く見受けられることから、地域移行を促すとともに、地域におけるサービス基盤の整備を促進します。
- ・ 精神科病院に長期入院している精神に障害のある人のうち退院が可能な人については、地域での支援体制を整え、地域移行できるように支援していきます。
- ・ 難病相談・支援センターを中心とした相談支援体制の充実をはじめ、難病患者のための総合的な施策を強化します。

(イ) 主要な施策

a 在宅サービス等の充実

訪問系・日中活動系サービスの充実

(a) 居宅介護サービス等の充実

76. 居宅介護サービス等事業者の新規参入促進、介護保険制度の訪問介護事業者の参入促進により、居宅介護サービス等の量的、質的な充実を図ります。
77. 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行、移動に必要な情報を提供するなどの同行援護サービスや、知的・精神障害により行

動に課題がある人の外出等の支援する行動援護を行う人材育成のための研修を実施します。

(b) 生活介護サービス等の充実

78. 重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進します。
79. 病院への長期入院等による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。

(c) その他の障害福祉サービスの充実

80. 地域自立支援協議会等を活用することで、保健、福祉、教育等関係機関の連携体制を構築し、子どもが社会へ出るまでの間、進学時等の節目等において、切れ目のない支援ができるよう、連携強化を図ります。
81. 質の高い支援を必要とする障害のある子どもが身近な地域などで療育を受けられるよう、児童発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。

【用語解説】児童発達支援事業所：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業所

児童発達支援センター：日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設

82. 在宅支援の重要な柱となる短期入所サービスについては、障害者支援施設にその入所定員の1割を当てるように指導するなど、その確保に努めます。
83. 障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実し、障害のある子どもや障害のある人に対する移動支援やコミュニケーション支援等の安心支援体制の整備を促進します。
84. 精神科病院と相談支援事業所等との連携を強化し、ピアサポーターの活用を図りながら、長期入院している精神障害のある人が退院後に自立した生活が営めるようにするための支援計画の作成を進めるなど、個々の患者の地域移行に向けた取組を一層促進します。

- 85．地域活動支援センターについては、市町村や当該事業所に意見を聞くなどして、経営基盤の安定化のため障害福祉サービス事業所への移行促進を図ります。

【用語解説】地域活動支援センター：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

居住系サービスの充実

- 86．障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、生活の質の向上を図るため、施設の一層の小規模化、個室化を促進します。
- 87．障害者支援施設は地域の重要な社会資源との考え方の下に、各種日中活動サービス等を提供する拠点として充実を図ります。
- 88．障害のある子どもは、成人後も一貫した支援が必要な面もあることから、障害児入所施設等において、支援目標を明確にした個別支援計画を踏まえ、地域生活移行に向けた支援をします。
- 35．施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めます。（再掲）
- 36．職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を促進します。（再掲）
- 37．日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行をさらに進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。（再掲）
- 38．地域移行を進めるため、長期施設入所者等のグループホームの体験利用を促進します。（再掲）
- 89．県立民営施設については、現在の経営形態を含めた在り方の検討を行うとともに、県立県営施設についても、サービスの充実を図りながら、高齢化など様々な課題に的確に対応していく観点から、その施設の在り方について検討を行います。
- 90．あけぼの医療福祉センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、小児リハビリテーション機能や外来医療等の更なる充実を図ります。

91. 育精福祉センターを中心として、強度行動障害等の処遇の在り方などについて研究を推進します。

【用語解説】強度行動障害：知的障害があり、生活環境への極めて不適切な行動としての行動障害が著しい状態を指す。行動障害としては、多動、自傷、他害、興奮、パニックなどがある。

b サービスの質の向上等

92. 質の高いサービスを確保する観点から、障害福祉サービス事業者の自己評価を進めます。

93. サービスの質的向上が図られるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するよう、福祉サービス第三者評価事業を普及します。

【用語解説】福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業

94. 障害福祉サービス事業者に対する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設置する苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。

c 人材の育成・確保

95. 社会福祉士、介護福祉士等社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の確保に取り組むとともに、社会福祉施設等に従事する職員を対象とした研修の実施による資質の向上に努めます。

96. 社会福祉事業従事者の就業の援助、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、質の高い福祉人材を確保し、これらの人材の専門的知識、技術、意欲を高めることを目的として設置した福祉人材センターの充実に努めます。

ウ 保健・医療の充実

現状と課題

- ・ 障害のある人が地域で安心して暮らす上で、保健・医療サービスは重要な役割を担います。
- ・ 保健、医療、福祉が連携する中で、障害の早期発見、治療や適切な保健・医療サービスの提供による障害の軽減、重度化・重複化の防止を図ることが大事です。
- ・ また、心の健康を損なう人が増えていることから、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を行うとともに、早い段階から相談指導や治療を受けることができる体制を整えることも大事です。
- ・ 難病患者に対しては、医療の提供はもちろんのこと、療養上の不安を解消するための相談体制や医療費の負担軽減など、多角的な支援が必要となります。
- ・ 精神科病院に長期間入院している人に対しては、退院や社会復帰を促すために、保健、医療、福祉が連携し総合的施策を推進する必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ 医療と福祉の連携を図る中で、障害の原因となる疾病の予防、障害の早期発見、早期治療を推進します。
- ・ 障害のある人が、適切な保健・医療サービス等を受けられることができるよう、提供体制の充実に努めます。
- ・ うつ病をはじめとする精神疾患について、知識の普及啓発と早期発見に向けた取組を推進します。
- ・ 障害のある人が健康を守り地域で安心して生活できるように、その自己負担分を全額助成する重度心身障害者医療費助成制度を継続します。
- ・ 障害や疾病を軽減し障害のある人を支える医療・医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、地域におけるリハビリテーション体制の整備を促進します。
- ・ 原因が不明であって治療方法が確立していない難病の患者に対する施策を推進します。

(1) 主要な施策

a 障害の原因となる疾病等の予防・治療

97. 各地域において、医療機関（産科、小児科）、母子保健、児童福祉、障害のある子どもの専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを推進します。
98. 妊婦並びに乳児、1歳6か月及び3歳児の健康診査を行い、必要に応じて精密検査を行うことにより、障害の早期発見と適切な指導、相談を実施します。また、心の健康を含めた母子保健の推進は、地域ぐるみで支援する必要があることから、愛育会等の地域組織活動を支援します。
99. 乳幼児期からの健康保持及び増進を図る観点から、新生児が聴覚検査を円滑に受けられ、また、早期に療育が受けられるような取組を行います。
100. 心身や知能の障害を早期に発見するため、先天性代謝異常検査等を行い、早期治療に対応します。
- 【用語解説】先天性代謝異常検査：フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常等及び先天性甲状腺機能低下症は放置すると知的障害などの症状を来すため、異常を早期に発見する必要があることから、新生児を対象に実施する血液によるマス・スクリーニング検査を行います。
101. 乳幼児の健やかな成長を支援するため、保健所において心身の発達過程、疾患等に関する情報提供や相談支援を行うとともに、広域的、専門的な相談機能の充実を図ります。
102. 認知症の正確で迅速な鑑別診断や専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターは、認知症患者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするため、地域包括支援センターと連携し、医療情報等を提供するとともに、患者及び家族の相談支援の充実を図ります。
103. 地域における認知症高齢者の支援のため、現状分析や課題の整理等を行う中で、医療、福祉等関係者との連携を図ります。

b 保健・医療の充実等

(a) 医療・医学的リハビリテーションの充実

104. あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション従事者による地域支援を充実するとともに、研修等の開催により理学療法士等専門職の資質の向上を図ります。

【用語解説】理学療法士：身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他運動を行わせ、また、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える者

105. 障害のある人の健康を守り、地域で安心して暮らせるようにするため、重度心身障害者医療費助成制度により重度の障害のある人の医療費の自己負担分について、市町村とともに助成します。

重度心身障害者医療費助成制度について、国の障害者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度となるよう努めるとともに、公費負担制度の確立に向け、国に対し強力に要望します。

106. 一般の歯科診療所では対応が困難な障害のある人の歯科診療、歯科相談、摂食嚥下相談指導等を国中地域（あけぼの医療福祉センター、山梨口腔保健センター）、富士・東部地域（富士・東部口腔保健センター）で提供します。

107. たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員等を対象にした研修等の充実に取り組みます。

(b) 地域リハビリテーションの推進

108. 保健、医療、福祉の各分野におけるリハビリテーション関係機関の連携の下、地域リハビリテーション提供体制の整備を図ります。

【用語解説】地域リハビリテーション提供体制：いつでもどこでも必要な人が適切なリハビリテーションを受けられる体制を指し、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で生活を送るために、ノーマライゼーションを基本理念とし、保健、医療、福祉及び日常生活に関わるあらゆる人々が提供するリハビリテーション

109. リハビリテーション医療、リハビリテーション従事者への教育及び研修、研究等の体制が整っている病院を「県リハビリテーション支援センター」に指定し、連絡会議の開催、専門的技術指導や研修等を通じて県内全域のリハビリテーション関係機関の連携と従事者の資質の向上を図ります。

また、高齢者福祉圏域ごとに、地域の拠点となる病院を「地域リハビリテーシ

ョン広域支援センター」に指定し、それぞれの地域特性を踏まえたネットワークづくりを推進し、各圏域のリハビリテーションの体制整備を図ります。

110. 医療機関や介護施設等で機能訓練を担当している職員、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象に、地域リハビリテーション従事者研修を行い、リハビリテーションに関する知識や技術の向上を図ります。

また、地域リハビリテーション分野の重要な担い手である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の一層の資質向上に努めます。

【用語解説】作業療法士：身体及び精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力等の回復を図るため、手芸、工芸、その他の作業を行わせる者

言語聴覚士：コミュニケーション障害の軽減を目指して、患者及び周囲への専門的な働きかけを行う者

111. 市町村の介護予防や地域ケア会議、また国制度で新たに設置された地域リハビリテーション活動支援事業等の実施を支援するため、PT・OT・STバンクの活用を促進します。

【用語解説】PT・OT・STバンク：市町村の介護予防や地域ケア会議、事例検討等に活用できるよう、病院等に勤務し、市町村に派遣可能な専門職を登録するもの。

112. 小児リハビリテーションについては、あけぼの医療福祉センターと民間の医療機関が連携して、地域に密着した支援体制の充実に取り組みます。

C 精神保健・医療の提供等

113. 精神障害のある人が地域で安心して暮らすことが出来るように、精神科救急情報センターの相談員の資質を向上し、24時間体制で実施している精神科救急事業の更なる充実を図ります。

114. うつ病予防のため、市町村や産業保健関係機関と連携し、知識の普及啓発や早期発見に向けた取組を推進します。

115. 精神科病院の实地指導などを通じて、人権に配慮した適正な精神科医療や質の高い治療環境の確保を図るとともに、相談支援事業所等障害福祉サービス事業者との連携を図ることにより入院中の精神障害のある人の地域移行を促進します。

116. こころの発達総合支援センターの児童精神科医と地域の小児科医との連携体制を強化することにより、発達障害に係る医療の質の向上を図ります。

d 難病に関する施策の推進

117. 在宅難病患者に対するホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具の給付など福祉サービスを充実します。
118. 難病患者ホームヘルパーを養成します。
119. 難病の発生原因、治療方法の調査研究、専門医療機関の充実とともに、医療費の公費負担による治療研究の推進や関係団体への支援に努めます。
120. 難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所が中心になり地域の医療機関、関係機関との連携体制の下、患者個別の支援計画の策定、医療相談、訪問相談等により、難病で長期に療養する児・者の自立支援を推進します。
121. 地域で生活する難病患者やその家族の相談窓口として、また、地域交流の場として、「難病相談・支援センター」の更なる機能の充実を促進します。
122. 病状の悪化により居宅での療養が極めて困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを推進します。
123. 特定疾病患者の医療費負担軽減により、安定した療養生活の確保を図るため医療費の助成を行います。

(3) 自らの力を高め地域で

いきいきと活動するための施策

障害のある人の自立を促進する上で教育は重要な役割を担うことから、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた教育が受けられるよう積極的に支援していきます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには経済的な基盤を確保する必要があるため、その能力に応じて適切な職業に従事することができるように、多様な就労の機会を確保するとともに、個人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練など、就労促進に向けた総合的な取組を関係機関と連携を図りながら実施していきます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報の提供やコミュニケーション支援を充実させていきます。

また、障害のある人の行動範囲を広げるため、その移動手段等に対し支援するとともに、文化芸術活動やスポーツなどにも積極的に参加できる環境を整え、地域での生活の質を高めていきます。

ア 教育の充実

現状と課題

- ・ 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のためには「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいて、障害のある人がその能力を可能な限り発達させることができる適切な教育の場を提供するとともに、障害のある人とない人が可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが課題です。
- ・ その実現のためには、専門性の高い教員の確保や、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた教育内容や教育方法を変更・調整するなどの合理的配慮が求められています。

(ア) 施策の方向

- ・ 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、学習又は生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うという特別支援教育の理念に基づき、特別支援教育の内容の充実を図ります。
- ・ 障害のある幼児児童生徒の社会参加と自立した生活を支援するため、障害の特性と教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による個別の教育支援計画の作成及び活用に努めるとともに、交流及び共同学習の充実を図ります。
- ・ 特別支援教育に関する研修の充実や免許状保有率の向上を図り、全ての学校の教員の専門性を高めるとともに、障害のある児童生徒の社会的・職業的自立を促進するため、ICTの活用等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

(イ) 主要な施策

a 障害児支援の充実

(a) 地域療育の推進

124. 地域療育等支援事業において、ケアマネジメント手法の習熟のための研修を担う地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。
125. 社会福祉法人等が行う児童発達支援事業の拡充を図ります。
- 【用語解説】児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う支援
126. あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所することができ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得できる母子入所事業を実施します。
127. 発達障害のある人に対して、障害の程度や特性に応じ、幼児期、学齢期、成人期別に個別相談や集団療育を行うことにより、二次障害を予防し、社会的に自立した生活が営めるよう支援するとともに、保護者の養育技術の向上を図ります。

【用語解説】二次障害：発達障害のある人が周囲の理解を得られず、叱責・いじめなどを受け、生来の発達障害とは別に、心の問題を抱えてしまうこと。

128. 発達障害の相談支援について、市町村を中心とした乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を構築するため、こころの発達総合支援センターにおいて専門研修、地域連携パスの活用促進など地域支援を行い、民間や行政の支援関係者の資質向上を図ります。
129. 発達障害のある子どもが自らの特性を理解しながら職業観を育み、自立した大人となることを目指し、福祉、保健、教育、労働関係者が連携し、身近な地域で思春期から就労準備のための支援が受けられる体制づくりに取り組みます。
130. 地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換等を行う機会の提供などに配慮します。
131. 放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。

【用語解説】放課後児童クラブ：放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(b) 幼児教育の充実

132. 早期から障害の状態等に応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、「相談支援ファイル」の活用を促し、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の教育相談や指導の充実を図ります。
133. 保育所及び幼稚園等の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入れ体制及び指導の充実を図ります。
134. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園に対して助成します。

(c) 一人ひとりのニーズに応じた教育

135. 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズ、障害の特性等に応じた合理的配慮や、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「相談支援ファイル」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、組織的、計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、

学校間の引継ぎや連携等の強化を図ります。

136. 障害のある幼児児童生徒一人ひとりに対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携協議会を開催し、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。
137. 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。
138. 幼稚園、小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大に向けた市町村の取組を促進します。

【用語解説】特別支援教育支援員：幼稚園、小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員と連携し、着替えや食事の日常生活上の介助、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、車いすの児童生徒に対する教室間移動等における介助、運動会や学習発表会等の学校行事における介助、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者

139. 障害のある生徒の社会的、職業的な自立の促進に向け、「個別の教育支援計画」（移行支援計画）の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。
140. 障害のある生徒の社会的、職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性等を見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。
141. 軽度の知的障害のある生徒に対する社会参加や自立を促進するため、知的障害特別支援学校に高等部専門学科を設置し、職業教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化や家族に対する支援を充実します。企業や事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場等における実習の充実や職域の拡大を図ります。

b インクルーシブ教育の推進

132. 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入れ体制及び指導の充実を図ります。(再掲)
133. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受入れる幼稚園に対して助成します。(再掲)
142. 就学前の相談、支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の構築に向けた専門研修の実施等の取組を推進するとともに、県及び市町村における単独または共同での教育支援委員会の設置、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化の充実を図ります。
143. 総合教育センター等における教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適正な就学支援がなされるよう努めます。
8. 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的、組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。(再掲)

c 教育環境の整備

(a) 教員の専門性と指導力の向上

144. 全ての学校の教員を対象に特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。
145. 総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法等についての調査研究を行い、障害の特性等に応じた専門的な教育研修の充実を図ります。

(b) 多様化する障害への対応

146. 特別支援教育は全ての学校において取り組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じ

た研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取り組み、教員の専門性の向上を図ります。

147. 特別支援学校の教員と小・中学校、高等学校の教員の人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。
148. 肢体不自由特別支援学校への理学療法士、作業療法士等の外部の専門家の配置、各特別支援学校が対象とする障害の検討などを進め、特別支援学校における障害の特性に応じた専門的な教育の充実を図ります。
149. 心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児等に対して、心理的治療などの支援を行っていきます。

(c) 特別支援学校の機能の充実

150. 特別支援学校の教室不足や施設の老朽化の解消、大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実などを検討し、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。
151. 障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、バリアフリー対策を促進します。
152. 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、合理的配慮に基づくデジタル教科書やICTを活用した教材など新たな教材や教具の研究開発や指導法の充実を図ります。
153. 全ての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、センター的機能を強化し、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室の運営等の改善や指導内容等の充実を図ります。

【用語解説】 通級指導教室：小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、発達障害、情緒障害等の軽度の障害のある児童生徒を対象として、小・中学校に「ことばの教室」等の特別な教育的支援を行う教室を設置している。対象の児童生徒は、通常の学級で各教科等の指導を受けつつ、障害の状態に応じて、授業の一部（週1～8単位時間程度）を「ことばの教室」等に通り、障害の改善や克服を目指した学習（自立活動）を中心とした指導を受けている。山梨県では、言語障害、発達障害、情緒障害に対応する通級指導教室を設置している。難聴の児童生徒に対する通級による指導は、ろう学校が行っている。

イ 雇用・就労の支援

現状と課題

- ・ 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確保することが重要です。
- ・ しかしながら、山梨県では、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあるものの、障害者雇用率が1.79%と法定雇用率に達していません。
- ・ 障害者の就労を進めるためには、障害の種別や程度、本人の希望などに対応したきめ細かな支援と、就労後も離職することがないように継続したバックアップが必要です。
- ・ 特に、精神に障害のある人については、障害者雇用促進法の改正により、精神障害者が法定雇用率の算定に加えられる平成30年度に向け対策を強化する必要があります。

(ア) 施策の方向

- ・ 働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、県内4か所の障害者就労・生活支援センターや山梨労働局等との緊密な連携のもと多角的な障害者雇用施策を進めるとともに、保健、福祉、教育関係者と連携した就業支援施策を推進します。
- ・ 障害のある人の職業能力の開発を促進するため、県立職業能力開発施設における研修を充実するとともに、障害のある人のための検定制度を導入し、障害者と企業等とのマッチングを図ります。
- ・ 精神障害のある人については、環境に適応することが大きな課題であることから、民間事業所の協力を得る中で、一定期間の就労体験を通して、仕事に対する持久力や集中力などを養う社会適応訓練を実施します。
- ・ 就労継続支援事業など福祉的な就労の場の確保に努めるとともに、工賃向上に向けた取組を行います。
- ・ 障害のある人の就労を側面から支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達を推進します。

(イ) 主要な施策

a 障害者雇用の促進

154. 障害者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を推進し、雇用の促進を図ります。

155. 山梨労働局、公共職業安定所等が主催する障害者就職面接会等を活用して雇用の拡大を図ります。
156. 山梨労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等との連携の下、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用に関する制度や障害者雇用安定促進助成金などの支援策の浸透を図り、障害のある人の雇用の拡大に努めます。
- 【用語解説】障害者雇用安定促進助成金：障害者を雇用した事業主に支給される国の特定求職者雇用開発助成金が満了になる中小企業事業主（資本金3億円以下または常時雇用労働者数300人以下の事業主）が引き続き障害者を雇用する場合、県が1年間助成金を支給する制度
157. 身体に障害のある人を対象とした山梨県職員採用選考を実施します。
158. 障害者雇用の意義等を踏まえ、県建設工事等入札参加業者資格審査基準においては障害者雇用を評価するなど、障害のある人を積極的に雇用している事業所等に対し、建設工事入札参加資格者名簿の等級格付時に加点を行います。
159. 障害者支援施設等が製作する物品の調達を行うよう努めます。
160. 障害のある人の技能習得や事業準備等に役立てる生活福祉資金の貸付けを行い、経済的自立を支援します。

b 総合的な就労支援

(a) ICTを活用した就労の促進

161. 特別支援学校においてICTを活用できる環境整備を行い、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じたICT教育の推進を図り、情報活用能力を養うとともに、就労機会の拡大を図ります。
162. ICTを用いた実務的な職業能力の向上のため、障害のある人を対象とするパソコンを使った職業訓練を充実します。
163. 障害のある人が、ICTを活用することにより在宅等で就労が可能となるよう支援します。また、特に技能の向上を支援するため、障害者ITサポートセンターの機能を充実します。

(b) 福祉的就労の場の確保

164. 雇用による就労の機会を確保するため、就労継続支援 A 型事業所の整備促進を図るとともに、最低賃金以上の工賃支給を図るための対策を進めます。
165. 在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を促進します。
166. 平成 26 年度で終了する工賃向上支援計画の後継として国が新たに策定する計画に基づき、就労支援事業所等で働く障害のある人の工賃水準引上げを目指し、引き続き工賃向上に向けた共同受注窓口の設置など、より実効性のある事業の実施を目指します。

【用語解説】共同受注窓口の設置：就労支援施設と市場等の間で需要と供給のマッチングを図るなどして、就労支援施設の取引量を確保・拡大することにより、施設で働く障害者の工賃向上を目指す取組。

(c) 一般就労に向けた総合的支援

167. 視覚に障害のある人の就労については、あんま・マッサージ、鍼、灸といったいわゆる三療への就労支援を関係機関と連携して進めるとともに、ICT 関係等の新たな職域への進出を支援します。また、離職率の高い中途視覚障害のある人の就業継続を支援します。
168. 山梨障害者職業センターなどが実施する専門的な職業評価、職業指導、職業準備支援、職業講習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援等の職業リハビリテーションとの連携を図り、障害のある人の就業に向けた取組を支援するとともに、定着支援において重要となる就業後の生活支援体制の強化を促進します。

【用語解説】障害者職業センター：障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言や援助等を行う機関で、障害者職業カウンセラーが配置されている。

職業リハビリテーション：障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じその職業生活における自立を図ること。

169. 身近な地域において、障害のある人の就職や生活の指導、助言、その他支援を行うために設置された県内4か所の障害者就業・生活支援センターを拠点として、就職、職場定着を促進します。
170. 就業定着等を目指す支援対象者が増加していることから、障害者就業・生活支援センター機能を補完するためにも県版障害者ジョブコーチの活用強化を図ります。
- 【用語解説】県版障害者ジョブコーチ：障害のある人の就業を促進するために、専門性の高い支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）では対応しにくい支援にも柔軟に対応できるように平成21年11月から開始した制度。県内の障害者就業・生活支援センターを拠点に派遣を行っている。
171. 障害のある人の企業・事業所での就業を促進するため、国や県等において職場実習を行うとともに、県と包括提携協定を締結した企業における職場実習の実施を推進します。
172. 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等が連携して行う、企業に就職した障害のある人の定期的な自主交流会等の開催を支援することにより、就業意欲の増進を図るとともに、職場定着を促進します。
173. 精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者社会適応訓練事業により、回復途上にある精神障害のある人の集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養う訓練を実施します。
174. 障害のある人が障害のない人とともに訓練受講が可能な場合は、県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校や峡南高等技術専門校、就業支援センター）への入校を積極的に促進します。また、一般の職業能力開発施設での受入れが困難な障害のある人については、県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するための奨励金を支給します。
175. 障害のある人の職業能力の開発を促進し、社会参加への自信や意欲を高めるため、山梨県障害者技能競技大会を開催するとともに、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。
176. 障害のある人と雇用者を希望する企業等とのマッチングや障害者の職業意識・職業能力の向上を図るため、障害のある人のための検定制度を導入します。
177. 特別な教育的支援を必要とする高校生に対し、労働関係機関や経済団体等との連携を強化し、就業支援の充実を図ります。

c 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

178. 障害のある人の職業能力開発を促進し就業を支援するため、県立職業能力開発施設において、障害のある人の態様に応じた訓練コースを充実します。また、企業のニーズに対応した訓練を実施するため、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力や適性、地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。
179. 就労支援サービス事業所等の利用者が、就労を目指して企業等で作業経験を積み適応能力の向上を図ることができるように、職場実習先の確保に努めます。
180. 発達障害のある子ども、発達障害のある人の就労に向け、こころの発達総合支援センターを中心に、労働、教育等関係機関との連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。
181. 就労を希望する障害のある人への支援を行う就労移行支援事業所や、雇用契約に基づき就労する人への支援を行う就労継続支援 A 型事業所の整備を促進します。また、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めます。
【用語解説】就労移行支援事業所：一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業所

就労継続支援事業所：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。A 型は、雇用契約等に基づく就労の機会を提供し、B 型は、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供する事業所

ウ 社会参加への支援

現状と課題

- ・ 視覚、聴覚などに障害のある人の自立や社会参加を促進するためには、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠であり、一層の充実が求められています。
- ・ また、パソコン等を活用した情報収集や情報交換はコミュニケーションの幅を広げる有効な手段ではありますが、操作方法を学ぶ機会が少ないなど支援が必要です。
- ・ 公共交通機関が充実していない本県においては、移動支援も大きな課題です。
- ・ 障害のある人が自由に参加することができる交流の機会が少ないことも課題です。

(ア) 施策の方向

- ・ 視覚や聴覚などに障害のある人が円滑に情報の取得やコミュニケーションを行うことができるように、点訳奉仕員や手話通訳者などの育成、パソコンの活用を促進するためのパソコンボランティアの派遣などの取組を進めます。
- ・ 障害のある人が積極的に外出することができるように、自動車購入費用や燃料費に対する助成を継続するとともに、障害者用駐車場の適正利用を徹底するためパーキングパーミット事業を推進します。
- ・ 障害のある人がスポーツ、芸術、文化等に親しむことは、健康・体力の維持増進だけでなく、自立、交流の拡大及び生活の充実につながるため、各種活動の充実を図ります。

(イ) 主要な施策

a 情報提供の充実等

182. 点字図書館の点字図書及び録音図書を充実します。また、全国の点字図書館とのネットワークの充実を図ります。
183. 聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図るとともに、貸出しを行う聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。
184. 観光地などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。

b 意思疎通支援の充実

185. ICTを利用した相談事業、情報提供事業、在宅就労に向けた支援事業等を実施する障害者ITサポートセンターの充実を図ります。
186. 障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ITサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。
187. 障害のある人に対する情報のユニバーサルデザイン化を促進するため、視覚障害のある人用の活字文書読上げ装置や聴覚障害のある人用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。
188. パソコンを購入できない障害のある人に、企業等で不要となったパソコンをリユースすることにより、障害のある人のICT利用需要に応えるリユースパソコン活用事業を推進します。
189. 視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、点訳奉仕員、録音奉仕員の養成及び資質の向上を図ります。
190. 日本盲人連合会からインターネットを通じて送付される新聞記事等を点字プリンターで出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。
191. 聴覚障害のある人用のコミュニケーションボード等を各交番、駐在所に配備し、活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。
192. 手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。
193. 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成及びこれらの者等の資質の向上を図ります。
194. 重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加の促進を図ります。

c 外出や移動等の支援の充実

(a) 外出や移動等の支援の充実

- 195 . 身体障害のある人が運転免許を取得するために要する経費、または自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して助成します。
- 196 . 車いす等を使用する在宅の重度障害のある人などの社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車への改造や既にリフト付きに整備された自動車を新規に購入するための経費に対して助成します。
- 197 . 障害のある人の利便の向上と活動範囲の拡大を図ることを目的に、一定の条件を満たした重度の障害のある人が使用する自家用車について、燃料費の一部を助成します。
- 198 . 身体障害者補助犬法の趣旨の徹底を図るための普及啓発を行うとともに、補助犬を障害のある人に貸与することで、就労等社会活動への参加を促進します。
- 199 . 障害のある人のための駐車場を利用できる人を明確にし、その利用証（パーキングパーミット）を発行するやまなし思いやりパーキング事業を拡大するため、民間事業者等に駐車区画の確保を求めていきます。
- 200 . 精神障害のある人が外出や移動がしやすくなるよう、公共交通機関等の協力を得つつ、支援の充実に努めます。
- 77 . 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行、移動に必要な情報を提供するなどの同行援護サービスや、知的・精神障害により行動に課題がある人の外出等の支援する行動援護を行う人材育成のための研修を実施します。（再掲）

(b) 福祉用具等の普及促進と利用支援

- 201 . 義肢、装具等の補装具に関する専門的な相談に応じるとともに、補装具費支給に係る適合判定等を行います。また、良質な補装具が供給されるよう補装具業者に対する技術指導を行います。
- 202 . 介護実習普及センターの展示内容の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した先進的福祉用具のインターネット等を活用した情報提供を推進します。

203. 障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児が円滑にコミュニケーションを図ることができるように、補聴器購入経費の一部を助成します。

d 行政情報のバリアフリー化

204. 視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌「ふれあい」について、点字版と録音テープ版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。
205. 聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、県の広報テレビ番組において手話を挿入するとともに、字幕の挿入についても検討します。
206. 市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体に音声コードの添付が普及するよう、市町村等に啓発するとともに、視覚障害のある人が音声コードを活用するよう周知します。
- 【用語解説】音声コード：紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための切手大の二次元のバーコードで、活字文書読上げ装置を使い音声化される。

e 行政サービス等における配慮及び障害者理解の促進等

207. 障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員等に対し障害の特性についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るなど、障害のある人に対する充実した研修を実施します。

f 文化芸術活動、スポーツ等の振興

208. 障害のある人が心豊かに生きがいをもって生活できるよう、スポーツ、芸術、文化活動など各種活動の充実を図ります。
209. 障害のある人と障害のない人が交流する場を提供し、障害のある人の自立と社会参加を支援する障害者社会参加推進センターが行う社会参加活動に関する相談、情報の収集や提供を支援します。
210. 障害のある人等がスポーツ競技の指導を受けようとする場合に、障害者スポーツ指導員を派遣するとともに、各種スポーツ大会や全国的な規模の大会への参加を促進します。

211. スポーツ、レクリエーション活動を指導する障害者スポーツ指導員、障害者スポーツ活動推進員の育成を図るとともに、障害関係団体等が行う各種スポーツ大会等の開催を支援します。
212. 障害のある人が制作した手芸、工芸、陶芸、絵画、書道等の作品を展示する「障害者文化展」や、障害のある人が自らの体験等を発表する「障害者の主張大会」の開催をはじめ、オリジナル曲やミュージカルを創作し発表する「山梨県芸術・文化祭」などを実施し交流を促進します。
213. 障害のある人の文化活動の指導が行える人をボランティアとして登録し、レクリエーション等の指導員として派遣するふれあい創作活動を促進します。
214. 県立美術館において、障害のある人もない人も共に参加し体験しながら創作活動を行い発表する美術展や、障害のある人を対象とした実技講習を実施します。

g 選挙等における配慮の推進

215. 視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙、知事選挙では候補者等の政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配付します。
216. 障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消や車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器や老眼鏡の配備などのバリアフリー環境の向上を図ります。

第5 数値目標

No.	施策	事業内容	数値目標		備考
			平成26年度実績(見込)	平成27～29年度目標値	
1	相互理解の促進	共生社会に対する理解の促進	54.0%	100%	県政モニターアンケートによる共生社会に対する認知度 目標値は29年度認知度
2		発達障害に対する理解の促進	59.5%	100%	県政モニターアンケートによる発達障害に対する認知度 目標値は29年度認知度
3		県・市町村主催する障害者交流イベントの実施	6,300人	8,400人	イベントへの参加者数 前年度 1割増 目標値は29年度参加者数
35		心のバリアフリー宣言事業所制度の創設・啓発	-	550事業所	心のバリアフリー宣言事業所数 平成27年法定雇用率適用対象企業(50人以上の規模の企業)の数
36		子どもの頃からの障害の特性や障害者への配慮方法の学習	70.9%	100%	障害福祉に関する福祉教育を実施した小中学校の割合 平成26年度実績 小学校81.1%、中学校49.4%
37	権利擁護の推進	市町村における地方公共団体等職員対応要領の策定の促進	-	27市町村	地方公共団体等職員対応要領策定市町村数 29年度累計27市町村
4	整備体制の	障害のある人にパソコン利用等の支援を行う障害のあるボランティアを養成	5人	15人	パソコンボランティアの養成人数 各年度5人 29年度累計見込69人
5	ユニバーサルデザインの推進	ノンステップバスの導入促進	1台	3台	ノンステップバスの導入数 各年度1台 29年度累計見込98台
6		リフト付きタクシーの普及	1台	3台	リフト付きタクシーの導入数 各年度1台 29年度累計見込16台
7		県内道路におけるバリアフリー対応型信号機の設置を推進	3基	9基	バリアフリー対応型信号機の設置数 各年度3基 29年度累計見込152基
8	安全・安心の確保	防災活動の要となり、的確かつ迅速な対応ができる地域防災リーダーの養成	150人	705人	地域防災リーダーの養成人数 各年度235人 29年度累計見込3,400人
9		市町村による福祉避難所の登録	3件	21件	福祉避難所の登録数 各年度7件 29年度累計見込188件
10	自己選択・自己決定の支援	市町村障害支援区分認定調査員の資質向上に向けた研修の実施	1回	3回	研修の実施回数 各年度1回
11	障害福祉サービスの充実	相談支援事業従事者の養成	100人	300人	各年度、初任者研修は市町村担当者、相談支援従事者80人、現任研修は地域のリーダーを20人養成 各年度合計100人 29年度累計見込2,366人
12		相談支援事業従事者に対する研修指導者の養成	3人	9人	相談支援従事者研修指導者の養成人数 各年度3人 29年度累計見込43人
13	障害福祉サービスの充実	短期入所事業所を拡大	3床	6床	短期入所事業所の新規整備数 各年度2床 29年度累計見込222床
14		ピアサポーターが精神科病院入院者の退院意欲の喚起及び退院や地域移行に向けた支援の促進	65回	240回	ピアサポーターの支援の回数 各年度 80回

No.	施策	事業内容	数値目標		備考
			平成26年度実績(見込)	平成27～29年度目標値	
15	障害福祉サービスの充実	福祉サービスに従事する社会福祉士・介護福祉士の確保	750人	72人	H37に必要な介護人材は、H24の1.4倍となるため、H31においてはH24(8,330人)の1.2倍の人数を登録させる。各年度 24人 29年度累計見込9,949人
16		社会福祉施設事業従事者の資質向上のため、現任者研修を実施	231人	204人	H37に必要な介護人材は、H24の1.4倍となるため、H31においてはH24(4,296人)の1.2倍の人数を受講させる。各年度 68人 29年度累計見込5,020人
17	保健・医療の充実	難病ホームヘルパー養成・確保のための研修会の実施	43人	90人	研修受講者数 研修定員から各年度30人 29年度累計見込990人
18	教育の充実	県立特別支援学校高等部卒業生の就職率自立と社会参加を促進するため、「個別的教育支援計画」に基づいて、就労支援の適切な実施	19.5%	35.0%	県立特別支援学校高等部卒業生の就職率目標値は29年度就職率
19		民間企業において、障害のある人の法定雇用率2.0%の達成	1.79%	2.00%	民間企業における障害のある人の雇用率 法定雇用率 2.00% 目標値は29年度実雇用率
20		福祉人材センターの斡旋による就職促進 新たな福祉マンパワー、潜在的マンパワーの就労を促進し、福祉人材を確保	98件	345件	H37に必要な介護人材は、H24の1.4倍となるため、H23～H25の過去3年間の平均就職者数(82人)の1.4倍の人数を毎年就職させる。各年度 115件 29年度累計見込2,199件
21		県で養成した「県版障害者ジョブコーチ」を派遣し就労を支援	180回	540回	「県版障害者ジョブコーチ」の派遣回数 支援対象数から必要回数を推計 各年度 180回 29年度累計見込1,260回
22		精神障害者を対象とした社会適応訓練事業の実施	3人	15人	当事業における一般就労移行者数等 各年度 5人
23		社会福祉法人等を活用し、適性・雇用ニーズ等に対応した多様な職業訓練の実施	51.6%	55.0%	職業訓練修了3ヶ月後の就職率 国の目標 55.0% 目標値は29年度就職率
24	社会参加への支援	重度心身障害のある人の自宅などに出向いてパソコンの操作指導等を行うボランティアの派遣	500人	1,500人	障害者パソコンボランティアの派遣人数 需要等を勘案し、各年度 500人 29年度累計見込7,056人
25		企業で使われていたパソコン等をリユースし利用希望者に無償で配付	35台	105台	リユースパソコン台数 各年度 35台 29年度累計見込431台
26		点字図書館の点字図書の充実	700冊	2,100冊	新たに作成した点字図書数 各年度 700冊 29年度累計見込7,683冊
27		点字図書館の録音図書の充実	500本	1,500本	新たに作成した録音図書数 各年度 500本 29年度累計見込8,441本
28		聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するための手話通訳者の養成	1人	12人	手話通訳者養成人数 各年度 4人 29年度累計見込130人
29		聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するための要約筆記者の養成	7人	15人	要約筆記者養成人数 各年度 5人 29年度累計見込36人
30		パーキングパーミット制度の充実	5施設	60施設	新規協力施設数 各年度 20施設 29年度累計見込474施設
31		障害のある人のスポーツの指導に習熟した指導員の養成	0人	60人	障害者スポーツ指導員等の育成人数 ニーズ等を勘案し、中央・県内受講者を推計 27年度、29年度 各30人(隔年実施) 29年度累計見込377人
32		障害のある人がスポーツ指導を受けようとする場合の指導員の派遣	50回	150回	障害者スポーツ指導員等の派遣回数 ニーズ等を勘案し各年度50回派遣 29年度累計見込749回
33		ふれあい創作活動の充実 絵画・陶芸・手芸などの創作活動を支援する指導者の派遣	80回	240回	創作活動を支援する指導者の派遣回数 ニーズ等を勘案し各年度80回派遣 29年度累計見込1,099回
34		身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の育成委託及び貸与	2頭	6頭	身体障害者補助犬の育成貸与頭数 貸与希望の状況を勘案し各年度2頭貸与 29年度累計見込38頭

第6 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込量等 (第4期山梨県障害福祉計画)

1 平成29年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標

障害のある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、国の基本指針に基づき、県の数値目標を設定する。

【用語解説】地域生活移行：障害者支援施設入所者や精神科病院入院者が退所又は退院し、生活の拠点を共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等へ移すこと

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるため、障害者支援施設に入所している障害のある人のうち、地域移行支援や自立訓練等のサービスを利用し、平成29年度末までに共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人について、市町村の数値目標の総計を県の数値目標とします。

施設入所者の地域生活移行に関する数値目標

障害者支援施設入所者数 (平成25年度末)		(A)	1,180 人	
障害者支援施設入所者数 (平成29年度末)		(B)	1,085 人	
目標値	削減見込数	(A-B)	95 人	
		$(A-B)/(A) \times 100$	8.1 %	
	地域生活移行者数	(C)	171 人	平成25年度末の施設入所者のうち、施設から共同生活援助(グループホーム)等に移行した人の数
		$(C)/(A) \times 100$	14.5 %	

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）に示された「入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指す」という方針を踏まえ、精神障害のある人を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点での退院率及び入院後1年時点での退院率並びに長期在院者数(入院期間が1年以上である者の数をいう。)に関する目標値を設定します。

入院後3か月時点の退院率に関する数値目標

項目	24年度 (参考)	29年度	考え方
入院後3か月時点の退院率	59.0 %	64.0 %	平成29年度(平成28年6月に入院した者の入院3か月時点の退院率)の目標値を設定します。

入院後1年時点の退院率に関する数値目標

項目	24年度 (参考)	29年度	考え方
入院後1年時点の退院率	87.8 %	91.0 %	平成29年度(平成28年6月に入院した者の入院1年時点の退院率)の目標値を設定します。

入院期間1年以上の長期在院者数に関する数値目標

項目	24年 6月末	29年 6月末	減少率	考え方
入院期間1年以上の長期在院者数	1,389 人	1,139 人	-18.0%	平成24年6月末時点の在院期間1年以上の長期在院者数を基準とし、平成29年6月末時点の目標を設定します。

(注)平成24年度の実績は、平成24年度精神保健福祉資料(平成24年6月30日調査)により、平成29年度の数値は、平成29年度精神保健福祉資料(平成29年6月30日調査)による。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備します。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行に向けた取組を強化するために、平成29年度における福祉施設から一般就労への移行等に係る数値目標について、次のとおり設定します。

一般就労移行者数

項目	24年度	29年度	考え方
一般就労移行者数	99人	198人 (2.00倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援事業等を通じて一般就労に移行する者について、平成24年度の一般就労への移行実績を基準とし、平成29年度の目標値を設定します。

就労移行支援事業の利用者数

項目	25年度末	29年度末	考え方
就労移行支援事業の利用者数	259人	428人 (1.65倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者について、平成25年度末の利用者数を基準とし、平成29年度末の目標値を設定します。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	29年度	考え方
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合について、平成29年度の目標値を設定します。

福祉施設利用者の一般就労への移行等に関する数値目標

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	198 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を通じて、平成29年度において一般就労に移行する者の総数を数値目標とします。
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	40 件	就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、福祉施設の利用者のうち、平成29年度においてチーム支援を受けた件数を数値目標とします。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	32 人	平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者委託訓練の受講者の総数を数値目標とします。
障害者トライアル雇用事業の開始者数	20 人	平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者トライアル雇用事業の開始者の総数を数値目標とします。
職場適応援助者による支援の対象者数	20 人	平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち職場適応援助者の支援を受けた者の総数を数値目標とします。
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	198 人	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける者の総数を数値目標とします。

2 各年度におけるサービスの見込量（各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み）

計画期間の各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの見込量を次のとおり定めます。

県は、市町村のサービス見込量を集計して、県全体のサービス見込量を設定します。

市町村は、国の基本指針や県の提示する基礎資料を踏まえるとともに、現在のサービス利用状況等の分析や障害のある人を対象としたアンケート調査の実施などにより利用者のニーズを把握し、地域の実情に即してサービス見込量を設定します。

指定障害福祉サービス等の種類ごとのサービス見込量

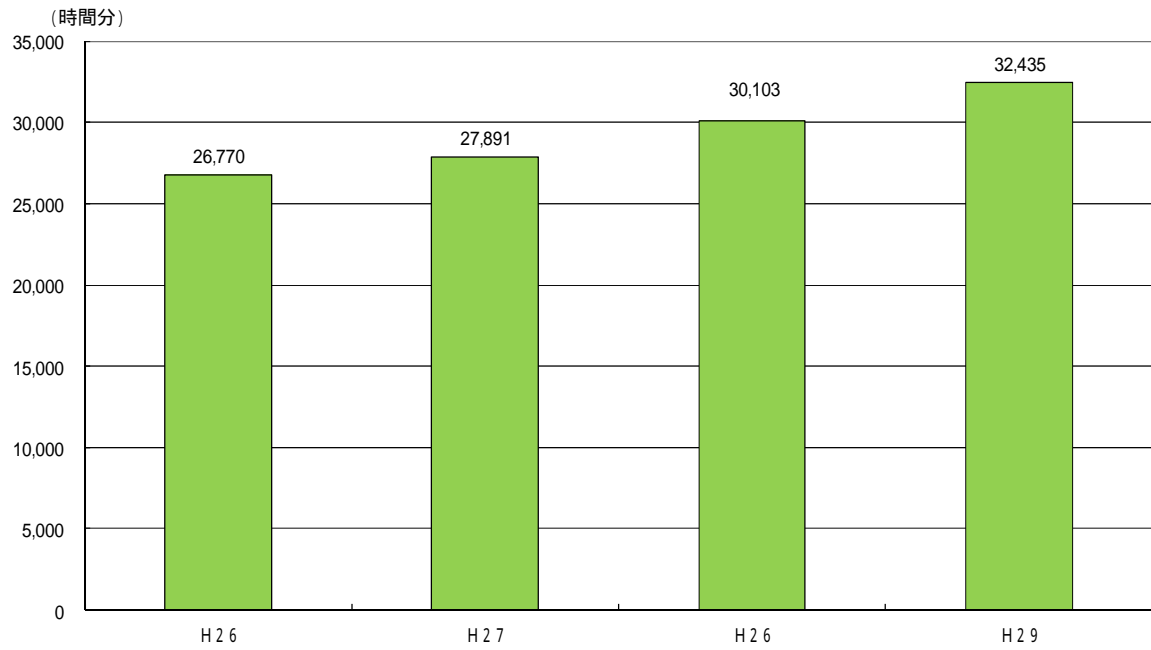
(平均月間量)

区分	種類	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	14,322	15,257	16,487	17,842
		人	1,000	1,013	1,099	1,191
	重度訪問介護	時間分	9,161	9,245	9,883	10,503
		人	74	75	84	91
	同行援護	時間分	1,083	1,002	1,152	1,314
		人	64	71	84	98
	行動援護	時間分	2,204	2,387	2,581	2,776
		人	131	156	169	183
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
計		時間分	26,770	27,891	30,103	32,435
		人	1,269	1,315	1,436	1,563
日中活動系サービス	生活介護	人日分	39,055	41,327	43,142	45,160
		人	1,942	2,033	2,127	2,229
	自立訓練(機能訓練)	人日分	229	302	382	407
		人	16	17	21	22
	自立訓練(生活訓練)	人日分	1,878	2,058	2,264	2,505
		人	106	115	127	141
	就労移行支援	人日分	4,262	5,420	6,395	7,385
		人	243	308	364	420
	就労継続支援(A型)	人日分	3,484	3,761	4,297	4,841
		人	190	205	232	260
	就労継続支援(B型)	人日分	26,137	27,901	29,690	31,600
		人	1,460	1,566	1,667	1,773
	療養介護	人日分	3,562	3,724	3,786	3,966
		人	119	123	128	131
	短期入所(福祉型)	人日分	2,854	3,138	3,488	3,867
		人	345	407	454	505
短期入所(医療型)	人日分	206	245	266	285	
	人	32	38	44	46	
計		人日分	81,667	87,876	93,710	100,016
		人	4,453	4,812	5,164	5,527
居住系サービス	共同生活援助	人	520	582	645	712
	施設入所支援	人	1,161	1,146	1,120	1,085
相談支援サービス	計画相談支援	人	518	808	837	868
	地域移行支援	人	16	37	50	62
	地域定着支援	人	17	38	49	61
	計	人	551	883	936	991
障害児支援サービス	児童発達支援	人日分	2,064	2,430	2,809	3,126
		人	182	218	250	280
	放課後等デイサービス	人日分	5,388	6,022	6,657	7,358
		人	482	551	609	669
	保育所等訪問支援	人日分	41	54	64	72
		人	33	43	52	60
	医療型児童発達支援	人日分	100	159	187	206
		人	10	15	17	18
	福祉型児童入所支援	人	51	51	51	51
	医療型児童入所支援	人	59	59	59	59
障害児相談支援	人	113	157	166	176	

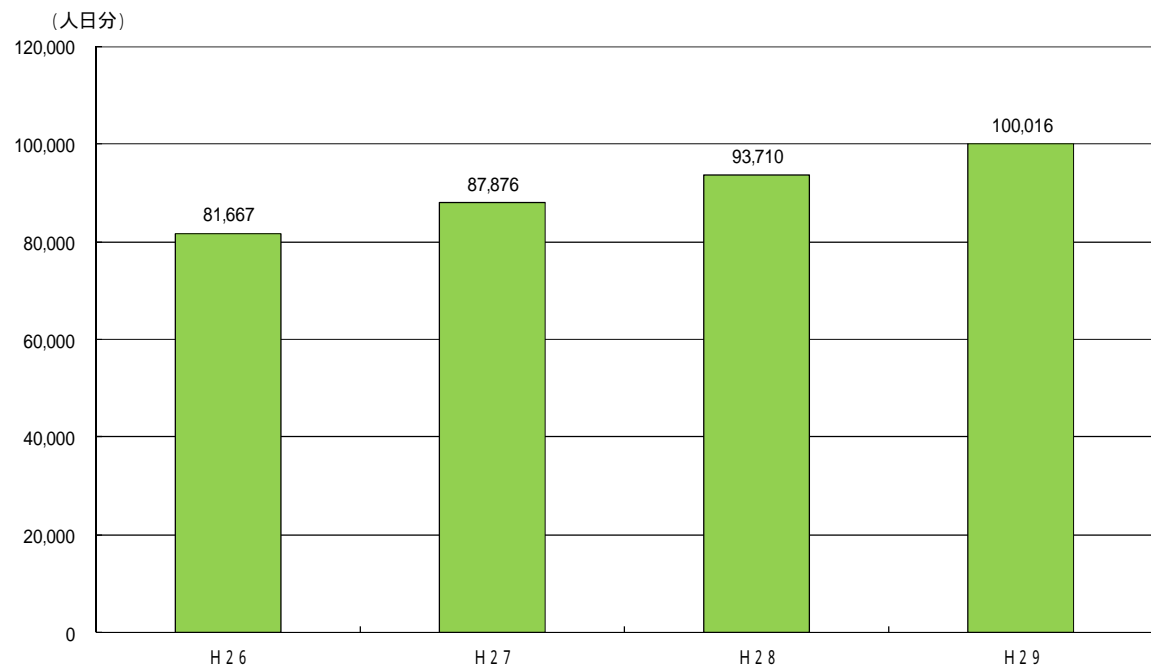
時間分 = 月間のサービス提供時間

人日分 = 月間の利用人員 × 一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

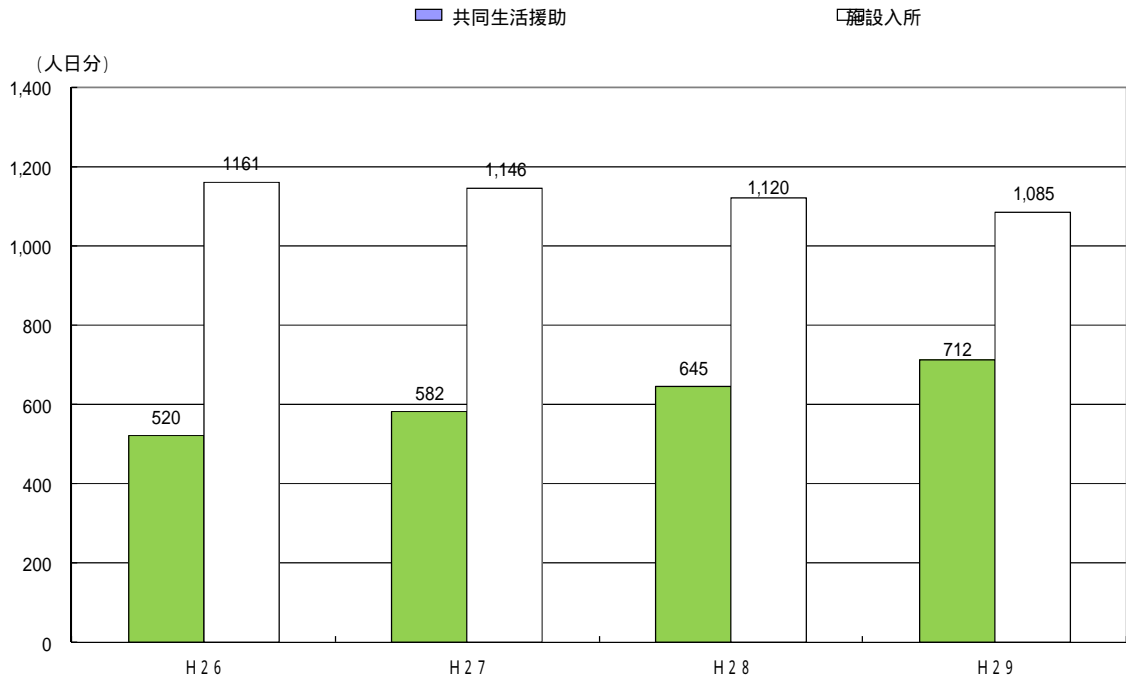
訪問系サービス見込量の推移



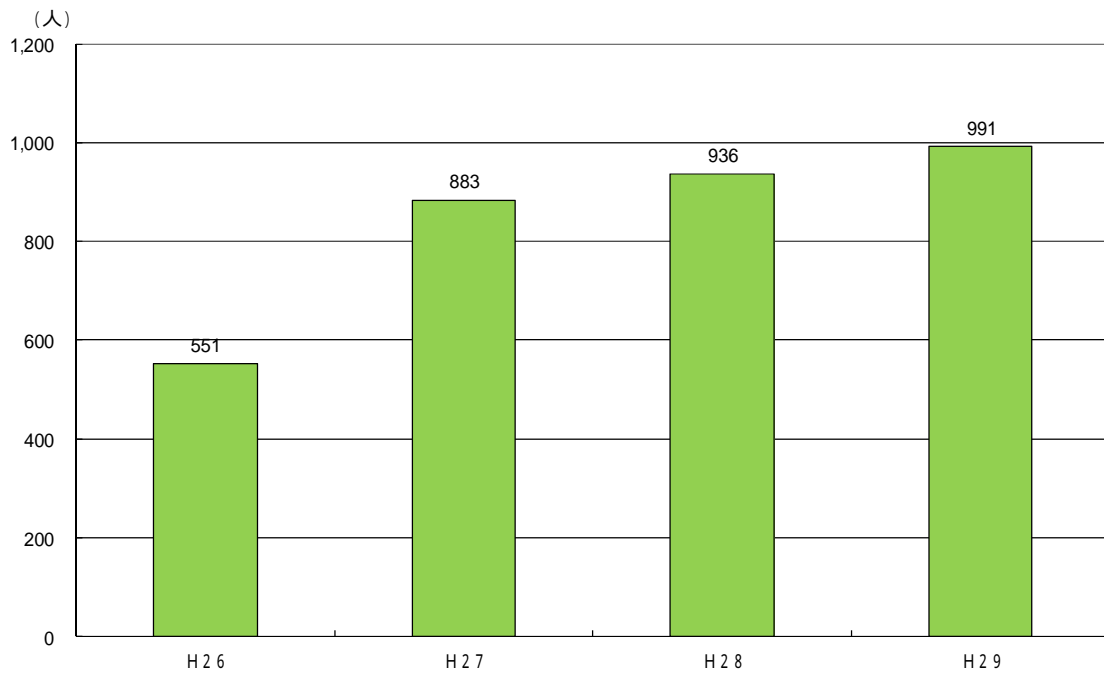
日中活動系サービス見込量の推移



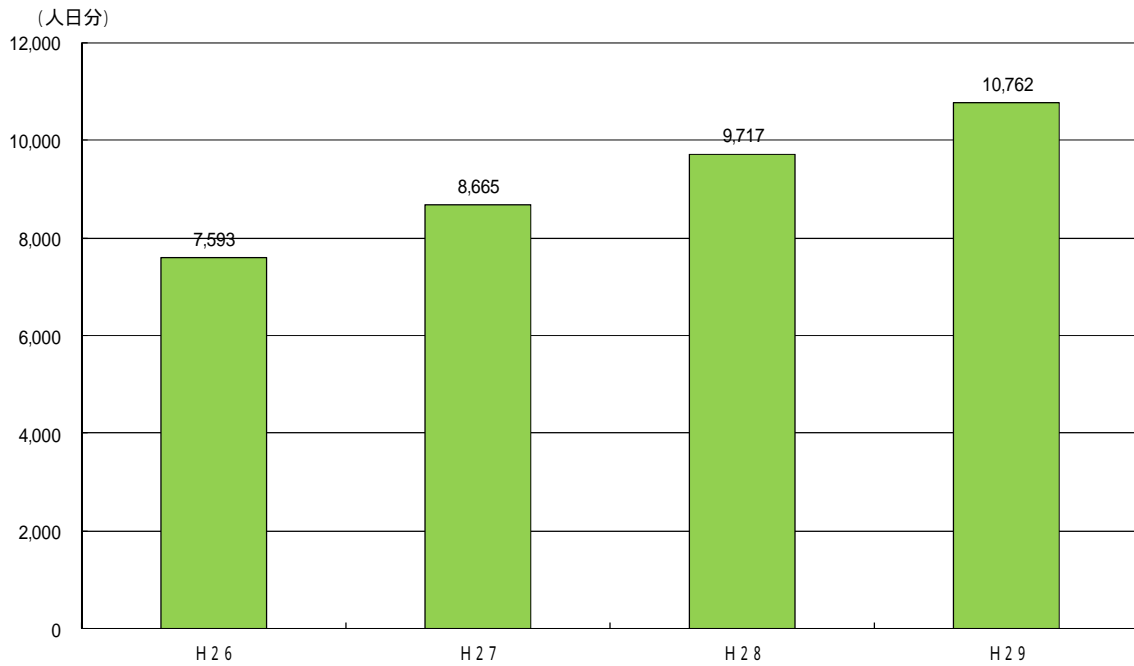
居住系サービス見込量の推移



相談支援サービス見込量の推移



障害児支援サービス見込量の推移



3 各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、施設の老朽化による建て替え等に併せて定員の削減を図り、平成29年度には1,365人とします。

指定障害者支援施設の必要入所定員総数

項目	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
指定障害者支援施設必要入所定員総数	人分	1,381	1,381	1,381	1,365

4 サービス提供を担う人材の養成・確保（指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置）

(1) 障害福祉サービス等に係る人材の研修

障害のある人に身近な地域で障害福祉サービスや相談支援が十分に供給されるように、障害福祉サービス等に係る人材の養成又は資質の向上に関する取組を行います。

障害福祉サービスに係る専門的職員として、介護や就労等のサービス提供に必要なサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者を養成するとともに、サービスの質を高めることに必要な知識、技能を習得するための研修を実施します。

また、障害のある人や家族の相談に応じて、必要な助言や連絡調整等の支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する相談支援従事者を養成し、障害のある人等のニーズに対応した相談支援の提供に資することを目的とした研修を実施します。

さらに、障害福祉サービス従業者等が、障害のある人のニーズに的確に対応できるように、居宅介護従事者等研修や同行援護研修等を実施します。

(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

障害福祉サービス等の質的向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、福祉サービス第三者評価事業の活用を促進します。

(3) 障害のある人等に対する虐待の防止

障害者虐待防止推進委員会において、障害のある人の虐待防止の体制整備や県障害者権利擁護センター機能、その他障害のある人の虐待防止に必要な支援等に関することを検討します。

県障害者権利擁護センターが、市町村に対する情報提供や助言、障害のある人等に対する支援に関する相談や情報提供・助言、障害のある人の虐待防止に関する広報その他必要な支援などを果たすように、関係機関等と連携し、体制整備を図ります。

市町村、障害福祉サービス事業所、障害福祉施設などの従事者や管理者、相談窓口職員を対象に障害者虐待防止研修を実施します。

5 山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、最も身近な行政機関である市町村において、地域の实情に応じ、効率的、効果的な支援を実施する必要があります。このため、山梨県は、市町村が地域生活支援事業を実施する上で必要な助言等を行い、市町村の取組を支援します。

山梨県は、発達障害者支援センター事業や障害児（者）地域療育等支援事業など、専門性の高い相談支援事業や、県自立支援協議会の設置など市町村域を超えた広域的な支援事業等を行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター事業

発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育などの従事者に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行い、関係機関等と連携することにより、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう取り組みます。

イ 障害者就業・生活支援センター事業

就業や職場の定着が困難な障害のある人が、県内に4箇所ある障害者就業・生活支援センターを活用することにより、就業及び日常生活や社会生活に係る支援が受けられるようにします。

ウ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者支援センターを中心に高次脳機能障害のある人に対し、相談支援を行うとともに、県民等を対象とした講習会や、医療関係者や行政職員等を対象とした研修会を行います。

エ 障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、各地域で必要な療育指導等の相談支援事業を行います。

専門性の高い相談支援事業の見込量

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
発達障害者支援センター事業	1	3,600	1	3,600	1	3,600	1	3,600
障害者就業・生活支援センター事業	4	900	4	1,000	4	1,000	4	1,000
高次脳機能障害支援普及事業	1	700	1	700	1	700	1	700
障害児(者)地域療育等支援事業	8		8		8		8	

(2) 広域的な支援事業

ア 相談支援体制整備事業

圏域ごとに、地域のネットワーク構築に向けた助言、調整を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制等の整備、充実強化のための広域的支援を行います。

イ 県自立支援協議会

県全体における相談支援体制の構築及び充実に向けて、主導的役割を担う協議の場として、市町村の相談支援体制の状況を把握、評価するとともに、専門的分野における支援方策等について協議し必要な助言を行います。

広域的な支援事業の見込量

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
相談支援体制整備事業	4		4		4		4	
県自立支援協議会	1	全体会 年6回開催	1	全体会 年6回開催	1	全体会 年6回開催	1	全体会 年6回開催

(3) その他事業

ア 障害者パソコンボランティア派遣事業

重度の心身障害のある人の自宅などに出向いてパソコンの操作指導等を行うボランティアの派遣を行います。

イ リユースパソコン活用事業

企業で使われていたパソコン等をリユースし利用を希望する障害のある人に無償で配布します。

ウ 手話通訳者養成事業

聴覚障害のある人のコミュニケーション支援を行うため、手話通訳者の養成を行います。

エ 障害者スポーツ指導員等派遣事業

障害のある人がスポーツ指導を受けようとする場合の指導員の派遣を行います。

オ 身体障害者補助犬育成貸与事業

重度の視覚、聴覚、肢体に障害のある人の社会活動への参加を促進し、その福祉の増進を図るために、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を育成し、貸与を行います。

その他事業の見込量

事業名	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者パソコンボランティア派遣事業	人	500	500	500	500
リユースパソコン活用事業	台	35	35	35	35
手話通訳者養成事業	人	1	4	4	4
障害者スポーツ指導員等派遣事業	人	50	50	50	50
身体障害者補助犬育成貸与事業	頭	2	2	2	2

6 障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

(1) 県全体

ア 現状と課題

全ての圏域において、施設入所支援以外のサービス量の増加が見込まれているため、受け皿となる事業所設置の促進が必要です。

特に、施設入所者等の地域生活への移行や、障害のある人の高齢化・重度化、「親なき後」を見据え、共同生活援助（グループホーム）や日中活動系サービスの需要が高まっています。

また、近年、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児支援サービスの需要も高く、見込量に対応する受け皿の確保が求められています。

これら受け皿の確保に当たっては、障害のある人が身近な地域において利用できるよう、地域間のバランスを考慮する必要がありますが、一方で、サービス提供のための立地条件が整わず、身近な地域において整備が進まない場合には、立地条件を満たす他地域において確保を図ることも重要となります。

イ 取組の方向

居住系サービスについては、施設の一層の小規模化、個室化を促進し、障害者支援施設から地域生活への移行を今後も進めることとし、支援施設の整備を抑制するとともに、グループホームについて、全ての圏域においてサービス量の増加が見込まれているため、事業所の設置を促進します。

日中活動系サービスについては、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）（以下「就労系サービス」という。）のサービス見込量の増加に対応できるよう、事業所の設置を促進するとともに、居宅における介護者の負担軽減等のための短期入所についても、その確保に取り組みます。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児支援や、地域におけるニーズに対応できるよう、事業所の設置を促進します。

(2) 中北圏域



ア 現状と課題

施設入所支援以外の障害福祉サービス等について、増加が見込まれます。

中でも、施設入所者の地域移行のための受け皿であるグループホーム、生活介護及び就労系サービスにその傾向が顕著であり、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児支援サービスについても大幅に増加しています。

イ 取組の方向

施設入所は、建て替えや大規模改修に当たっては定員の削減を図る一方、地域移行の受け皿となるグループホームについて、設置を促進します。

また、地域移行を進めるための日中活動系サービスや、児童発達支援、放課後等デイサービスといった障害児支援サービスについて、利用者ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、整備の促進を図ります。

なお、居宅における介護者の負担軽減等のための短期入所については、ニーズが多いことから、その受け皿の確保に取り組みます。

中北圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	種類	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	9,741	10,290	11,160	12,124
		人	668	647	698	753
	重度訪問介護	時間分	7,245	7,097	7,483	7,846
		人	52	50	54	58
	同行援護	時間分	847	698	790	892
		人	38	35	40	45
	行動援護	時間分	940	1,001	1,071	1,143
		人	68	71	76	81
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
計	時間分	18,773	19,086	20,504	22,005	
	人	826	803	868	937	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	20,671	21,637	22,709	23,828
		人	1,056	1,089	1,143	1,201
	自立訓練(機能訓練)	人日分	170	206	266	291
		人	12	12	15	16
	自立訓練(生活訓練)	人日分	1,388	1,484	1,636	1,824
		人	77	83	92	103
	就労移行支援	人日分	2,580	3,259	3,784	4,335
		人	146	188	218	249
	就労継続支援(A型)	人日分	2,556	2,716	3,086	3,483
		人	138	146	165	186
	就労継続支援(B型)	人日分	14,968	16,204	17,245	18,316
		人	851	919	978	1,039
	療養介護	人日分	1,935	1,987	2,083	2,147
		人	64	65	68	70
	短期入所(福祉型)	人日分	1,581	1,532	1,681	1,872
		人	177	195	215	239
短期入所(医療型)	人日分	124	124	141	156	
	人	21	24	28	30	
計	人日分	45,973	49,149	52,631	56,252	
	人	2,542	2,721	2,922	3,133	
居住系サービス	共同生活援助	人	298	324	358	393
	施設入所支援	人	573	571	559	542
相談支援サービス	計画相談支援	人	341	545	559	572
	地域移行支援	人	13	20	26	31
	地域定着支援	人	8	20	26	31
	計	人	362	585	611	634
障害児支援サービス	児童発達支援	人日分	1,520	1,715	1,985	2,258
		人	134	156	181	207
	放課後等デイサービス	人日分	3,055	3,393	3,742	4,121
		人	286	319	349	383
	保育所等訪問支援	人日分	21	24	29	35
		人	17	19	23	28
	医療型児童発達支援	人日分	98	114	132	151
		人	9	10	11	12
	福祉型児童入所支援	人	25	25	25	25
	医療型児童入所支援	人	34	34	34	34
障害児相談支援	人	81	112	117	122	

時間分 = 月間のサービス提供時間

人日分 = 月間の利用人員 × 一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(3) 峡東圏域



ア 現状と課題

施設入所支援以外の障害福祉サービス等について、増加が見込まれます。

中でも、施設入所者の地域移行のための受け皿であるグループホーム及び就労系サービスについてその傾向が顕著です。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児支援サービスについても、需要が高まる傾向にあります。

イ 取組の方向

施設入所は、建て替えや大規模改修に当たっては定員の削減を図る一方、地域移行の受け皿となるグループホームについて、設置を促進します。

また、地域移行を進めるための日中活動系サービスや、児童発達支援、放課後等デイサービスといった障害児支援サービスについて、利用者ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、整備の促進を図ります。

また、居宅における介護者の負担軽減等のための短期入所についても、ニーズが多いことから、その受け皿の確保に取り組みます。

峡東圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	種類	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	2,204	2,322	2,444	2,573
		人	134	146	160	176
	重度訪問介護	時間分	1,584	1,797	2,024	2,267
		人	18	21	25	28
	同行援護	時間分	166	197	235	281
		人	13	17	21	27
	行動援護	時間分	1,211	1,322	1,439	1,562
		人	53	74	81	90
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
計	時間分	5,165	5,638	6,142	6,683	
	人	218	258	287	321	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	5,548	5,668	5,826	5,988
		人	281	288	295	302
	自立訓練(機能訓練)	人日分	0	23	23	23
		人	0	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日分	165	209	250	250
		人	8	10	12	12
	就労移行支援	人日分	539	761	916	1,122
		人	30	41	51	63
	就労継続支援(A型)	人日分	720	797	927	1,056
		人	41	46	52	58
	就労継続支援(B型)	人日分	3,169	3,362	3,649	3,967
		人	184	199	215	232
	療養介護	人日分	485	485	485	485
		人	16	16	16	16
	短期入所(福祉型)	人日分	430	439	460	483
		人	55	58	60	63
短期入所(医療型)	人日分	32	64	67	70	
	人	4	5	6	6	
計	人日分	11,088	11,808	12,603	13,444	
	人	619	664	708	753	
居住系サービス	共同生活援助	人	76	84	95	108
	施設入所支援	人	161	157	150	143
相談支援サービス	計画相談支援	人	52	79	84	89
	地域移行支援	人	1	4	7	8
	地域定着支援	人	4	7	10	12
	計	人	57	90	101	109
障害児支援サービス	児童発達支援	人日分	456	512	570	634
		人	40	44	49	54
	放課後等デイサービス	人日分	410	526	616	717
		人	47	70	83	94
	保育所等訪問支援	人日分	12	16	20	24
		人	12	16	20	24
	医療型児童発達支援	人日分	0	23	23	23
		人	0	1	1	1
	福祉型児童入所支援	人	13	13	13	13
	医療型児童入所支援	人	6	6	6	6
障害児相談支援	人	13	16	19	21	

時間分 = 月間のサービス提供時間

人日分 = 月間の利用人員 × 一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(4) 峡南圏域



ア 現状と課題

施設入所支援以外の障害福祉サービス等について、増加が見込まれます。

施設入所者の地域移行のための受け皿となる生活介護、就労系サービスやグループホームの伸びが顕著です。

なお、現状、多くの障害児者が圏域を越えてサービスを利用している状況なので、今後は、圏域を越えることなく身近な地域でサービスが受けられるよう、基盤整備を促進する必要があります。

イ 取組の方向

日中活動系サービスやグループホームの見込量が増加しますが、同圏域における地域資源は少ない状況にあることから、受け皿となる施設整備に対し助成する場合には、優先的に取り扱うなど、同圏域内における障害福祉サービス事業所の増加を図ります。

峡南圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	種類	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	944	1,012	1,094	1,206
		人	81	87	95	104
	重度訪問介護	時間分	252	268	281	295
		人	3	3	3	3
	同行援護	時間分	29	38	49	54
		人	3	4	5	5
	行動援護	時間分	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
計	時間分	1,225	1,318	1,424	1,555	
	人	87	94	103	112	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	4,041	4,422	4,676	5,060
		人	197	216	229	248
	自立訓練(機能訓練)	人日分	20	20	20	20
		人	1	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日分	138	158	118	138
		人	8	9	7	8
	就労移行支援	人日分	134	205	306	347
		人	8	10	15	17
	就労継続支援(A型)	人日分	117	120	120	120
		人	6	6	6	6
	就労継続支援(B型)	人日分	3,215	3,393	3,579	3,824
		人	165	175	185	197
	療養介護	人日分	250	247	247	247
		人	8	8	8	8
短期入所(福祉型)	人日分	283	324	367	393	
	人	27	31	36	39	
短期入所(医療型)	人日分	32	32	32	32	
	人	3	3	3	3	
計	人日分	8,230	8,921	9,465	10,181	
	人	423	459	490	527	
居住系サービス	共同生活援助	人	61	62	65	69
	施設入所支援	人	151	147	145	141
相談支援サービス	計画相談支援	人	40	56	61	69
	地域移行支援	人	0	4	4	8
	地域定着支援	人	1	2	1	3
	計	人	41	62	66	80
障害児支援サービス	児童発達支援	人日分	55	105	105	69
		人	5	9	9	6
	放課後等デイサービス	人日分	260	270	306	346
		人	28	29	33	37
	保育所等訪問支援	人日分	8	11	11	9
		人	4	5	5	4
	医療型児童発達支援	人日分	2	0	0	0
		人	1	0	0	0
	福祉型児童入所支援	人	3	3	3	3
	医療型児童入所支援	人	2	2	2	2
障害児相談支援	人	4	6	6	6	

時間分 = 月間のサービス提供時間

人日分 = 月間の利用人員 × 一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(5) 富士・東部圏域



ア 現状と課題

施設入所支援以外の障害福祉サービス等について、増加が見込まれます。

特に、生活介護、就労系サービス、短期入所を中心とする日中活動系サービスやグループホーム、児童発達支援等について、見込量の伸びが顕著です。

なお、現状、多くの障害児者が圏域を越えてサービスを利用している状況ですので、今後は、圏域を超えることなく身近な地域でサービスが受けられるよう、基盤整備を促進する必要があります。

イ 取組の方向

日中活動系サービス、グループホーム及び児童発達支援等の見込量が増加しますが、同圏域における地域資源は少ない状況にあることから、受け皿となる施設整備に対し助成する場合には、優先的に取り扱うなど、同圏域内における障害福祉サービス事業所の増加を図ります。

また、居宅における介護者の負担軽減等のための短期入所についても、ニーズが多いことから、その受け皿の確保に取り組みます。

富士・東部圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	種類	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	1,433	1,633	1,789	1,939
		人	117	133	146	158
	重度訪問介護	時間分	80	83	95	95
		人	1	1	2	2
	同行援護	時間分	41	69	78	87
		人	10	15	18	21
	行動援護	時間分	53	64	71	71
		人	10	11	12	12
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
計	時間分	1,607	1,849	2,033	2,192	
	人	138	160	178	193	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	8,795	9,600	9,931	10,284
		人	408	440	460	478
	自立訓練(機能訓練)	人日分	39	53	73	73
		人	3	3	4	4
	自立訓練(生活訓練)	人日分	187	207	260	293
		人	13	13	16	18
	就労移行支援	人日分	1,009	1,195	1,389	1,581
		人	59	69	80	91
	就労継続支援(A型)	人日分	91	128	164	182
		人	5	7	9	10
	就労継続支援(B型)	人日分	4,785	4,942	5,217	5,493
		人	260	273	289	305
	療養介護	人日分	892	1,005	971	1,087
		人	31	34	36	37
	短期入所(福祉型)	人日分	560	843	980	1,119
		人	86	123	143	164
短期入所(医療型)	人日分	18	25	26	27	
	人	4	6	7	7	
計	人日分	16,376	17,998	19,011	20,139	
	人	869	968	1,044	1,114	
居住系サービス	共同生活援助	人	85	112	127	142
			0	0	0	0
相談支援サービス	施設入所支援	人	276	271	266	259
	計画相談支援	人	85	128	133	138
		地域移行支援	人	2	9	13
地域定着支援	人	4	9	12	15	
計	人	91	146	158	168	
障害児支援サービス	児童発達支援	人日分	33	98	149	165
		人	3	9	11	13
	放課後等デイサービス	人日分	1,663	1,833	1,993	2,174
		人	121	133	144	155
	保育所等訪問支援	人日分	0	3	4	4
		人	0	3	4	4
	医療型児童発達支援	人日分	0	22	32	32
		人	0	4	5	5
	福祉型児童入所支援	人	10	10	10	10
	医療型児童入所支援	人	17	17	17	17
障害児相談支援	人	15	23	24	27	

時間分 = 月間のサービス提供時間

人日分 = 月間の利用人員 × 一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

参考資料 1

障害者団体との意見交換会の状況

障害のある人やその家族などが抱えている課題について把握するため、30団体と意見交換会を開催しました。(平成26年9月8日～19日)

その際に出た意見の概要は以下のとおりです。

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

相互理解の促進

- ・障害があるために日常生活の中で嫌な思いをすることが多い。障害のない人は、障害のある人のことについて理解をしてほしい。自分がその立場になったことを考えてみてほしい。
- ・障害や障害のある人に対する理解が足りないと感じる。もっと障害について知ってもらいたい。福祉講話をしているので、一般の人に聞いてもらう機会をつくってほしい。
- ・今年6月に公共施設で会議をした際、難病で暑さに耐えられないので冷房を入れてほしいと要望したが、冷房対象期間外なので入れることはできないと断られた。難病のことが理解されていない。(他の部署に話しをして冷房を入れてもらった)
- ・発達障害という言葉は知られてきたが、障害の特性は理解されていない。
- ・障害に対して理解を深めてもらうため、福祉教育に力を入れてほしい。
- ・精神障害に対する誤解や偏見があるので、県民に正しく理解してほしい。
- ・障害者施策を推進する立場の行政職員が、障害や障害のある人のことを理解していない。研修等により理解を深めるべきである。
- ・障害のある人とない人がお互いのことを理解するために、交流したり話し合う場をつくってもらいたい。
- ・施設に入所している人は、施設内の行事に参加など交流の場があるが、地域で暮らす人は交流の場がない。
- ・お互いの苦しみや悩みを分かち合うため、当事者間、家族間の交流の場をつくってほしい。

差別の解消及び権利擁護体制の推進

- ・ 障害について「知らない」、「わからない」、「手助けできない」ということが差別につながる。障害のことを理解しなければ、合理的配慮もできない。
- ・ 障害の種別によって不公平な取扱いがあるように思える。
- ・ 聴覚障害があると、会社での昇進に影響するという新聞記事を読んだことがある。
- ・ 視覚に障害があり盲導犬が必要であるが、それを理由に採用を断られることがある。
- ・ 県主催の会議で、中途難聴者が出席しているにもかかわらず、要約筆記の準備がないなど、障害者に対する配慮が欠けている。
- ・ 差別の解消はとても難しいことなので、地道に啓発を続けていく必要がある。

ユニバーサルデザインの推進等

- ・ 公共施設を新たに造る際は、設計段階で障害のある人の意見を取り入れてほしい。最近、完成した公共施設でも、電動車いす利用者にとってエレベーターが狭いなど、障害のある人への配慮が十分でないところがある。
- ・ 県立図書館を整備する際には、障害者の意見を十分に取り入れてくれた。公共施設を整備する際には、障害者の意見を聞いてほしい。
- ・ 県立文学館は駐車場から建物まで遠く坂道になっているので車椅子利用者には不便。せめて、正面玄関の右のスペースに何台か駐車させてほしい。
- ・ 駐車場から建物の入口まで雨や雪を防ぐ屋根がない施設があり不便である。
- ・ 甲府駅周辺は音響信号が整備されているが、中心から離れると整備が不十分である。
- ・ 障害のある人が住みよい街づくりとは、障害のある人だけでなく一般の人、妊婦等、皆が暮らしやすい街づくりということだと思う。
- ・ 国道や県道のフラット歩道の整備を進めてほしい。
- ・ 毎年、車椅子利用者の目線で施設や道路を調査し、バリアフリーが不十分な箇所を指摘する事業に参加している。児童生徒の参加が徐々に減少しており、障害福祉やユニバーサルデザインに対する関心が薄れているのではないかと心配になる。
- ・ 障害者や高齢者、オストメイト、乳児のオムツ交換などに対応する多目的トイレは、車いす利用者にとって使いにくい。
- ・ 多目的トイレをいろいろな人が利用するため、オストメイトが使えないことがある。オストメイト用のトイレと多目的トイレを別にしてもらいたい。
- ・ トイレは、障害のある人もない人も使えるものにしてほしい。

- ・障害のある人が地域で暮らしていくためには、住環境が最も大切である。
- ・障害のある人が地域で生活するためにはグループホームが必要である。
- ・法律の規制があることは承知しているが、空き家をグループホームとして利用できればよい。
- ・地域移行を進めるためには、グループホームが必要である。他の自治体（福島県、鳥取県、愛知県）で、一般住宅をグループホームとして転用できるように独自の基準（建築基準法施行細則）を設けているところもあるので、本県も同様の対応を検討してもらいたい。

安全・安心の確保

- ・家庭で人工呼吸器を使用している人にとって、災害時の電力の確保は大きな課題である。
- ・個人の事情により災害時要援護者名簿に登録されていない場合でも、災害時に安否が確認できるシステムを整備してもらいたい。
- ・市町村が災害時に災害時要援護者を適切に把握するよう促すべきである。
- ・市町村から、災害時には近くの一般の避難所へ行くように言われているが、最初から福祉避難所に行けるようにしてもらいたい。
- ・市町村で災害時の非常食を備蓄しているが、おかゆのような柔らかいものでないと食べられないので、そうした食料品の確保・保存をしてもらいたい。
- ・平成26年2月の大雪の時、家から出られない人や施設から帰れない人がいたと聞いた。そのような場合に安否確認がとれる体制を整えてもらいたい。
- ・東日本大震災の際、被災県の職員が、障害のある人に対し、「このような状況なので、障害者だからといって特別なことはできない」と言ったという話を聞いた。大規模災害だからこそ、障害者への特別な支援が必要になると思うので、プランに災害時の対応を盛り込んでもらいたい。
- ・災害時の避難所にオストミーの補装具を置く場所の確保をしてほしい。
- ・災害時の避難所として小中学校の体育館を使用することが多いが、障害者用トイレがない。
- ・災害発生時の対策も大事だが、災害発生後に心のケアができる体制を整えることも大事である。

(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

自己選択・自己決定の支援

- ・障害のある人の相談は、親の高齢化や、生活保護など幅広いので、相談業務のレベルアップのための研修等が必要である。
- ・子どもが医療機関で自閉症スペクトラムと診断され相談支援を申し込んだが、相談をしてもらうまでに相当の時間を要した。その間、本人や家族が疲弊するので、速やかに福祉サービスにたどり着けるよう支援体制を整備すべきである。
- ・発達障害、特に自閉症の専門的知識を持った支援員が少ない。
- ・心の発達総合支援センターでは相談の予約をしてから相談を受けるまで、相当の時間を要する。
- ・平成27年3月までにサービス利用計画を作成しなければならないが、相談支援専門員を十分に確保できないため計画作成が進んでいない市町村がある。
- ・親が子どもの障害に気付く段階や相談機関に行く前の段階で、親を支えるための相談支援体制（ネットワーク）をつくる必要がある。
- ・発達障害は、早期発見・早期治療が必要であるが、最初から「障害」という言葉を聞くと親のダメージが大きいので配慮してほしい。

障害福祉サービスの充実

- ・短期入所施設が少ないので、増設、確保してほしい。
- ・医療的ケアができる短期入所施設を増やしてほしい。
- ・吸引ができるショートステイ先は、国立甲府病院かあけぼの医療福祉センターしかないが、土日はいっぱいでも利用できない。
- ・重度の知的障害のある人がショートステイをなかなか利用できない。絶対量が少なく予約制なので、緊急の場合に利用できない。
- ・重度の知的障害があるにもかかわらず、施設入所は数年待ちの状況である。現在は親がサポートしているが、親なき後が見えない。
- ・現在、入所施設は定員いっぱいのところが多い。重い障害のある子供たちが支援学校卒業後に行く場所を確保してほしい。
- ・障害が重度であればあるほど、慣れている人にケアしてもらいたい。
- ・障害者支援施設等の人材の確保、育成を進めるべき。

- ・県内には施設や事業所が少なく、サービスがなかなか利用できない状況である。現行プランに「地域移行を進める」と書かれているが、在宅サービスを充実しないかぎり、施設から出ることは難しい。
- ・施設入所者の地域移行、精神病院入院者の地域移行を進めるには、まず地域の理解を得る必要がある。
- ・重度の障害がある人は、地域生活移行や一般就労が難しいことを理解してほしい。
- ・地域移行支援事業で、入院患者が地域での生活のイメージを持つためにグループホームで地域生活を体験をすることは有効であるが、サービス等利用計画作成等の手続きが煩雑で時間がかかるため、その間に退院の意欲が薄れてしまうことがある。地域生活体験が簡単にできるようにしてほしい。

保健・医療の充実

- ・山梨県は、膠原病の医師の数が非常に少ない。医療の充実を求める。
- ・膠原病の小児は、県外の医療機関に行かなければならない。県内に子ども病院をつくってもらいたい。
- ・県内に筋ジストロフィーについて、理解し、最新の知識を持つ医師がいない。最新の医療を受けるには、東京へ行かなければいけない。
- ・難病には、根治できなくても、進行を遅らせるための治療ができるものがある。筋ジストロフィーの場合、関節可動域を維持するための訓練が有効だが、訓練に用いる機材等は福祉用具貸与の対象にならない。
- ・難病に係る医療を充実する必要がある。
- ・重症心身障害児の医療ケアができる施設が北麓地域にはない。
- ・介護福祉士がオストメイトのストマの交換をできることになったので、介護福祉士を対象にストマ交換の研修会をしてもらいたい。
- ・重度心身障害者医療費助成事業の助成方法が自動還付方式に変更になるが、自由に動けない人には、銀行に行かなければ出金できないなど負担が大きい。
- ・重度心身障害者医療費助成事業の貸付金の手続きを簡素化してほしい。
- ・ペナルティ補填に充てていたお金を福祉に使うという説明があったが、何に使うのか、具体的に示してほしい。
- ・重度心身障害者医療費助成事業の窓口無料化によって生じるペナルティについて、国に廃止を要望すべきである。

(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

教育の充実

- ・ 支援学校で医療ケア（たんの吸引）をしてもらえないため、修学旅行に家族が付いていかなければならず負担が大きい。
- ・ 教育は、就労に向けた大きなステップであり、ICTの活用などにより社会性を身につけるための教育を充実してもらいたい。
- ・ 現行プランの教育分野に合理的配慮という言葉が入っていない。障害のある子どもを含めすべての子どもに教育上、合理的配慮をすることが大事なので、新たなプランにはこの言葉を入れてほしい。
- ・ 他県では盲学校で視覚障害生活訓練等指導者が歩行訓練の指導に当たっている事例がある。本県においても言語聴覚士などの医療専門職が教育現場に関わるようにすべきだと思う。

雇用・就労の支援

- ・ 雇用を促進するためには、企業側の意識を変える必要がある。企業に障害のある人を雇用したらメリットがということを知ってもらうことが大事であり、障害者雇用に係る助成制度等を積極的に周知すべきである。
- ・ 発達障害のある人が仕事を続けるためには、職場の理解が不可欠。企業にも参画してもらい支援体制を整えてもらいたい。
- ・ 障害者が就職するためには企業等での実習が大事だと考えるが、交通費がないなどの理由でそのような場に参加できない人もいる。他県では、県単独事業で、このような費用を助成する事業を行っているところもあるので、本県でも検討してもらいたい。
- ・ 障害者の就労を進めるためには、企業と本人、家族のパイプ役となる人が必要である。
- ・ 公的な機関でも障害者の法定雇用率を達成していないところがある。学校給食や公共施設の清掃に障害者を雇用して、雇用率アップを図ってはどうか。
- ・ 県内には農村地帯が多いので、高齢化した農家の手伝いなどで、障害者が就農できるような支援をしてもらいたい。
- ・ 県内には山林が多いので、森林組合や製材工場、家具工場等に障害者の雇用を投げかけてみてはどうか。

社会参加への支援

- ・職場の会議に聴覚障害者が参加する時は手話通訳者を付ける配慮が必要といったことを障害者プランに書いてもらいたい。
- ・聴覚障害者にはアナウンスが聞こえないので、JR に対して文字情報を出してほしい旨、要望している。大きな駅では文字情報が出るが、小さな駅ではアナウンスだけ。無人駅では何も情報がない。
- ・視覚障害者にとって最大の課題は移動である。バスは本数が少なく、どんどん廃止になっている。タクシーは、割引制度や利用料金の補助があるが負担が大きい。視覚障害者の移動手段の確保を図ってもらいたい。
- ・どんなに良い施設を整備しても、移動手段が確保されなければ、そこまで行けない。
- ・病院や買い物に行く時に同行援護等を利用するが、お金がかかる。事前にわかっている場合は予約することができるが、急に用事が入った場合は対応できない。
- ・自由に移動できないことが社会参加する上で大きな支障となっている。電車やバス等の料金を助成してほしい。
- ・精神障害のある人は身体に不自由がないので、移動は問題ないと思われがちだが、医師から車の運転を止められている人もいるので、移動支援を充実してもらいたい。
- ・パーキングパーミット制度について、利用できる施設が増えていないので、県で事業者働きかけ増やしてもらいたい。全国で共通して利用することができる制度なので、制度を充実する必要がある。
- ・スポーツ大会等で、かえで支援学校分校の体育館やグラウンドを借りることがあるが、最寄りの駅の石和温泉駅までの公共交通手段が無いので、バスで送迎している。公共交通機関の充実が必要である。
- ・障害者専用または優先の運動施設（グラウンド・体育館等）が少ない。
- ・車椅子のまま筋トレができる施設や、視覚障害者専用コースがあるプール、スルーネットピンポンができる施設等の障害者が優先して使えるスポーツ施設がほしい。そのような場所がないから交流する機会がない。
- ・スポーツ施設について、金をかけずにできることはたくさんある。甲府支援学校と盲学校が一つになった。新しく体育館等をつくらなくても、空いている教室に、サウンドテーブルテニスの台を置けばスポーツができる。また、プールも支援員を置いて、一時的に開放すればいい。

- ・スポーツ施設を整備してほしい。障害者のスポーツでは特殊な用具を使用するが、既存の施設では用具を置く場所もない。

(4) プランの策定に関わること

- ・施策目標の「生まれ育ち住み慣れたまち」という表現は、他県から山梨県に来た人をよそ者扱いしているように思える。
- ・新たな障害者プランの基本方針に「障害を理由とする差別の禁止」を記載してもらいたい。
- ・以前、障害者プランに掲げられている数値目標やサービス見込量に縛られて整備や入所ができなかったことがある。柔軟な対応ができるように、これらの数値について、修正ができるようにしてもらいたい。
- ・障害者プランに、障害の有無にかかわらず、誰もが幸せに暮らせる社会を目指すという方針を示し、県が先頭に立って取り組みを進めてもらいたい。

意見交換会参加団体 (50音順)

おやうぼ	山梨県重症心身障害児(者)を守る会
支え合う会「ピーチ&グレープ」	山梨県障害者スポーツ協会
全国膠原病友の会山梨県支部	山梨県障害者福祉協会
全国パーキンソン病友の会山梨県支部	山梨県腎臓病協議会
多発性硬化症・視神経脊髄炎山梨県患者会	山梨県身体障害者運転者会
日本オストミー協会山梨県支部	山梨県身体障害者相談員連絡協議会
日本筋ジストロフィー協会山梨支部	山梨県身体障害者連合福祉会
日本ダウン症協会山梨県支部	山梨県精神障害者家族会連合会
変形股関節症の会(NPO法人のぞみ会山梨支部)	山梨県精神障害者社会復帰関係施設連絡会
山梨LD・発達障害児者の支援を考える会(いちえ会)	山梨県知的障害者支援協会
山梨車いす生活者の会「ステップアップ」	山梨県知的障害者相談員連絡協議会
山梨県喉頭摘出者福祉会	山梨県中途失聴・難聴者協会
山梨県視覚障害者福祉協会	山梨県聴覚障害者協会
山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	山梨県手をつなぐ育成会
山梨県自閉症協会	山梨網膜色素変性症患者の会

障害のある人への差別に関するアンケート結果

平成26年11月
山梨県福祉保健部障害福祉課
山梨県障害者自立支援協議会権利擁護部会

1 目的

山梨県障害者幸住条例の改正を進めるにあたり、改正の柱である「障害を理由とした差別の解消」について、障害者に対する差別の現状を把握するため、アンケートを実施した。

2 実施期間

平成26年9月8日～同年10月26日

3 配布、回収方法

(1) 障害者団体

障害者団体を通じて、会員となっている障害者又はその家族等にアンケート票を配布し、障害者団体との意見交換の会場にて回収した。

(2) 障害当事者

障害者自立支援協議会の圏域マネージャーを通じて、地域に住む障害者又はその家族等にアンケート票を配布し、県政出張トーク(各圏域座談会)の会場にて回収した。

4 回答数 計165名

・視覚障害者	7名	・知的障害	47名
・聴覚、平衡機能障害	18名	・精神障害	33名
・音声、言語、そしゃく機能障害	2名	・発達障害、自閉症、高次脳機能障害	9名
・肢体不自由	33名	・難病、特定疾患	7名
・内部機能障害	6名	・その他(不明含む)	3名

5 アンケート項目

(1) 基本事項

年齢 性別 居住市町村 職業 障害種別

(2) 質問事項

公共施設や公共交通機関の利用における差別等
情報提供や意思表示における差別等
商品の販売やサービスの提供における差別等
医療の提供における差別等
教育の提供における差別等
労働及び雇用における差別等
福祉サービスの提供における差別等
不動産の取引における差別等
その他(地域や家族関係など)における差別等
その他自由記載

5 アンケート結果

(1) 基本事項

年齢

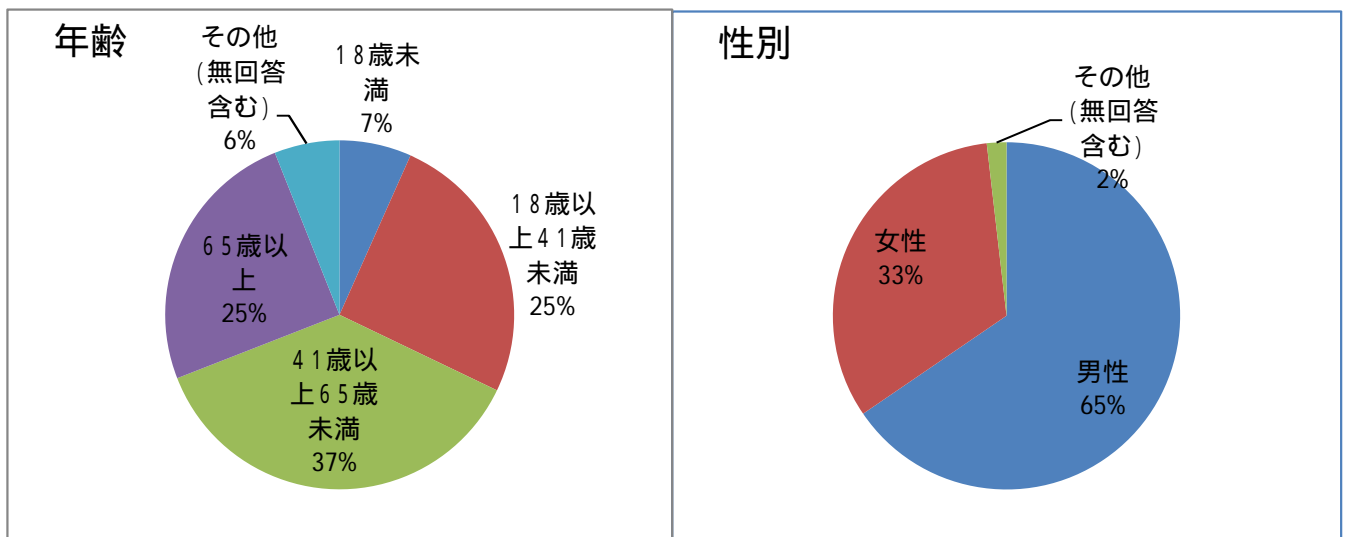
障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
18歳未満	2名	0名	0名	4名	0名
18歳以上41歳未満	0名	0名	1名	7名	0名
41歳以上65歳未満	2名	8名	0名	8名	1名
65歳以上	3名	10名	1名	12名	5名
その他(無回答含む)	0名	0名	0名	2名	0名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
18歳未満	4名	0名	1名	0名	0名	11名
18歳以上41歳未満	22名	6名	6名	0名	0名	42名
41歳以上65歳未満	15名	19名	1名	4名	3名	61名
65歳以上	2名	5名	0名	3名	0名	41名
その他(無回答含む)	4名	3名	1名	0名	0名	10名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名

性別

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
男性	5名	13名	1名	22名	4名
女性	2名	5名	1名	10名	2名
その他(無回答含む)	0名	0名	0名	1名	0名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
男性	27名	22名	8名	3名	3名	108名
女性	19名	11名	0名	4名	0名	54名
その他(無回答含む)	1名	0名	1名	0名	0名	3名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



居住地【圏域別】

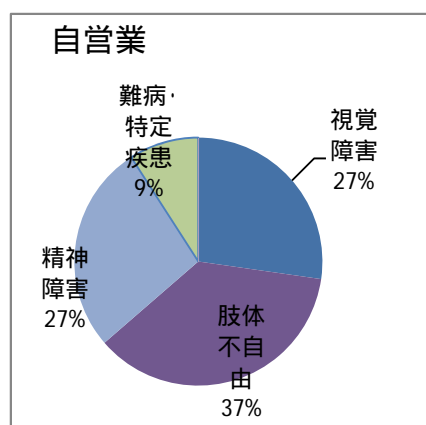
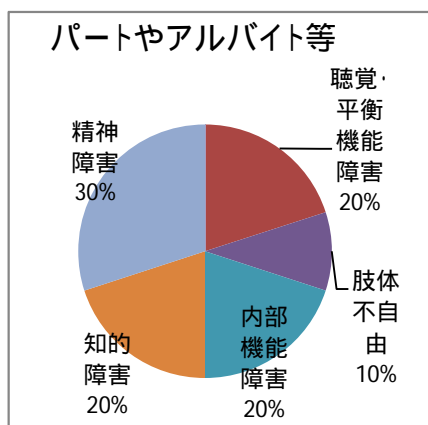
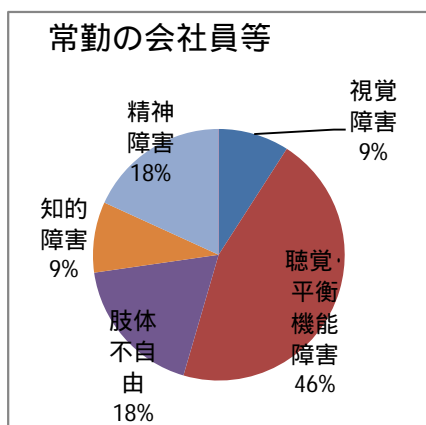
障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
峡中地域	4名	5名	1名	19名	3名
峡東地域	2名	5名	1名	2名	1名
峡南地域	0名	1名	0名	4名	1名
富士・東部地域	1名	7名	0名	8名	1名
計	7名	18名	2名	33名	6名

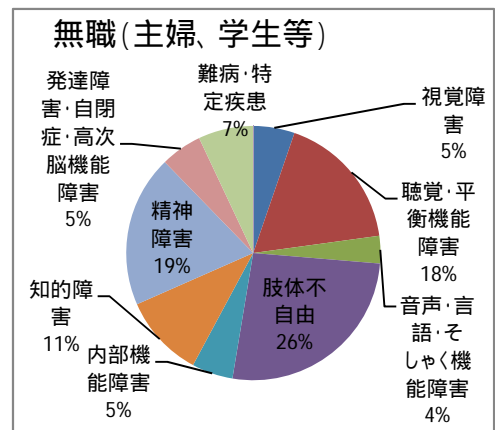
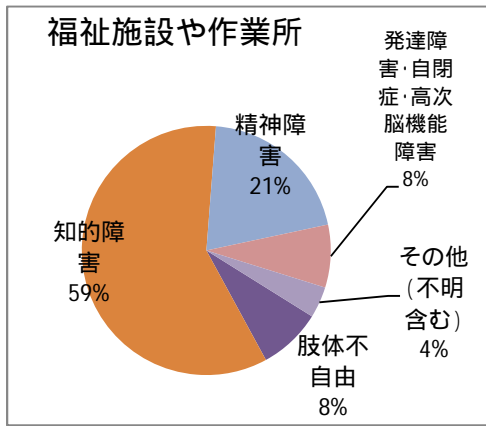
障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
峡中地域	19名	16名	4名	5名	1名	77名
峡東地域	10名	6名	3名	1名	0名	31名
峡南地域	12名	8名	0名	0名	2名	28名
富士・東部地域	6名	3名	2名	1名	0名	29名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名

職業

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
常勤の会社員等	1名	5名	0名	2名	0名
パートやアルバイト等	0名	2名	0名	1名	2名
自営業	3名	0名	0名	4名	0名
福祉施設や作業所	0名	0名	0名	4名	0名
無職(主婦、学生等)	3名	10名	2名	15名	3名
その他(無回答含む)	0名	1名	0名	7名	1名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
常勤の会社員等	1名	2名	0名	0名	0名	11名
パートやアルバイト等	2名	3名	0名	0名	0名	10名
自営業	0名	3名	0名	1名	0名	11名
福祉施設や作業所	29名	10名	4名	0名	2名	49名
無職(主婦、学生等)	6名	11名	3名	4名	0名	57名
その他(無回答含む)	9名	4名	2名	2名	1名	27名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名





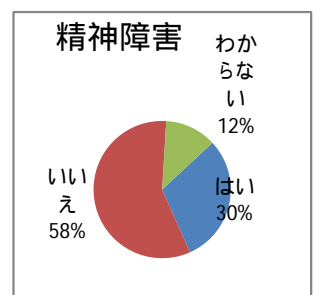
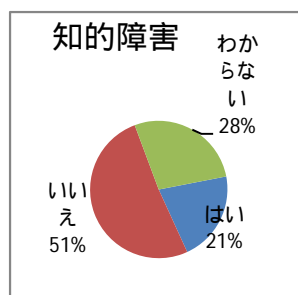
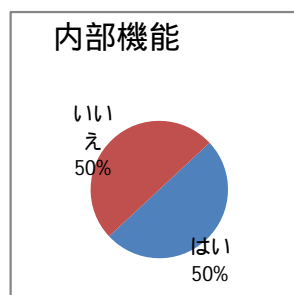
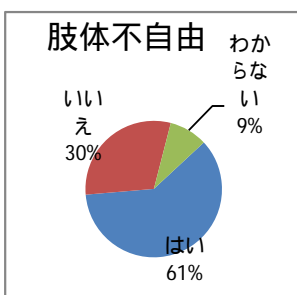
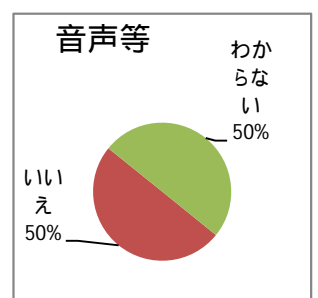
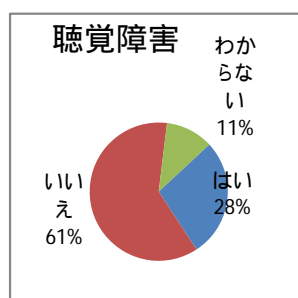
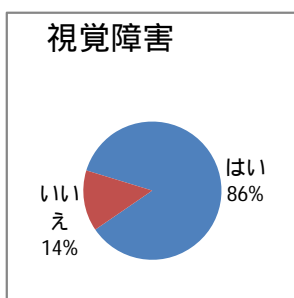
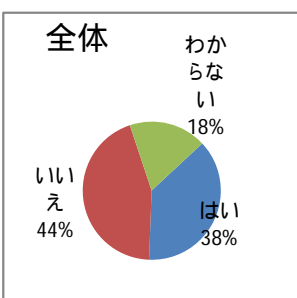
(2) 質問事項

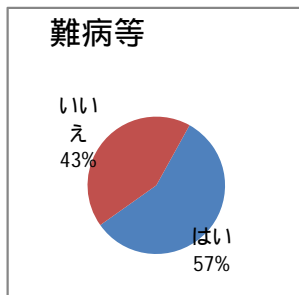
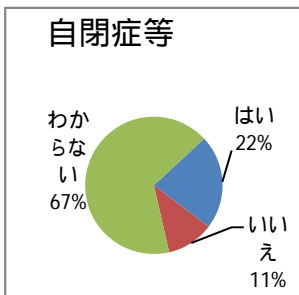
建物・公共交通機関の利用

問) あなたは、公共施設(市町村窓口や図書館など)や交通機関(電車、バス、タクシーなど)を利用するときに、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	6名	5名	0名	20名	3名
いいえ	1名	11名	1名	10名	3名
わからない	0名	2名	1名	3名	0名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉症・高次脳機能障害	難病・特定疾患	その他(不明含む)	計
はい	10名	10名	2名	4名	2名	62名
いいえ	24名	19名	1名	3名	0名	73名
わからない	13名	4名	6名	0名	1名	30名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名





「はい」の主な理由

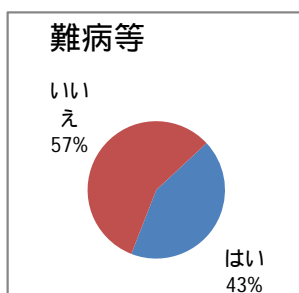
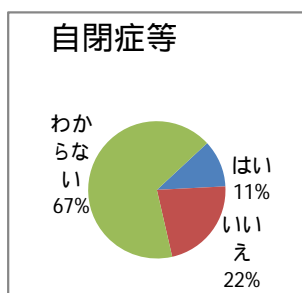
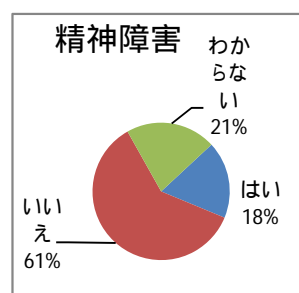
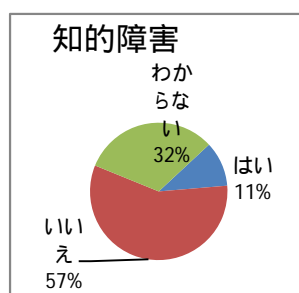
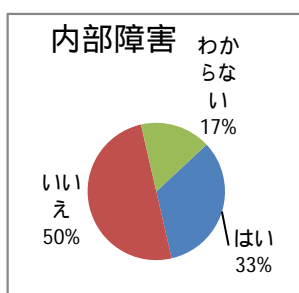
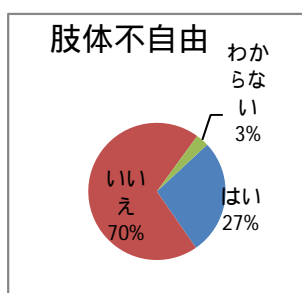
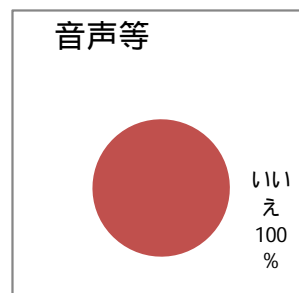
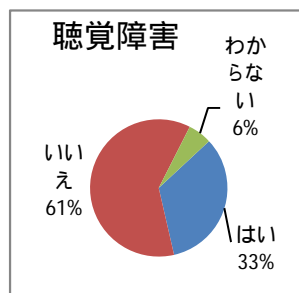
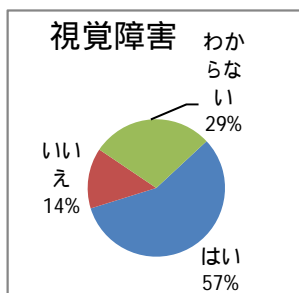
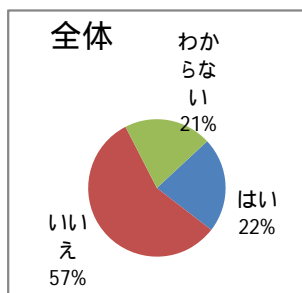
- ・ 分からないことを駅員に聞いた際、とても不親切であった。言葉での説明が十分ではないので、意味内容をじっくり聞かないと何を言っているのか分からない。
- ・ 図書館で読みたい本に手が届かない、見えない。
- ・ バスで手帳を提示し、割引を受け払うことに少し時間がかかり、運転手にイヤな態度をとられた。
- ・ 耳が悪いので、紙に書いてほしいと頼むと、イヤな顔をする人がいる。
- ・ トイレや点字ブロックなどの詳細部分について、障害者の声を反映せずに設計や建設されたことが原因で、新設・改修された後に不便を感じる箇所がある。
- ・ 場所によっては障害者用駐車場が狭かったり、数が少ないところがある。
- ・ タクシーを利用したとき障害者手帳による割引が使えたり使えなかったりした。
- ・ 聴覚に障害があると、電車等のアナウンスが聞こえないので、事故等の遅れなどの状況が分からず、不安になる。
- ・ 車いすで利用できる駅が少ない。
- ・ リフトタクシーなど事前の予約が取れずに予定がたたない。
- ・ ノンステップバスを利用するためには、事前申込みが必要であるが、急用のため、たまたま来たリフトバスに乗ろうとしたら、運転手から申込みがないと言われた。
- ・ 手話通訳のできる窓口がなく、筆談が大変です。
- ・ 公的機関に置いて職員の差別的言動や態度がかなりあった。
- ・ 障害者駐車場に一般の人が駐車している。
- ・ 点字ブロックの整備や公共施設の入口にチャイムがないところがある。
- ・ 駅から美術館に向かうタクシーの車内で、運転手が「目が見えないのになぜ美術館に来たのか」と言われた。美術館では説明ボランティアがいてその説明によって絵画を想像して楽しむことを知らない。
- ・ 電動車いすとなると、奥行きなど広さが必要となるが、電動車いす利用者の利用を想定した建物等がほとんどない。

情報提供・意思表示の受領

問) あなたは、市役所からの通知やイベントへの申込みなど、情報やコミュニケーションに関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	4名	6名	0名	9名	2名
いいえ	1名	11名	2名	23名	3名
わからない	2名	1名	0名	1名	1名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉症・高次脳機能障害	難病・特定疾患	その他(不明含む)	計
はい	5名	6名	1名	3名	1名	37名
いいえ	27名	20名	2名	4名	1名	94名
わからない	15名	7名	6名	0名	1名	34名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

- ・ 公のイベントなどの申込みやお知らせに、エレベーターや身障者用トイレの有無が記載されていない。
- ・ 文字のポイント数が小さい文章や、申請書などによりピンクや薄い緑色の文字などはまったくわかりません。
- ・ 窓口の係の人が障害者への理解が足りない人がいる。
- ・ 何でもホームページに詳しくあるという説明は、パソコンをやっていない障害者への配慮に欠ける。
- ・ 手話通訳者がいないので、内容が分からない。
- ・ 利用できる人の障害区分が限られていて利用できないことが多い。
- ・ テレビ放送に字幕等がないので、内容が分からない。
- ・ イベントの通知が遅いので、ヘルパーが頼めない。
- ・ 町のイベントに出たとき、身体障害の対応になってなくて参加できなかった。
- ・ 役場からの通知が難しいから内容が分からない。
- ・ 役所の通知文が点字でなかったため、すぐに内容を知ることができず返事が遅くなった。
- ・ 難病の影響で、暑い部屋や空間にいるのはよくないため、冷房をお願いしたが、

省エネなどの理由により断られた。

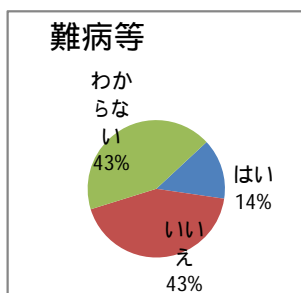
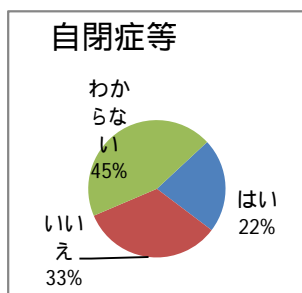
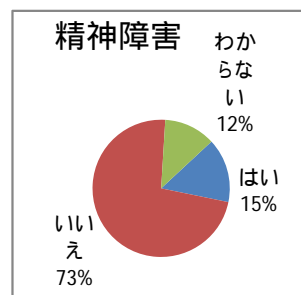
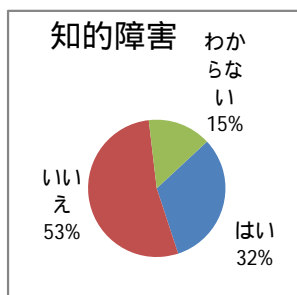
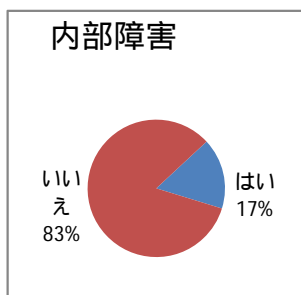
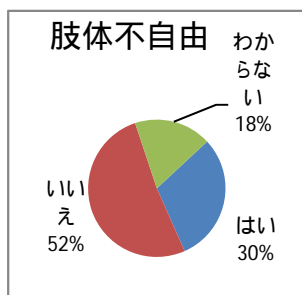
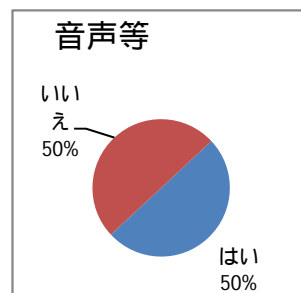
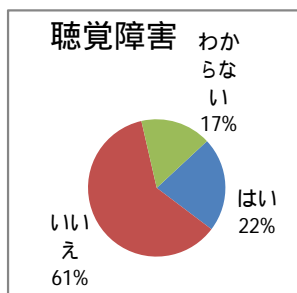
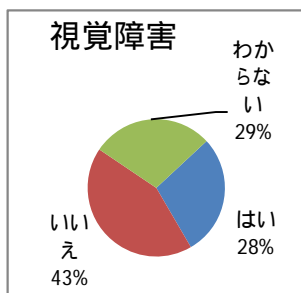
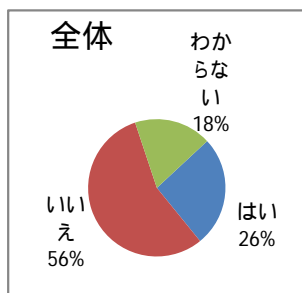
- ・市役所の窓口で福祉サービスの冊子を受け取ったとき、「マーカーで記したところが視覚障害者に関する項目です。」と弱視の自分に手渡されたのみで、どのサービスが利用できるのか分からなかった。

商品の販売、サービスの提供

問)あなたは、日常の買い物や、市役所や銀行での事務手続きなど、商品の受け渡しやサービスの享受に関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	2名	4名	1名	10名	1名
いいえ	3名	11名	1名	17名	5名
わからない	2名	3名	0名	6名	0名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
はい	15名	5名	2名	1名	2名	43名
いいえ	25名	24名	3名	3名	0名	92名
わからない	7名	4名	4名	3名	1名	30名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

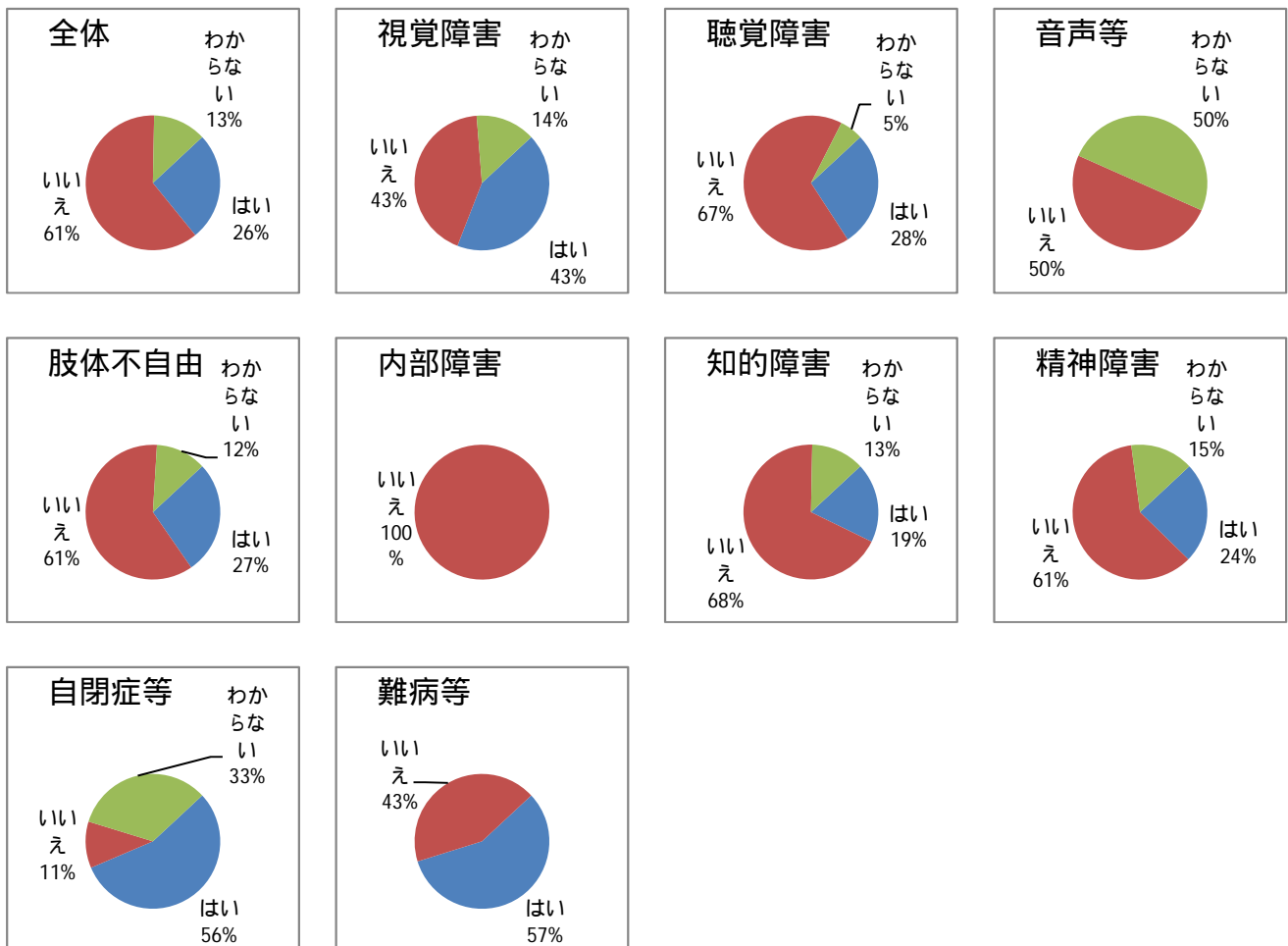
- ・ 知的障害がないのに幼稚な言葉で対応されること。
- ・ 市役所の国民年金課の説明がよく分からなかった。
- ・ 待つことが苦手なので、待ち時間があるのは大変。
- ・ 自分で買い物をする楽しみやお金の学習などの意味もあってお店に行きますが、外税表示だと商品をいくらで購入できるか、分かりづらいです。
- ・ 知的の重度で成人であることから、家族が代理で手続きするが、金融機関は書類や印鑑が大変である。
- ・ 喉頭摘出者のため、特に日常の買い物での販売員の対応にイヤな思いは日常茶飯事です。食道発声のため、好奇心目で見られる、変人に見られるなど挙げればきりがありません。
- ・ 親とばかり話をして本人とあまり話をしない。話を聞くとときも本人からではなく親から聞こうとする。
- ・ 市役所の窓口など手話通訳者がいないので、話が通じない。
- ・ 銀行等でATMを使うときにミスをしないかどうかなり緊張する。
- ・ キャッシュコーナーでお金を下ろそうとしても車いす対応になっていないので、下ろせない。
- ・ 窓口で名前等と呼ばれても、聞こえないので、分からない。
- ・ お金をいくら出していいか分からなくて困った。
- ・ 支払の時に金額が大きいと分からなくて勘違いする。丁寧に教えてほしい。
- ・ 就労支援の機関においてたらい回しされることが多々あった。
- ・ 小さい子どもにジロジロ見られたり、高いところの商品がとれない時はこまった。
- ・ 同行援護を利用しているが時間に制約があり使いづらい。
- ・ 銀行やガソリンスタンド、コンビニなどでカードを利用することが多いが、カードの申込みのとき、難しい言葉や細かい話が分からなくなってしまう。
- ・ 障害者がスポーツ施設を利用しようとすると断られる。

医療の提供

問) あなたは、病院での受診や薬の受け渡しなど、医療に関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	3名	5名	0名	9名	0名
いいえ	3名	12名	1名	20名	6名
わからない	1名	1名	1名	4名	0名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
はい	9名	8名	5名	4名	0名	43名
いいえ	32名	20名	1名	3名	3名	101名
わからない	6名	5名	3名	0名	0名	21名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

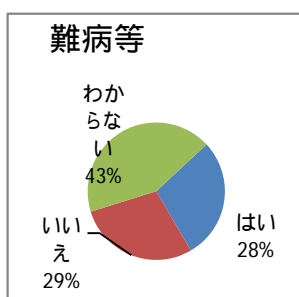
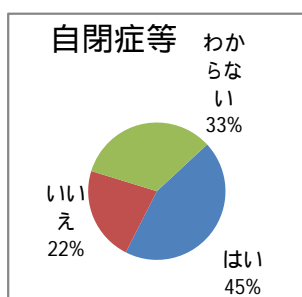
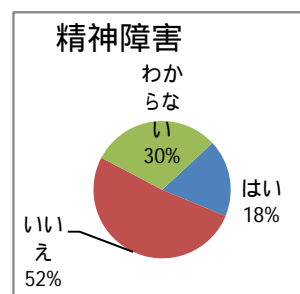
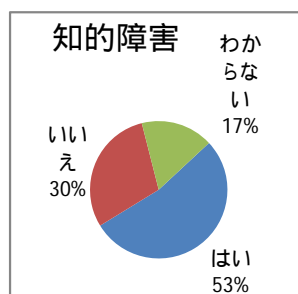
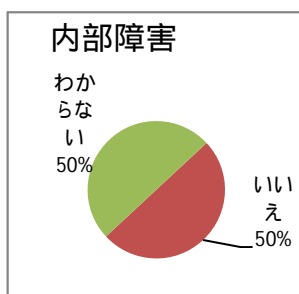
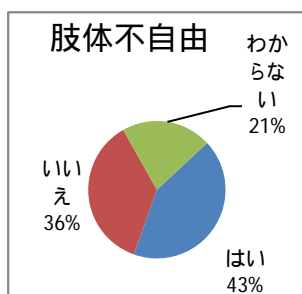
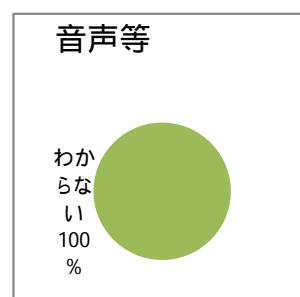
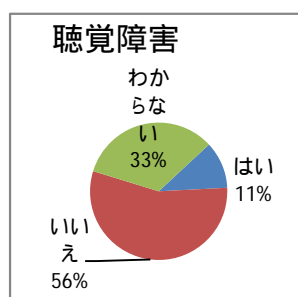
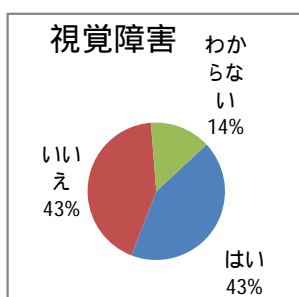
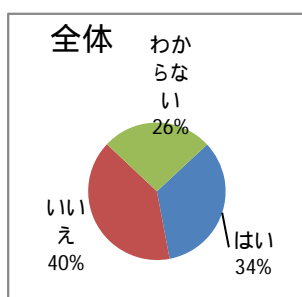
- ・ 知的障害がないのに幼稚な言葉で対応されること。
- ・ 発達障害の人を目の前にしてあまりにも配慮のない言葉遣いや態度の医師が多く、病院に行って帰りの車の中でパニックになった時もあった。知識だけで発達障害を知るのではなく、その人を知ろうとする意識に欠けている。
- ・ 山梨には専門の医師がいない。
- ・ 先生の話は、理解できないので困る。
- ・ 何種類もの服用役が処方されていますが、分包において薬袋には食前、食後等の文字が印字されていますが、袋の素材が同じなので、手触りで分からない。
- ・ 整形外科を受診した際、病気のことで質問したところ、「俺は今日機嫌が悪い、訳のわからないことを聞くな」と言われたことがある。
- ・ 病院等でも車いすなどの人たちの居場所がなく、待ち時間も長いので大変だ。
- ・ 不安でパニックになることもあるので、特別な配慮が必要。少しずつ回数をかけて(時間をかけて)本人が納得した受診が受けられると良いです。病院側でイヤな顔をされるのがつらい。
- ・ 今の主治医とは何でも話せるのでいいのですが、前の主治医とは薬のことなどで意見を聞いてもらえずイヤな思いをしたことがある。
- ・ 一般人に比べると医療についての説明が短い。詳しく説明してほしい。
- ・ 本人の話や親の話ばかりを聞く。本人に病名や障害名を伝えない。
- ・ 手話通訳がないので、内容が分からない。
- ・ 手招きや筆談など配慮してくれない。

教育の提供

問) あなたは、学校を決めるときや学校生活において、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	3名	2名	0名	14名	0名
いいえ	3名	10名	0名	12名	3名
わからない	1名	6名	2名	7名	3名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
はい	25名	6名	4名	2名	0名	56名
いいえ	14名	17名	2名	2名	3名	66名
わからない	8名	10名	3名	3名	0名	43名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

- ・言葉が出ないので、いじめられる。
- ・支援学校を希望する場合でも、自宅から学校までの距離が一般の学校より遠く通いにくさがある。
- ・養護学校でしたが、障害特性の合わない生徒がいっしょだったため、途中退学を余儀なくされた。子どもは不快感をつのらせ、暴力的行為が増し、家族とともに暮らすことができなくなった。

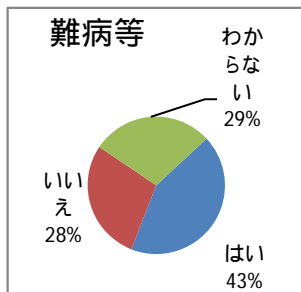
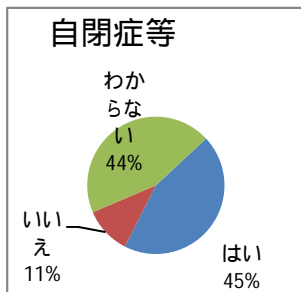
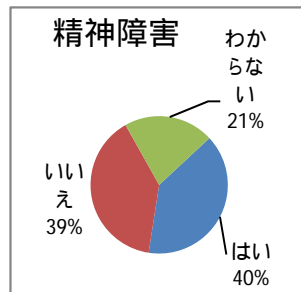
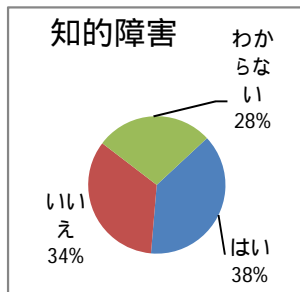
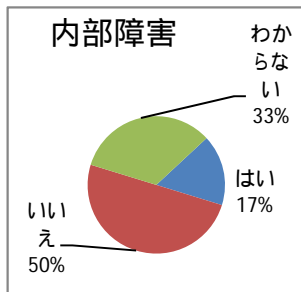
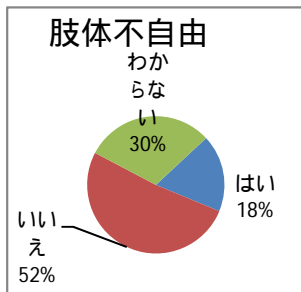
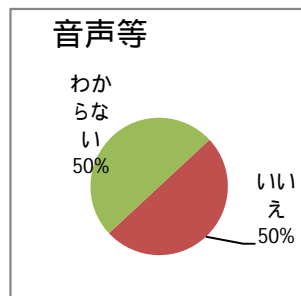
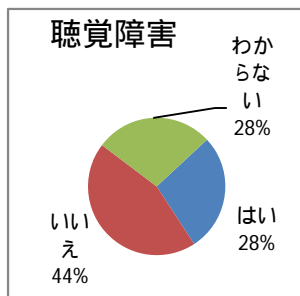
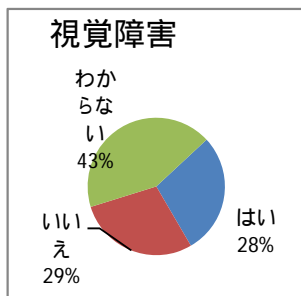
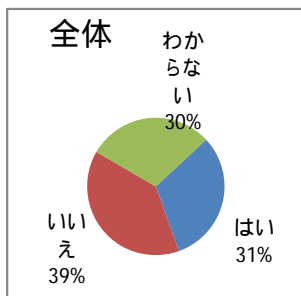
- ・ 学校がエレベーターが無い、段差が多いなどバリアフリーでない所が多い。
- ・ 車いすなので学校を決めるとき、設備が整っていないと諦めないといけない。
- ・ 看護婦さんになりたいと中学生の時に思いましたが、左手の5本指がないことで「無理」と一言いわれました。もし看護婦さんになれないのであれば、手がなくてもできる職業等を教えてもらえたら、また別の道もあったのではないかと思います。
- ・ 高校を決めるときに思ったように情報がとれなくて苦労した。
- ・ 小学校の時から中学校にかけていじめがあり、2度自殺未遂をしてしまった。特に中学の時のいじめは思い出したくない。また、いつフラッシュバックが出るかわからない。
- ・ 精神障害(情緒障害児)を対象とした支援学校高等部がない。
- ・ 学生の時に精神障害者になって、事務手続きや病状が理由で大学を中退した。できるなら卒業したかった。
- ・ いじめとかは1年生から3年生までいじめられ、笑われたしいろいろあった。
- ・ 中学2年生の秋まで嫌がらせを受けました。
- ・ いじめを受けた時に「いじめを受ける方にも問題がある」「いじめは今に始まったことではない」と言われいじめを扱ってもらえない。いじめを受けても被害妄想だと思われる。
- ・ 教室のスピーカーの音が苦手だったので、スピーカーから流れる音楽や放送に反応していた。
- ・ 学校の教師からバカとかイヤならやめろとか言われてショックがかなり強くて学校をやめようと思ったときがありました。
- ・ 支援学校で育ったため、地域での仲間ができなかった。
- ・ 自分が行きたかった学校と違う学校に行くよう先生に言われた。
- ・ 本人及び家族の希望の学校に行けなかった。
- ・ トイレが和式が多く使用しにくい。階段での移動が難しい。
- ・ 寮に入るとき、家から離れるのがいやだった。
- ・ 自分の子どもはダウン症だが、地元の高校で校長先生に懇談した際、遺伝子の組み換えでいつかこのような子はいなくなるのではないかという教育者として耳を疑う言葉を聞いた。

労働及び雇用の促進

問) あなたは、就職するときや職場の労働条件など、仕事や職場において、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	2名	5名	0名	6名	1名
いいえ	2名	8名	1名	17名	3名
わからない	3名	5名	1名	10名	2名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
はい	18名	13名	4名	3名	0名	52名
いいえ	16名	13名	1名	2名	1名	64名
わからない	13名	7名	4名	2名	2名	49名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

- ・ 知的障害のため、いじめられる。
- ・ 職業を選べない。
- ・ 障害があったためにイヤな思いをしたり、辛いこともたびたびありましたが、そんなときは耐えるしかなく、慰めてくれる人も少なかったです。
- ・ 筆談をお願いしますと言ったら上司がイヤな顔をしていた。
- ・ 作業所へ行ったのですが、最初に言われた最低賃金が支払われず、2～3ヶ月で仕事を辞めてしまいました。
- ・ 障害があるために就職できなかった。
- ・ 仕事のことでつまずいたときに話せる相談できる人が就職場でいてほしい。
- ・ 利用者同士のトラブルにスタッフが入ってくれない。
- ・ 一般のパートの方より仕事が遅かったりすることが多くなるとパートの方から嫌がらせなどを受けた。
- ・ 就職希望はあるが、一般就労は難しく、障害者雇用を考えるが選択肢が少ない。
- ・ 就職面接時に病気のことを話すとなかなか就職までたどり着くことができない。
- ・ 障害の特性に配慮した職場や勤務条件ではなかった。
- ・ みんなの輪に入れてくれない。無視されたり、話が合わないからと言われた。
- ・ 親の希望ばかり聞いて、本人の希望を聞いてくれない。資料や案内を本人ではなく親に渡す。
- ・ 聴覚に障害があり、職場での会議の時、情報をつかめなくて困った。
- ・ 夜間透析に行っていたが、時間に制約され、肉体労働を伴う仕事にも一般の人と同じ業務を要求された。
- ・ 精神障害者の就労支援員がいると勧められて面談をうけるも、内容は作業所に行けの一点張りであった。

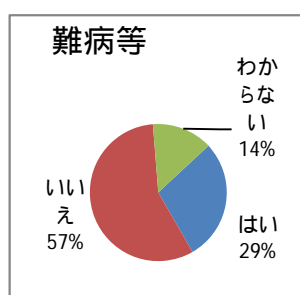
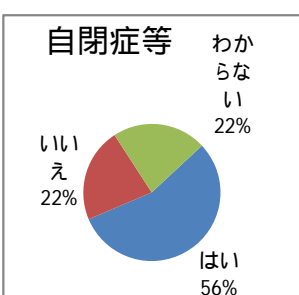
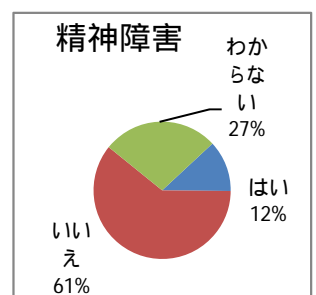
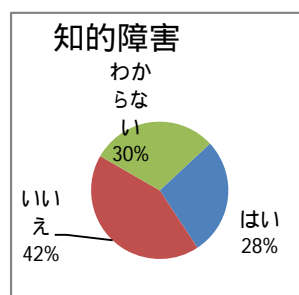
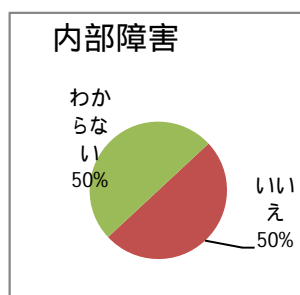
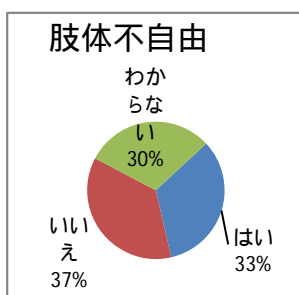
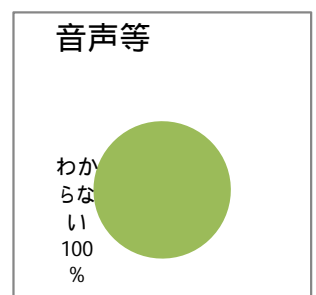
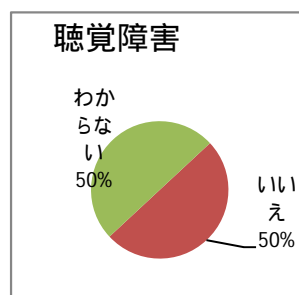
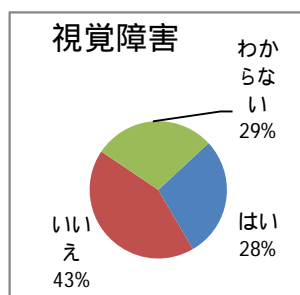
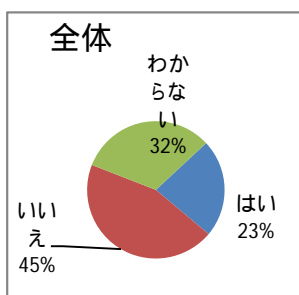
- ・ 在職していたときに物を投げられたり、バカは所詮バカだからとっていつも扱われていた。
- ・ 就業中に障害者になったが、周りの人の理解がなく仕事をやめた。
- ・ 視覚障害でもできる在宅の仕事等が少ない。
- ・ 職場で難病の理解が得られず、退職させられた。

福祉サービスの提供

問) あなたは、学童保育や入通所施設の利用、ヘルパーの申込みなど福祉サービスに関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語、そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	2名	0名	0名	11名	0名
いいえ	3名	9名	0名	12名	3名
わからない	2名	9名	2名	10名	3名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
はい	13名	4名	5名	2名	1名	38名
いいえ	20名	20名	2名	4名	1名	74名
わからない	14名	9名	2名	1名	1名	53名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

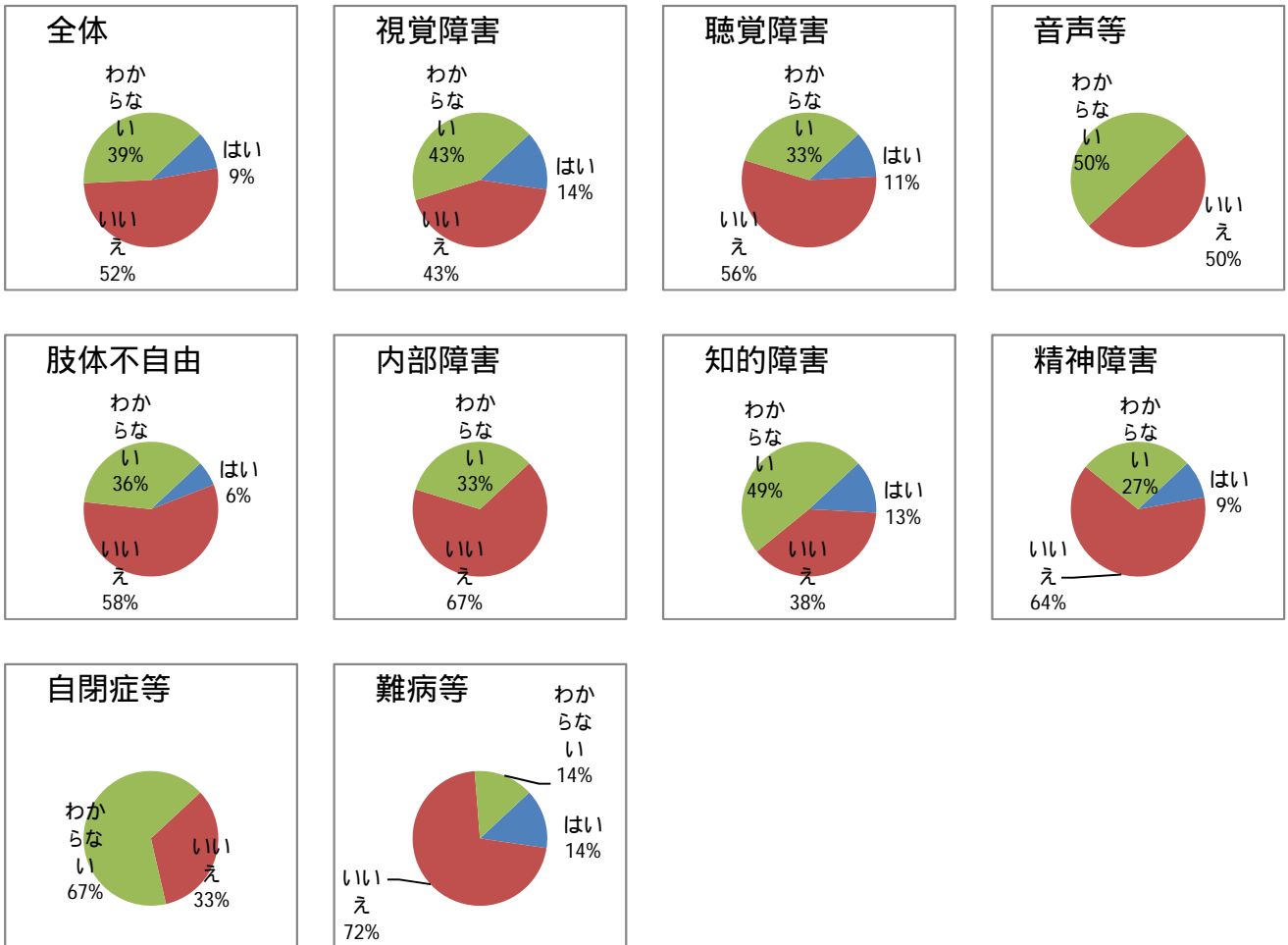
- ・ 受けたいときに言葉遣いとか態度とかでバカにされる。
- ・ 自閉症と言うことで幼稚園の入園を断られた。やむなく保育園に行った。
- ・ 入所を希望してもどこの施設もいっぱい、断られてしまう。特に問題行動がある人に対応してくれず不安である。
- ・ 希望に合うサービスが提供されにくい。
- ・ 手が不自由で同行したヘルパーに筆記をお願いするが、ヘルパーの仕事ではないと断られたことがある。
- ・ ヘルパーのなかには上から目線でヘルプをしている人がいる。
- ・ 事業所によっては利用者の希望より施設の意見が強い場合があり、頼まなくてはいけない利用者は弱い立場なので、なかなかサービスの利用ができない。
- ・ 学童保育など中学部、高等部にあがったときもお願いできるか不安である。
- ・ 障害のない子どもの学童保育は必ず完備しているのに、支援学校に通う子どもたちは住んでいる近くに学童保育がない。市外のサービスを複数利用している人もいる。
- ・ 学童保育の指導員にいろいろ嫌みを言われたり、イヤな顔をされた。
- ・ ヘルパーが足りないという理由で断られた。
- ・ 施設の職員の接し方がきつい。
- ・ 事業所によってサービス内容が違い、希望の事業にスムーズに変えてもらえなかった。希望を伝えたら反対に不満を言われた。
- ・ 入所施設に入ったとき、蹴ったり殴られたりしていじめられた。
- ・ 別の相談員に話すだけで、ほかの相談員に話が漏れてしまう。
- ・ 介護について依頼先のケアマネージャーに相談してもなかなか対応してくれなかった。
- ・ 重度の障害者はサービス利用が制約されてしまうことが多い。
- ・ 市の子育て支援関連の会議に出席するが、障害児のことを同じ会議で検討してほしいのにされない。
- ・ 65歳以上となると介護保険を優先されるため、本人が希望する車いすが取得できない。

不動産の取引

問)あなたは、アパートの賃借や公営住宅の申込みなど、不動産取引等に関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	1名	2名	0名	2名	0名
いいえ	3名	10名	1名	19名	4名
わからない	3名	6名	1名	12名	2名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉 症・高次脳機能 障害	難病・特定疾患	その他(不明含 む)	計
はい	6名	3名	0名	1名	0名	15名
いいえ	18名	21名	3名	5名	2名	86名
わからない	23名	9名	6名	1名	1名	64名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

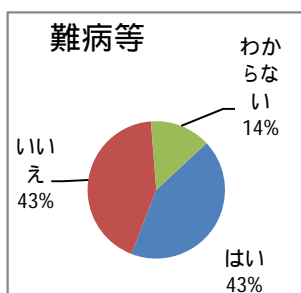
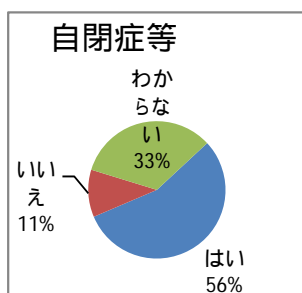
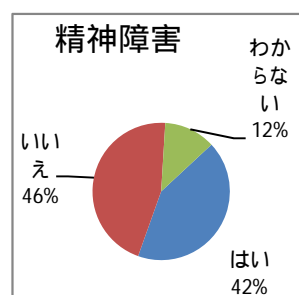
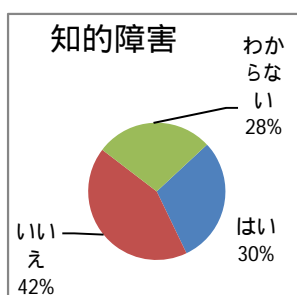
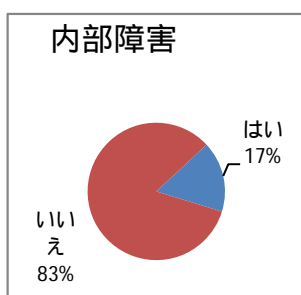
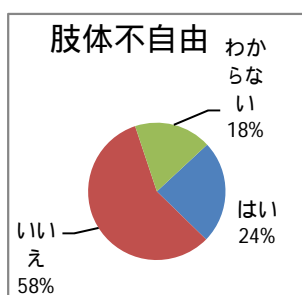
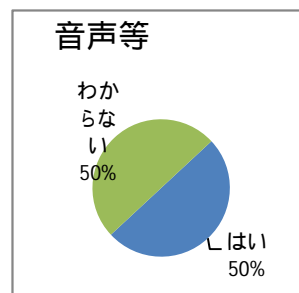
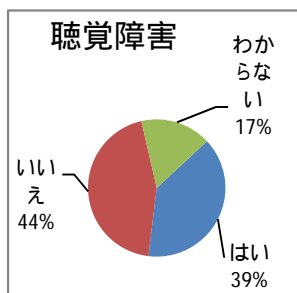
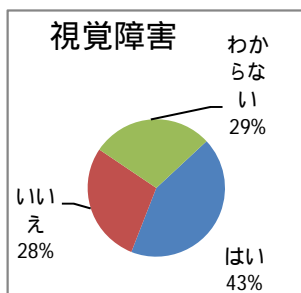
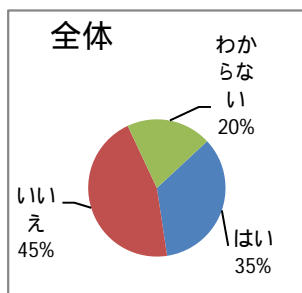
- ・車いすだと物件を賃借しにくい場合がある。(床が痛みやすいなどの理由)
- ・精神障害というとイヤな顔をされた。
- ・市内の公営住宅に一人暮らししたいのにバリアフリーの障害者住宅がないため、市外に住んでいる。
- ・契約書を書くのに何回も書き直させられた。
- ・ひとり暮らしのためのグループホームやサテライト(障害者のシェアハウス)がない。

地域や家族関係

問)あなたは、その他のこと(例えば、地域や家族との人間関係など)で、障害を理由として、いやなことや、かなしいと感じたことがありますか？

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害
はい	3名	7名	1名	8名	1名
いいえ	2名	8名	0名	19名	5名
わからない	2名	3名	1名	6名	0名
計	7名	18名	2名	33名	6名

障害種別	知的障害	精神障害	発達障害・自閉症・高次脳機能障害	難病・特定疾患	その他(不明含む)	計
はい	14名	14名	5名	3名	1名	57名
いいえ	20名	15名	1名	3名	2名	75名
わからない	13名	4名	3名	1名	0名	33名
計	47名	33名	9名	7名	3名	165名



「はい」の主な理由

- ・「要援護」の登録を使用としたとき、夜間の単独歩行は全く不可能な状態であったにも関わらず、民生委員が「夜で良いから私の家に来てくれ」と言った。
- ・聴覚障害であり、地元の組の会議など話の内容が分からない。町内の放送などでは情報を得ることができない。
- ・家族に病気を理解してもらえない。
- ・主人が「きちがい」とか差別用語を使う。
- ・障害を理由に私は病気だから何をしてもかまわないと思っている人がいる。
- ・見た目が普通(病気と分からない)なので、仕事をしていない暇な人だとよく言われる。特に主人の親からは理解してもらえなかったのが、辛かった。
- ・急に具合が悪くなってしまうことがあるので、今までやっていたのにできなくなってしまうことがあり、怠けていると思われることがあった。
- ・地域の行事に障害を持つ子が行きたがらないと、親も一人で置いておけなくて参加できない。
- ・家族でさえ、高次脳機能障害のことを理解できないことがあります。
- ・妹の結婚式に出席させてもらえなかった。
- ・親族の集まりや親戚の結婚式に呼ばれない。県内で開催されたお祭り等イベント

- トに兄弟は連れて行ってもらえたが、自分は置いて行かれた。
- ・地域の行事には親も必ず付き添って参加してきたが、白い目で見える人もいるので、肩身の狭い思いをして精神的にも辛い。
- ・地域の間人間関係がコミュニケーションや情報確保などにおいてうまくいかない。
- ・障害のため、地元から遠い学校へ行かなければならなかったため、地域に知り合いや友達がいない。
- ・初対面の人に「頭がおかしいってどういう気分」と言われた。
- ・家族が冷たくなった。

その他の事項

問) 今までの質問のほか、あなたが困っていること、不安や不満に思っていることなど、ご自由にお書きください。

- ・カラオケとか映画とかボーリングに行くときに、どうしてもヘルパーの分までお金がかかるので、何となく行くのをがまんしてしまう。
- ・行動障害があるので、将来がとても不安です。安心して生活できる支援ができる施設やグループホームを増やしてほしい。
- ・親の立場からです。自らを振り返っても障害が分かったときがどん底で一番支援を必要としました。親の会で気持ちを分かち合い、涙を流して話を聞いてもらい、乗り越えてきた。その経験から、今現在、支援を必要としている親子の心に寄り添うことをしている。ピアサポーターの重要性、必要性を理解し、支援拠点をつくってほしい。
- ・今、中学生ですが、就職や親から独立した後、生活していけるのか、不安です。
- ・障害を持って生きるとは不便はありますが、不幸ではありません。障害者と言っても全ての人々が同じ支援を必要としているわけではありません。一人一人に合った支援、サポートが行き届くことを願います。
- ・聴覚障害者は外見ではそれと分からないので、視覚障害者の白い杖のような統一した何か(例:バンダナ)など県でつくってほしい。
- ・病気になったとき支援を受けられるか不安です。
- ・点字ブロックが敷設されている歩道を歩いているとき、点字ブロックの上に車やバイク、自転車などが停めてあることが多く、車道側に出なくては通行できないことがある。また、狭い歩道などでは、民家の植え込みや商店の看板が歩道側にはみ出しており、頭をぶつけたことがある。
- ・甲府駅周辺に車いすで出かけるが、車いすの人を見ない。街中で段差も多く移動することが困難で、車いすの人が外出するには危険な場所が多い。
- ・高齢者の親と一緒に暮らしていてこの先、親が寝たきり状態になったらお金の蓄えもなく施設や市がどのように助けてくれるのか。不安や心配です。
- ・地元の福祉施設で利用者同士の派閥争いやヒエラルキーの争いがある。特に男性利用者からの、女性に対する容姿についての罵倒の言葉があります。また、常連の利用者とあまり深い利用でない利用者との間でイヤな差別が横行している。
- ・親が病気で入院したときに自分一人で色々しないとならないから、そのときにいろんなことを教えてもらいたい。手続きのことができないことを一緒にしてもらいたいです。
- ・行きたいところ、やりたいことがあっても全て家族が頼りです。親も年をとっていくとどこまで付き添ってもらえるか不安です。ヘルパーさんや短期入所やケアホームなどどれも不足していると思います。障害の特性を理解して支援して下さる人が増えたら生活しやすくなっていくと考えています。

- ・もう少し作業所の賃金を上げてほしいと思う。将来に不安を感じる。
- ・学校教育現場で、障害を持つ人の立場を理解できるような機会をたくさん作ってほしいと思います。そうすれば社会全体が障害を理解する人が増えると思います。
- ・現状は、両親の支援で地域生活をしているが、両親の高齢化等で将来が心配になる。
- ・膠原病は多くの患者が障害手帳を持っていません。ハローワーク等に行っても必ず「手帳はありませんか」と言われる。特定疾患受給証はあまり意味がないように感じる。難病について理解してほしい。
- ・障害者への理解が多くなってきたので、ありがたく思っている。
- ・日中一時などしたい不自由児を安心して預けられる場所をもっとつくってほしい。
- ・専門医が山梨にいないので、再発して入院しなければならないときの不安を毎日持っている。主人も年をとってくるので、助けてもらえないことも出てくる。私は仕事をしていないが、患者さんの中には病気のことを言わず仕事をしている人が多くいる。かなり無理をしていると思う。
- ・災害等で自宅に住めなくなったときにすぐに入院先や施設が受け入れてくれるか不安です。尿崩症の薬が手に入らなくなったら命に関わるので心配です。
- ・テレビに字幕を100%挿入してほしい。平成27年リニア鉄道が開通する予定。甲府駅に待合室や切符販売をしないとしているが、障害者や高齢者、妊婦、子どもを考えると待合室が必要。電子文字盤を設けてください。インターネットで切符を購入する仕組みであるが、パソコンができない人もいる。バリアフリーの一つとしてご配慮してほしい。
- ・将来のことを考えたときグループホームで生活させて働きに行くのを目標としているが、グループホームの数は少ない。また、軽度の人就労の場を増やしてほしいこと。発達障害も人によって違うので、支援する方も理解していただき、個別にあった支援をしてほしい。
- ・県で盲導犬についての啓発運動をお願いします。
- ・一人暮らしで体調を悪くしているときがとても不安だし、寝ているとき、もしこのまま起きなかつたらどうしようと思って眠れない日々が続いた。いくらいつでも連絡をしてもいいよっていても夜遅くなってやっぱり遠慮してしまう。障害者が事件を起こすとワイドショーかで、やっぱりと司会者が言っていると腹が立つしショックでもあった。
- ・母親と二人暮らしなので、将来が不安に感じます。
- ・私はペースが遅いので就職する際にそのような自分でも受け入れてもらえるように気を遣ってほしい。
- ・山梨県に手話言語条例を制定してほしい。
- ・今は施設に入っているけど、グループホームに入って働きたい。
- ・たまにおつりがわからないです。もう少しやさしくおしえてください。
- ・ヘルパーさんでも運転してもらえると助かります。SDO管理吸引対応があるため、常にそばにいてやりたい。
- ・私は自分自身で差別を変える努力をする。
- ・手話通訳者等を養成してほしい。
- ・重度心身障害児者の医療費について、窓口無料制度に戻してほしい。
- ・一人暮らしを考えているけど、障害者に対して理解してくれたり相談に乗ってくれる人がいてほしいと思います。
- ・民生委員さんと顔見知りになり普段いろいろなときに声をかけてもらう。不安なところは言うようにしている。
- ・不登校だったため、履歴書を見ただけでその場で不採用となった。
- ・各事業所や団体や会社などが、手話講習会で手話を習得して、誰でも手話で

通じ合えることが望ましい。

- ・ 日常生活には不安もありますが、障害者もできるだけ努力が理解が必要と思います。
- ・ 災害時など電車やバスや車など遅れの状況が分からず立ち往生してしまいます。
- ・ 外出時の際の同行援護を実施している事業所がまだまだ少ない。

「はい」の理由及び自由回答について、同様の内容の回答は、まとめさせていただきました。

障害者に関する意識調査

山梨県では、障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害福祉行政の推進に取り組んでいます。

今回のアンケート調査は、県民の皆さんの障害や障害のある人に対する意識について把握し、県の施策の参考とさせていただくために実施するものです。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、意識調査への回答に御協力いただきますようお願いいたします。

平成26年11月 福祉保健部障害福祉課

【問い合わせ先】

山梨県福祉保健部

障害福祉課 企画推進担当

TEL 055-223-1460

FAX 055-223-1464

障害者に関する意識調査

記入に当たってのお願い

回答は質問ごとに答えの中から当てはまる記号に を記入してください。

あなた自身について伺います。

1 あなたの性別はどちらですか。

(ア) 男性 (イ) 女性

2 あなたの年齢はおいくつですか。

(ア) 20歳代 (イ) 30歳代 (ウ) 40歳代
(エ) 50歳代 (オ) 60歳代 (カ) 70歳以上

3 あなたのお仕事についてお伺いします。

(ア) 農業 (イ) 自営業 (ウ) 会社員、団体職員、公務員
(エ) 学生 (オ) 主婦 (カ) その他()

障害者に関する事項について伺います。

問1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。この中から1つだけお答えください。

(ア) 知っている
(イ) 言葉だけは聞いたことがある
(ウ) 知らない

問2 国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

(ア) そう思う
(イ) どちらかといえばそう思う
(ウ) どちらかといえばそう思わない

- (エ) そう思わない
- (オ) 一概にいけない
- (カ) わからない

問3 あなたの身近に障害のある人がいますか、または、これまでにいたことがありますか。あてはまるものをこの中からすべてあげてください。

- (ア) 自分自身又は家族等身近な親族にいる・いた
- (イ) 学校にいる・いた
- (ウ) 自分の職場にいる・いた
- (エ) 仕事関係((ウ)以外)にいる・いた
- (オ) 隣近所にいる・いた
- (カ) 趣味等の活動にいる・いた
- (キ) その他()
- (ク) 身近にいたことはない
- (ケ) わからない

問4 あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか。

- (ア) ある 問5へ
- (イ) ない 問6へ

問5 問4で「ある」と答えた方に伺います。それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから
- (イ) 近所付き合いや親戚付き合いなどで
- (ウ) 困っているときはお互い様という気持ちから
- (エ) 自分の仕事に関連して
- (オ) 将来、自分も障害をもつ可能性があるから
- (カ) 特に理由はない
- (キ) その他()
- (ク) わからない

問6 問4で「ない」と答えた方に伺います。なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) たまたま機会がなかったから
- (イ) 自分が何をすればよいかわからなかったから

- (ウ) どのように接したらよいかわからなかったから
- (エ) お節介になるような気がしたから
- (オ) 専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから
- (カ) 自分にとって負担になるような気がしたから
- (キ) その他()
- (ク) 特に理由はない
- (ケ) わからない

問7 あなたは、世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (ア) あると思う 問8へ
- (イ) 少しはあると思う 問8へ
- (ウ) ないと思う
- (エ) わからない

問8 問7で「(ア) あると思う」, 「(イ) 少しはあると思う」と答えた方に伺います。あなたは、具体的にどのような場面や事由で、差別や偏見があると思いますか。いくつでも記載してください。

・差別や偏見があると思う場面や事由

問9 国は、平成25年6月、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的とした、「障害者差別解消法」を制定し、平成28年4月から施行となりますが、あなたはこの法律のことを知っていますか。この中から1つだけお答えください。

- (ア) 法律の内容も含めて知っている
- (イ) 内容は知らないが、法律ができたことは聞いたことがある
- (ウ) 知らない

問 1 0 発達障害には、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症などがありますが、あなたは発達障害について知っていますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (ア) 障害の特性も含めて知っている 問 1 1 へ
- (イ) 一部を知っている 問 1 1 へ
- (ウ) 詳細は知らないが、障害の名称は聞いたことがある 問 1 1 へ
- (エ) 知らない

問 1 1 問 1 0 で「(ア)障害の特性も含めて知っている」、「(イ)一部を知っている」、「(ウ)詳細は知らないが、障害の名称は聞いたことがある」と答えた方に伺います。「発達障害者支援法」では、発達障害を持つ本人やその家族に対する支援が求められています。そのためには、発達障害についてまわりの理解が重要ですが、あなたは、発達障害について社会の理解があると思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (ア) 理解があると思う
- (イ) どちらかといえば理解があると思う
- (ウ) どちらかといえば理解がないと思う
- (エ) 理解がないと思う
- (オ) どちらともいえない
- (カ) わからない

問 1 2 国連は、平成 1 8 年 1 2 月、障害者の権利や尊厳を保護・促進するため、障害を理由とする差別の禁止や、障害のある人が障害のない人と同じように暮らすためのさまざまな施策を包括的に定める「障害者権利条約」を採択し、日本はこの条約の締結に向けてさまざまな取組を進め、平成 2 6 年 1 月、批准したところですが、あなたはこの条約のことを知っていますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (ア) 条約の内容も含めて知っている
- (イ) 内容は知らないが、条約ができたことは聞いたことがある
- (ウ) 知らない

問 1 3 障害のある人とない人が同じように生活していくために必要となること、例えば、商店の入り口などのスロープの整備や点字ブロックや音声案内などの配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うこともあります。あなたはどうしますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (ア) 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う
- (イ) 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う

- (ウ) 負担がなければ、配慮や工夫を行う
- (エ) 配慮や工夫を行うことは難しい
- (オ) 一概にいけない
- (カ) わからない

問 1 4 あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 障害のある人の雇用の促進
- (イ) 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備
- (ウ) 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備
- (エ) 職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備
- (オ) 職場での事故防止体制の充実
- (カ) 障害のある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実
- (キ) 障害や障害のある人への理解を深めるための研修・啓発活動の実施
- (ク) 障害のある人に配慮した商品の開発
- (ケ) 障害に関連する分野での国際協力の推進
- (コ) 障害のある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援
- (サ) 障害者団体に対する経済的支援
- (シ) その他 ()
- (ス) わからない

問 1 5 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。

- (ア) 障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動
- (イ) ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
- (ウ) 生活の安定のための年金や手当の充実
- (エ) 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- (オ) 障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実
- (カ) 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
- (キ) 保健医療サービスやリハビリテーションの充実
- (ク) 点字・手話、字幕放送などによる情報提供の充実
- (ケ) 防災・防犯対策の推進
- (コ) 障害を理由とする差別の解消、障害者の権利擁護
- (サ) スポーツ、文化芸術活動等の振興
- (シ) その他 ()
- (ス) わからない

問16 5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (ア) かなり進んだと思う
- (イ) ある程度進んだと思う
- (ウ) あまり進んだと思わない
- (エ) ほとんど進んだと思わない
- (オ) どちらともいえない
- (カ) わからない

以上、御協力ありがとうございました。

県政モニターアンケート 集計結果 (回答数277人)

設問	設問文	選択肢	回答数 (人)	回答率 (%)
1	あなたの性別はどちらですか。	(ア)男性	115	41.7%
		(イ)女性	161	58.3%
2	あなたの年齢はおいくつですか。	(ア)20歳代	16	5.8%
		(イ)30歳代	34	12.3%
		(ウ)40歳代	51	18.4%
		(エ)50歳代	57	20.6%
		(オ)60歳代	65	23.5%
		(カ)70歳以上	54	19.5%
3	あなたのお仕事についてお伺いします。	(ア)農業	15	5.4%
		(イ)自営業	34	12.3%
		(ウ)会社員、団体職員、公務員	95	34.4%
		(エ)学生	3	1.1%
		(オ)主婦	72	26.1%
		(カ)その他	57	20.7%
問1	あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)知っている	149	54.0%
		(イ)言葉だけは聞いたことがある	85	30.8%
		(ウ)知らない	42	15.2%
問2	国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活するための環境づくりを進めています。あなたは、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)そう思う	183	66.5%
		(イ)どちらかといえばそう思う	66	24.0%
		(ウ)どちらかといえばそう思わない	8	2.9%
		(エ)そう思わない	3	1.1%
		(オ)一概にいけない	14	5.1%
		(カ)わからない	1	0.4%
問3	あなたの身近に障害のある人がいますか、または、これまでにいたことがありますか、あてはまるものをこの中からすべてあげてください。	(ア)自分自身又は家族等身近な親族にいます	103	25.6%
		(イ)学校にいます	61	15.2%
		(ウ)自分の職場にいます	50	12.4%
		(エ)仕事関係(ウ)以外にいます	36	9.0%
		(オ)隣近所にいます	89	22.1%
		(カ)趣味等の活動にいます	20	5.0%
		(キ)その他	1	0.2%
		(ク)身近にいたことはない	41	10.2%
(ケ)わからない	1	0.2%		
問4	あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか。	(ア)ある 問5へ	220	80.3%
		(イ)ない 問6へ	54	19.7%
問5	問4で「ある」と答えた方に伺います。それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。	(ア)身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから	87	22.5%
		(イ)近所付き合いや親戚付き合いなどで	41	10.6%
		(ウ)困っているときはお互い様という気持ちから	129	33.3%
		(エ)自分の仕事に関連して	44	11.4%
		(オ)将来、自分も障害をもつ可能性があるから	27	7.0%
		(カ)特に理由はない	57	14.7%
		(キ)その他	2	0.5%
(ク)わからない	0	0.0%		
問6	問4で「ない」と答えた方に伺います。なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。	(ア)たまたま機会がなかったから	43	55.8%
		(イ)自分が何をすればよいかわからなかったから	8	10.4%
		(ウ)どのように接したらよいかわからなかったから	9	11.7%
		(エ)お節介りになるような気がしたから	6	7.8%
		(オ)専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから	3	3.9%
		(カ)自分にとって負担になるような気がしたから	0	0.0%
		(キ)その他	0	0.0%
		(ク)特に理由はない	8	10.4%
		(ケ)わからない	0	0.0%
問7	あなたは、世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)あると思う 問8へ	111	40.4%
		(イ)少しはあると思う 問8へ	99	36.0%
		(ウ)ないと思う	28	10.2%
		(エ)わからない	37	13.5%
問8	問7で「(ア)あると思う」、「(イ)少しはあると思う」と答えた方に伺います。あなたは、具体的にどのような場面や事由で、差別や偏見があると思いますか。いくつでも記載してください。	・差別や偏見があると思う場面や事由	-	-
問9	国は、平成25年6月、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的とした、「障害者差別解消法」を制定し、平成28年4月から施行となりますが、あなたはこの法律のことを知っていますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)法律の内容も含めて知っている	5	1.8%
		(イ)内容は知らないが、法律ができたことは聞いたことがある	79	28.6%
		(ウ)知らない	192	69.6%
問10	発達障害には、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、自閉症などがありますが、あなたは発達障害について知っていますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)障害の特性も含めて知っている 問11へ	54	19.6%
		(イ)一部を知っている 問11へ	110	39.9%
		(ウ)詳細は知らないが、障害の名称は聞いたことがある 問11へ	100	36.2%
		(エ)知らない	12	4.3%

設問	設問文	選択肢	回答数 (人)	回答率 (%)
問11	問10で「(ア)障害の特性も含めて知っている」、「(イ)一部を知っている」、「(ウ)詳細は知らないが、障害の名称は聞いたことがある」と答えた方に伺います。「発達障害者支援法」では、発達障害を持つ本人やその家族に対する支援が求められています。そのためには、発達障害についてまわりの理解が重要ですが、あなたは、発達障害について社会の理解があると思いますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)理解があると思う	7	2.7%
		(イ)どちらかといえば理解があると思う	56	21.4%
		(ウ)どちらかといえば理解がないと思う	110	42.0%
		(エ)理解がないと思う	38	14.5%
		(オ)どちらともいえない	28	10.7%
		(カ)わからない	23	8.8%
問12	国連は、平成18年12月、障害者の権利や尊厳を保護・促進するため、障害を理由とする差別の禁止や、障害のある人が障害のない人と同じように暮らすためのさまざまな施策を包括的に定める「障害者権利条約」を採択し、日本はこの条約の締結に向けてさまざまな取組を進め、平成26年1月、批准したところですが、あなたはこの条約のことを知っていますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)条約の内容も含めて知っている	5	1.8%
		(イ)内容は知らないが、条約ができたことは聞いたことがある	55	19.9%
		(ウ)知らない	216	78.3%
問13	障害のある人となない人が同じように生活していくために必要となること、例えば、商店の入り口などのスロープの整備や点字ブロックや音声案内などの配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うこともあります。あなたは、あなたはどうしますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う	31	11.2%
		(イ)可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う	180	65.0%
		(ウ)負担がなければ、配慮や工夫を行う	45	16.2%
		(エ)配慮や工夫を行うことは難しい	2	0.7%
		(オ)一概にいえない	14	5.1%
		(カ)わからない	5	1.8%
問14	あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。	(ア)障害のある人の雇用の促進	199	16.4%
		(イ)障害者になっても継続して働くことができる体制の整備	195	16.1%
		(ウ)障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備	142	11.7%
		(エ)職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備	110	9.1%
		(オ)職場での事故防止体制の充実	97	8.0%
		(カ)障害のある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実	101	8.3%
		(キ)障害や障害のある人への理解を深めるための研修・啓発活動の実施	102	8.4%
		(ク)障害のある人に配慮した商品の開発	79	6.5%
		(ケ)障害に関連する分野での国際協力の推進	25	2.1%
		(コ)障害のある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援	80	6.6%
		(サ)障害者団体に対する経済的支援	72	6.0%
		(シ)その他	0	0.0%
		(ス)わからない	8	0.7%
問15	障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。	(ア)障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動	127	10.5%
		(イ)ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	120	10.0%
		(ウ)生活の安定のための年金や手当の充実	115	9.5%
		(エ)障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	146	12.1%
		(オ)障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実	148	12.3%
		(カ)障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	171	14.2%
		(キ)保健医療サービスやリハビリテーションの充実	75	6.2%
		(ク)点字・手話、字幕放送などによる情報提供の充実	89	7.4%
		(ケ)防災・防犯対策の推進	64	5.3%
		(コ)障害を理由とする差別の解消、障害者の権利擁護	105	8.7%
		(サ)スポーツ、文化芸術活動等の振興	37	3.1%
		(シ)その他	0	0.0%
		(ス)わからない	9	0.7%
問16	5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思いますか。この中から1つだけお答えください。	(ア)かなり進んだと思う	8	3.0%
		(イ)ある程度進んだと思う	106	39.6%
		(ウ)あまり進んだと思わない	74	27.6%
		(エ)ほとんど進んだと思わない	27	10.1%
		(オ)どちらともいえない	20	7.5%
		(カ)わからない	33	12.3%

問8 差別や偏見があると思う場面や事由

- ・外見、言葉、話し方等で健常者の見方がかわる
- ・必要以上に配慮することによる逆の差別意識が生まれてしまうこと。
- ・相手の立場を理解しない言葉、態度等。
- ・困っている時に見て見ないふりをする。
- ・ほんの少しの配慮で周りと同じようにできるのに、その配慮がなく最初からはずされる。
- ・公共の乗り物内で一度は見るが目をそらす人が多い。
- ・障害者に対する公共施設においてインフラ整備が進んでいないと感じる。
- ・職業につく時が一番多いと思う。近所付き合いにおいても多少あると思う。
- ・学習中の障害、普通の行為がとれない場合の周囲の目。スムーズに進行できない周囲への妨げになるなど…。義務教育後の世の中へのかかわり、就労などの面でその門がとて狭い。
- ・就職面での差別。就職できる職種が限られる。能力があっても低賃金である。
- ・公共の場などで、動きまわったり、奇声をあげたりする方などに対して、まわりの目が冷たかったり、うるさいなどという場面を見た時。
- ・障害者の方がシルバーシートの前に立った時、皆寝たふりをした時。
- ・レストラン等でのせまさ。車イス利用者だと通れない。道路の段差。トイレの少なさ。
- ・障害があると言う事だけで、仕事をことわられる。
- ・公共施設で大声を出して、さわぎ出した時、まわりにいた人が冷ややかな目で、その人や保護者を見つめていた。
- ・バリアフリーでは無い所が多い。
- ・障害があるというだけで色メガネで見られがち。身体的な障害にはやはり日常生活の中で多少のハンディキャップが生じるのは事実で、時にはまわりの支援が必要になる。正直、面倒と思う人は一定数いる。また、精神的な障害の場合、何をされるか分からないという不安感が常にあり、余計に関わりたくないと思ってしまう。自分の身にふりかかる事になると自己保身に走りがちになり、差別や偏見につながっていると思う。
- ・障害者に対して偏見の目で見ると。邪魔者扱いする。
- ・障害者と一緒にいると面倒だということを言っているのを耳にした時。
- ・障害者が困っている時、見て見ぬ振り。施設などの利用の断り。
- ・聴力障害を持つ子の母が入居時、住宅周囲の人達へその事を伝え、車の走行速度等を気を付けて欲しいと話して周ったが、一部の人はその事に対して文句にちかい影口をたたいているのを聞いた。同じ子を持つ母でも理解のない人が多いと感じた。
- ・町内の行事等で偏見があると思う。
- ・オリンピックのメダリストはほとんどの人が知っているが、パラリンピックのメダリストはほとんどだれも知らない。
- ・段差や階段など歩ける人に合わせて作られた建物。点字や音声案内が「あたりまえ」のこととして整備されていない。介助すること、助け合うことを特別なことととらえる考え方など。
- ・仕事をできる事しかさせない。サービス業などではお客さんの前に出さない。明らかに言葉づかいが違う。
- ・障害の中身(身体、知的、精神)をよく知っている人自体が少なく、教育もされていないので、腫れもののような存在としてあつかわれる。障害者はかわいそうな人であるという認識はあるが、知識がないため、配慮をもとめても、どういことが配慮になるのか分からない人が多い。
- ・自閉症の子供が学校で理解されなくて、余計不安定になった。
- ・障害のある人の側へよらない。何か別のものを見るような態度をする。必要以上に手をかける、世話をやく。
- ・日常生活の中で健常者の暮らしの中で普通に生活出来る仕組が充分にできていない。社会的に健常者と同等の位置で仕事ができるようになっていないと思う。
- ・盲導犬を連れた方が利用できる店、場所に制限がある時。
- ・点字ブロックの上に自転車がとめてあったり、物が置いてあったりする。
- ・すべての人がいろいろな障害に対して理解しているわけではないので、特性のある障害者の行動に対してジロジロ・罵倒などある
- ・地域の行事や催し物で、障害者を優先させるようなことが、多くてもよいと思うが、実態はそうでもない。